

平成19年度
包括外部監査結果報告書

「商工労働部における補助金及び貸付金について」

平成20年3月19日

島根県包括外部監査人
福田龍太

目 次

第1章	外部監査の概要	1
第1	外部監査の種類	1
第2	監査の対象とした特定の事件	1
第3	対象部署	1
第4	対象期間	1
第5	特定の事件を選定した理由	1
第6	監査の着眼点（監査の要点）	3
第7	監査手続	5
第8	監査の実施期間	5
第9	監査の体制	5
第10	利害関係	5
第2章	外部監査の対象	6
第1	島根県商工労働部の概要	6
第2	島根県の商工労働行政	10
第3	監査対象	13
第3章	外部監査の結果及び意見の要約	17
第1	事務執行上の指摘事項及び意見	17
第2	効果の測定とフィードバックについて	26
第4章	外部監査の結果及び意見	38
第1	商工政策課－補助金	38
I	島根県学会等開催支援事業費補助金	38
第2	観光振興課－補助金	40
I	島根県観光連盟補助金（台湾人観光客誘致促進事業補助金を含む）	40
II	広域観光商品開発支援事業費補助金	44
III	観光トップブランド創出事業支援補助金	46
IV	石見銀山遺跡来訪者受入体制整備等支援補助金	51
V	県民との協働による島根づくり事業補助金	53
第3－1	しまねブランド推進課－補助金	56
I	しまね県産品ブランド化実行プラン支援補助金	56
II	財団法人しまね産業振興財団国際経済事業費補助金	61
III	独立行政法人日本貿易振興機構松江貿易情報センター運営費補助金	62
IV	境港貿易振興会事業費補助金	63
V	県民との協働による島根づくり事業補助金	65
第3－2	しまねブランド推進課－貸付金	67
I	伝統工芸雇用就業資金貸付金	67
第4	産業振興課－補助金	73
I	島根県知的財産活用啓発事業費補助金	73
II	財団法人しまね産業振興財団管理費補助金	74
III	しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金	76
IV	休廃止鉱山鉱害防止工事費補助金	77
V	ソフトビジネスパーク島根賃貸型オフィス整備促進事業空室補助金	78
VI	島根県食品の安全性等検証試験補助金	80
VII	資源循環型技術開発事業費補助金	82

第5 章	企業立地課	— 補助金	84
	I	島根県企業立地促進助成金	84
	II	島根県ソフト産業家賃等補助金	91
	III	情報通信費補助金	92
	IV	特定通信費補助金	95
	V	益田拠点工業団地造成事業費補助金	97
	VI	拠点工業団地立地促進補助金	98
	VII	島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金	100
第6 章	経営支援課	— 補助金	101
	I	中小企業制度融資特別資金（同和対策資金利子補給金）	101
	II	信用保証協会保証料補給金	101
	III	島根県商業活性化重点的支援事業費補助金	103
	IV	県民との協働による島根づくり事業補助金	105
	V	島根県小規模事業経営資源強化対策費補助金	106
	VI	島根県商店街振興組合指導事業費補助金	109
	VII	島根県商工団体活動推進事業費補助金	110
	VIII	小規模事業経営支援事業費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金	111
	IX	島根県中小企業連携組織対策事業費補助金	113
	X	財団法人しまね産業振興財団設備資金貸付事務費補助金	115
	XI	島根県県単中小企業設備貸与事業利子補給金	116
	XII	小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金	116
	XIII	島根県県単中小企業設備貸与事業円滑化補助金	117
第6 章	経営支援課	— 貸付金	118
	I	中小企業制度融資貸付金	118
	II	企業立地関係資金貸付金	122
	III	環境資金貸付金	124
	IV	小規模企業者等設備資金貸付金 小規模企業者等設備貸与資金貸付金	126
	V	県単中小企業設備貸与資金貸付金	127
	VI	中小企業高度化資金貸付金	127
第7 章	財団法人しまね産業振興財団		133
一	産業振興財団の概要		133
二	しまねブランド推進課→産業振興財団		136
	I	財産法人しまね産業振興財団国際経済事業費補助金	136
三	産業振興課→産業振興財団		137
	I	財産法人しまね産業振興財団管理費補助金	137
	II	しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金	140
四	企業立地課→産業振興財団		155
	I	情報通信費補助	155
五	経営支援課→産業振興財団（貸付金）		156
	I	設備資金貸付事業・設備貸与事業に（国補事業・県単独事業）係る貸付金	156
第5 章	監査を終えて		162
第6 章	平成19年度包括外部監査の日程等について		165

第1章 外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

第2 監査の対象とした特定の事件

商工労働部における補助金及び貸付金について

第3 対象部署

島根県商工労働部のうち、商工政策課、観光振興課、しまねブランド推進課、産業振興課、企業立地課、経営支援課及び財団法人しまね産業振興財団（以下「産業振興財団」という。）。

第4 対象期間

平成18年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日）。ただし、必要に応じて過年度に遡及するとともに、平成19年度以降の見込みも参考にした。

第5 特定の事件を選定した理由

I. なぜ「商工労働部」なのか

島根県の産業構造は、政府サービスや公共投資に依存する建設業など、公共事業への依存の割合が高い一方、製造業の割合が低いことに特徴があり、県内の企業は、近年の国や地方公共団体における歳出削減の流れから公共事業が大幅に減少していることの影響を強く受けている。このため、大都市圏を中心に企業の生産活動が堅調に推移し景気回復が進んでいるといわれながら、島根県はその効果が及んでいるとは到底いえない状態であり、依然として厳しい状況にある。

このような中、国も島根県とともに厳しい財政状況下にあり、公共事業のさらなる縮小が見込まれることから、島根県が自立的に発展していくためには、産業構造自体を民需主体の構造へと転換していく必要がある。

このような背景・状況に鑑み、また島根県知事も「活力ある島根」を築くためには産業振興が重要であると述べていることからすれば、島根県の産業振興についての県民の関心は高く、産業振興において重要な役割を担う商工労働部を監査の対象部署とするることは意義があると考えた。

なお、商工労働部のうち労働政策課については、所掌事務が雇用就業支援、労働者福祉、職業能力開発など労政関係のものであり、他の部署が行っている商工業振興施策とその性質を異にする。このため、上記労働政策課の所掌事務の重要性は認識しつつも、対象部署を商

工労働部とした理由に照らし監査対象から除外することとした。

II. なぜ「補助金・貸付金」なのか

商工労働部の「補助金及び貸付金」を特定の事件として選定した理由は以下のとおりである。

1. 量的な視点（決算額ベース）

商工労働部の平成18年度の決算額は、後記第2章2(2)「商工労働部の予算・決算の概要」記載のとおり53,419百万円（一般会計50,574百万円、特別会計2,844百万円）である。これを費目別でみると、最も多くの金額の支出がなされているのが貸付金で、労働政策課を除いて41,623百万円（一般会計41,152百万円、特別会計471百万円）の歳出があり、商工労働部の決算額の78%を占めている。また、貸付金の次に多くの金額の支出がなされているのが補助金で、労働政策課を除いて4,529百万円（一般会計4,360百万円、特別会計56百万円）の歳出があり、商工労働部の決算額の8%を占めている。

従って、補助金と貸付金を監査対象とすれば決算額ベースで商工労働部の9割近く（86%）が監査対象になる。

2. 質的な視点

後記第2章2(2)「商工労働部の予算・決算の概要」②「平成18年度歳出別決算」記載のとおり、商工労働部においては、報酬、給料、手当にはじまり、旅費、交際費等様々な費目が計上されている。

これらの歳出は、それぞれ何らかの形でわが県の産業振興に寄与しているものと考えられるが、このうち補助金は、

- ① 交付先に直接金銭を交付し
- ② 交付した県は反対給付を求めない

という特質があるため、他の費目とは異質のものといえる。

このような特質があることから、補助金については、産業振興等の補助金交付の目的に照らし、「その効果の発現に真に資するものであるか」という点について、他の費目よりも厳格に管理される必要がある。さらに、その効果の測定は、費用対効果の観点から、適切、かつ、できる限り金額での評価が可能な指標により行うことが期待される。

また「反対給付を求めない金銭的支出」という上記2つの特質を踏まえ、公金を

- ③ 特定の交付先に支給する

という点についても注意が必要となる。なぜなら、補助金交付の目的を産業振興等として設定する以上、公金たる補助金交付による効果は特定の交付先のみにとどまることなく広く県民全体に及ぶ必要があるからである。

このように、補助金は、その事務処理において考慮すべき特殊な要素があり、質的に重

要な費目であるといえる。

また、貸付金は、貸付先への金銭の支出を伴い、貸し付けた金銭の返還を受けてこれを繰り返し利用することが前提となっている点で他の費目とは異質のものといえる。このような特質があることから、貸付金については、回収不能となる貸付を最小限に抑えるべく適切な債権管理を行う必要がある。

この債権管理が適切に行われないと、回収不能貸付が増加して無駄な公金の流出を生むことになり、この点で他の費目に比して質的に重要な費目であるといえる。

このように、商工労働部の補助金及び貸付金は、量的・質的いずれの視点からも重要であるといえ、補助金及び貸付金の事務の執行が適法かつ効果的に実行されているか否かを検証することは意義のあることと考えられる。

よって、商工労働部における補助金及び貸付金を本年度における特定の事件として選定した。

第6 監査の着眼点（監査の要点）

I. 補助金について

1. 着眼点の総括

監査の着眼点を総括すると以下のとおりである。

- (1) 補助対象は適切か、公益上の必要性はあるか。
- (2) 補助金の申請、決定、交付等の手続は定められた手順によっているか。

監査対象とした各補助金について、交付に関する全ての事務手続きの流れ（事務フロー）に関する資料を徴求し、そのフロー自体が「補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）」やその他関係する全ての法令に準拠しているか、また内部統制手続として必要十分であるか、といった視点により監査を行った。

- (3) 補助金額の算定及び交付時期は適切か。

上記（2）のフローに準拠して補助金額が適切に算定され、適切な時期に交付されているか、という視点により監査を行った。

- (4) 補助事業の実績報告は適切か。

各補助事業の実績報告書について、所定のフォームに従い、必要事項が網羅的かつ適切に報告されているか、という視点により監査を行った。

- (5) 補助交付団体への指導・監督は適切か。

事業開始時点、中途段階、終了時点など各段階においてチェックを行うルール付けがなされているか、そのルールに従って適切に指導・監督がなされているか、またその指摘事項等が文書で保管され、関係者間で当該情報が共有されているか（回覧印など）、といった視点により監査を行った。

(6) 補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か。

下記2.を参照されたい。

2. 補助金における「効果測定及びそのフィードバック」の視点について

上記第5「特定の事件を選定した理由」において、補助金は、①交付先に直接金銭を交付し、②交付した県は反対給付を求めず、③特定の交付先に支給されるがその効果は広く県民全体に及ぶ必要があるという点で、他の費目よりもその効果の測定（費用対効果）という点をより意識した管理がなされるべきものとして「質的に重要である」と位置付けた。

このため、本監査では、各補助金について、上記1. (1) から (5) 記載の着眼点で事務処理等の適否について監査を行い、指摘すべき点を【指摘事項】として記載するとともに、上記1. (6) の効果測定については、以下の各段階に従って補助金交付による効果測定の検証を行い、それについての意見を、原則として各補助金ごとに別途【効果の測定とフィードバックについて】との項目を設けて記載することとした。

- ① 各補助金は、その交付要綱等において、補助金交付の「目的」が特定されているか。
- ② 補助金交付による「目的」の達成度を測定するための合理的な「尺度（ものさし）」が設定されているか。
- ③ 設定した「尺度」により、補助金交付による効果が合理的に分析・測定されているか。

なお、「補助金交付目的が不明確」あるいは「効果測定が行えない」といった場合には、そもそも上記1. (1) 「補助金自体に公益上の必要性があるか否か」の問題として検討したものもある。

II. 貸付金について

貸付金については、事務処理等の適否について監査を行うとともに、上記第5「特定の事件を選定した理由」において記載したとおり、適切な債権管理が重要であると考えられることから、特にこの点を意識することとした。

なお、県による貸付金は、一般的に市中金融機関による貸付金よりも貸付条件の点で有利な資金調達手段であることなどから、補助金と同様、産業振興等の目的を有するともいえ、この目的に照らして費用対効果の観点から当該貸付を行うことによる効果を測定することも考えられる。しかしながら、貸付金は、貸し付けた金銭が返還される点で補助金と異なり、このことから投入した費用に対応する効果が測り難く、また、補助金ほどその目的達成度合いを厳格に判断しなくてもよいものと考えられる。このため、本監査においては、貸付金について、その効果測定の検証は行っていない。

貸付金について意識した監査の着眼点は以下のとおりである。

- (1) 制度融資に関する貸付事務は規則に準拠しているか。
- (2) 制度融資以外の融資に関する貸付事務は規則に準拠しているか。
- (3) 債権管理は規則に準拠しているか。またその管理手続は効率的になされているか。

また、貸付金については平成12年度の包括外部監査の対象となっており、当該監査で指摘された事項についての措置状況についても、検証を行っている。

第7 監査手続

実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

- (1) 関係帳簿及び証拠資料（交付要綱等関連文書、交付申請書、起案用紙、支出負担行為票、実績報告書など）閲覧及び照合
- (2) 関係者からの状況聴取
- (3) その他必要と認められた監査手続

なお、本監査は、原則として試査により行われているため、本監査における指摘事項や意見等により監査対象のすべてについて断じるものでないことに留意されたい。

第8 監査の実施期間

平成19年4月から平成20年3月まで

第9 監査の体制

監査委員との協議を経て、下記の者を補助者とした。

利弘 健 (公認会計士)

大村 修二郎 (弁護士)

第10 利害関係

監査の対象とした事件に関し、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

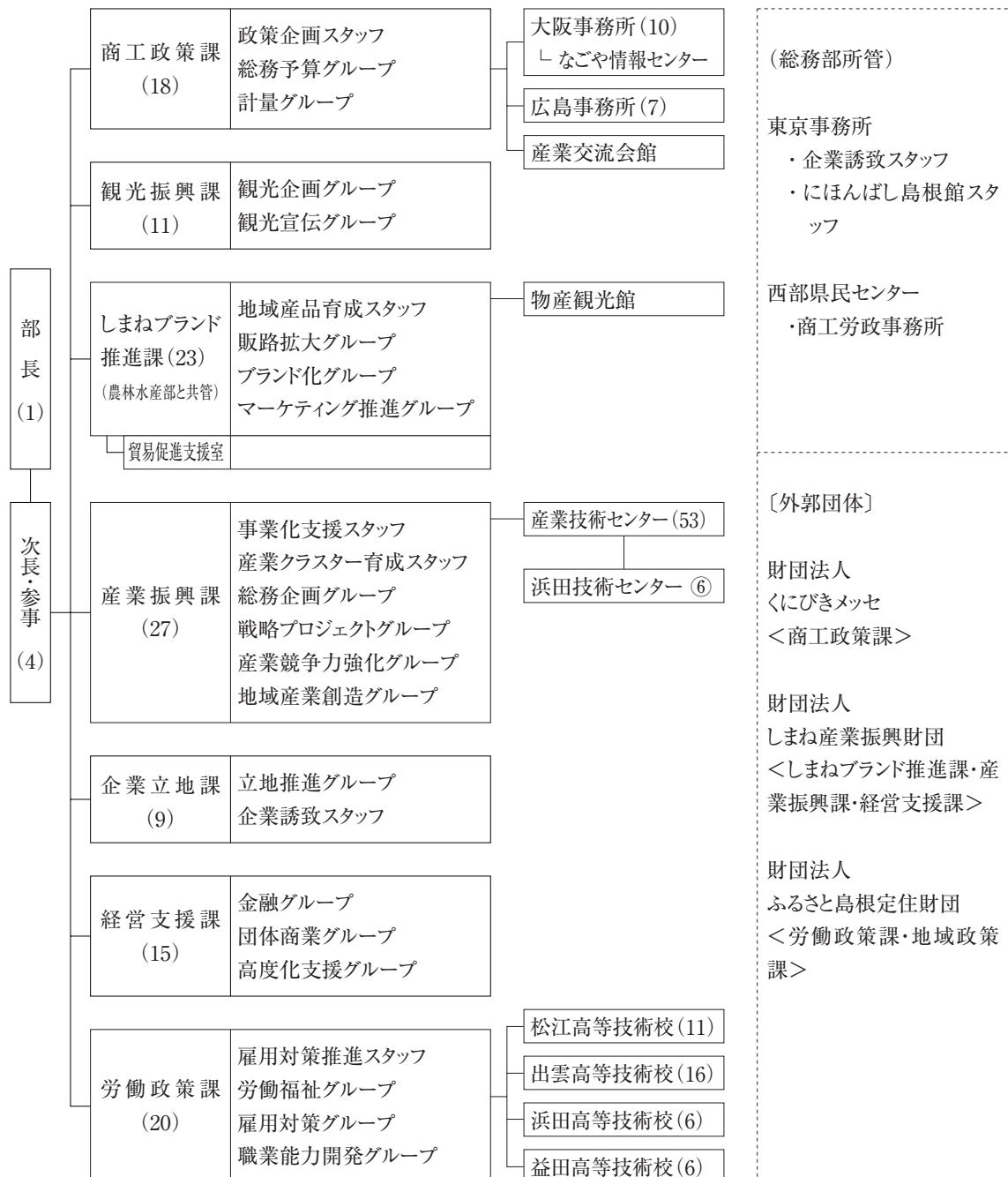
第2章 外部監査の対象

第1 島根県商工労働部の概要

1. 商工労働部の機構

平成19年4月1日現在の商工労働部の機構及び職員配置の状況は以下の表のとおりであり、本庁に128名、地方機関に109名の合計237名の職員が配置されている。

() 内の数字は県職員数 ○ 内の数字は内数



2. 予算・決算の状況

(1) 過去5年間の島根県の歳出決算の推移

(単位：千円)

		H14年度決算額	H15年度決算額	H16年度決算額	H17年度決算額	H18年度決算額
一般会計						
1	議会費	1,147,121	1,037,020	987,151	958,758	934,179
2	総務費	32,632,736	39,726,639	41,121,132	25,810,752	22,509,545
3	民生費	42,357,028	33,652,710	31,002,394	32,807,929	33,526,173
4	衛生費	21,630,570	20,824,985	20,693,027	21,398,792	20,502,942
5	労働費	3,564,040	3,492,204	2,945,355	1,858,972	1,591,016
6	農林水産業費	90,153,086	72,928,181	63,036,045	55,985,650	45,816,484
7	商工費	44,583,199	51,482,476	50,953,888	50,062,290	48,810,005
8	土木費	155,812,543	128,639,402	115,030,661	109,495,193	99,786,668
9	警察費	23,602,317	22,308,515	22,150,807	21,271,713	20,997,904
10	教育費	111,305,767	108,152,019	110,863,227	104,189,325	94,662,284
11	災害復旧費	2,990,855	3,648,011	2,617,819	3,621,424	10,831,685
12	公債費	102,187,471	105,110,577	106,043,899	102,949,759	103,294,015
13	諸支出金	17,898,377	18,510,327	19,152,179	24,764,569	24,348,325
14	予備費	—	—	—	—	—
計		649,865,117	609,513,072	586,597,589	555,175,133	527,611,231
特別会計		21,874,458	21,170,163	23,789,960	125,038,463	121,266,152
合計		671,739,575	630,683,236	610,387,549	680,213,597	648,877,383

(2) 商工労働部の予算・決算の概要

① 平成18年度 款項目別予算・決算

(単位：千円)

会計	款	項	目	予算額	決算額
一般会計				50,905,532	50,574,741
	2 総務費			202,273	199,637
		1 総務管理費		202,273	199,637
			1 一般管理費	147,170	147,134
			9 県外事務所費	55,103	52,503
	5 労働費			1,553,164	1,467,315
		1 労政費		596,073	561,534
			1 労政総務費	84,521	84,519
			2 労働教育費	8,587	6,669
			3 労働福祉費	360,490	356,996
			4 雇用促進費	142,475	113,350
		2 職業訓練費		957,091	905,781
			1 職業訓練総務費	411,116	408,176
			2 高等技術校費	545,975	497,605
	6 農林水産業費			173,528	169,516
		1 農業費		173,528	169,516
			1 農業総務費	146,723	143,630
			5 農業振興費	25,932	25,296
			7 園芸特用作物対策費	873	590
	7 商工費			48,976,567	48,738,273
		1 商業費		44,158,049	44,128,075
			1 商業総務費	272,214	271,572
			2 商業振興費	43,560,305	43,535,148
			3 貿易振興費	77,271	76,313
			4 物産あっ旋事業費	248,259	245,042
		2 工鉱業振興費		4,295,835	4,108,765
			1 工鉱業総務費	737,315	737,183
			2 工鉱業振興費	3,210,856	3,051,707
			4 計量検定費	13,161	11,244
			5 産業技術センター費	334,503	308,631
		3 観光費	1 観光費	522,683	501,433
中小企業近代化資金特別会計				2,851,247	2,844,837
	1 中小企業近代化資金			2,851,247	2,844,837
		1 総務費	1 貸付総務費	27,219	23,026
		2 中小企業近代化資金貸付金		524,727	524,726
			1 設備資金貸付金	200,000	200,000
			2 設備貸与資金貸付金	219,356	219,356
			3 高度化資金貸付金	21,160	21,160
			4 県単設備貸与資金貸付金	84,211	84,210
		3 公債費	1 公債費	1,481,334	1,479,850
		4 一般会計繰出金	1 一般会計繰出金	817,967	817,235
商工労働部 合計				53,756,779	53,419,578

② 平成18年度 歳出別決算

(1) 一般会計

(単位：千円)

課名 節	商工政策課	観光振興課	ブランド推進課	産業振興課	企業立地課	経営支援課	労働政策課	部 計
1 報酬	5,324	5,630	-	39,811	6,502	1,573	111,691	170,531
2 給料	164,827	47,647	97,247	341,153	42,828	56,985	236,089	986,776
3 手当	103,636	25,360	50,095	182,171	23,864	29,729	127,895	542,750
4 共済費	50,926	15,313	29,395	102,514	13,973	16,838	87,094	316,053
7 賃金	1,986	1,486	1,590	16,718	1,637	775	8,970	33,162
8 報償費	55	990	4,535	27,618	862	454	110,307	144,821
9 旅費	9,589	12,434	46,005	60,105	10,705	2,535	11,449	152,822
10 交際費	400	-	-	-	-	-	-	400
11 需用費	21,510	12,781	18,263	116,520	4,558	1,154	82,813	257,599
12 役務費	5,065	4,305	10,112	10,993	15,031	111	9,027	54,644
13 委託費	2,907	109,054	146,191	312,382	42,435	1,004	203,606	817,579
14 使用料	29,590	1,889	88,301	10,350	1,241	437	5,422	137,230
15 工事費	38,501	76,166	-	6,516	-	-	-	121,183
16 原材料	-	-	-	-	-	-	-	-
17 公財産	-	-	-	-	-	-	-	-
18 備品費	5,173	546	857	224,532	444	-	6,074	237,626
19 補助費	40,727	116,618	105,829	395,215	2,026,548	1,865,186	113,413	4,663,536
(うち、補助金)	(33,932)	(59,852)	(24,977)	(357,971)	(2,018,751)	(1,865,068)	(112,399)	(4,472,951)
21 貸付金	-	-	7,850	12,000	-	41,132,288	350,000	41,502,138
22 補償費	6	-	-	698	-	346,749	-	347,453
23 償還金	-	-	-	166	-	5,456	304	5,926
24 出資金	-	-	-	-	-	-	-	-
25 積立金	-	-	-	-	-	-	2,592	2,592
27 公課費	107	-	-	96	-	-	569	781
28 繰出金	-	-	-	-	-	79,139	-	79,139
29 予備費	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	480,329	430,219	606,279	1,859,558	2,190,628	43,540,413	1,467,315	50,574,741

- ※ 上記補助金額には「県民との協働による島根づくり事業費補助金」が含まれていない。これは同補助金が環境生活部及び地域振興部の2部の所管であり、予算の執行は商工労働部で行うが決算は上記2部において行うためである。同補助金の平成18年度の交付額は、観光振興課400千円、しまねブランド推進課1,000千円、経営支援課1,200千円の合計2,600千円である。
- ※ 産業振興課貸付金（12,000千円）は、同課の予算を承認を得て経営支援課貸付金に流用するため貸付金に計上したものであり、産業振興課に貸付金はない。

(2) 特別会計（中小企業近代化資金特別会計）

(単位：千円)

目名 節	1-1-1 貸付総務費	1-2-1 設備資金 貸付金	1-2-2 設備貸与 資金貸付金	1-2-3 高度化資 金貸付金	1-2-4 県単設備貸与 資金貸付金	1-3-1 公債費	1-4-1	合計
							一般会計繰出金	
1 報酬	3,296	—	—	—	—	—	—	3,296
2 給料	6,608	—	—	—	—	—	—	6,608
3 手当	3,437	—	—	—	—	—	—	3,437
4 共済費	2,541	—	—	—	—	—	—	2,541
7 賃金	814	—	—	—	—	—	—	814
8 報償費	—	—	—	—	—	—	—	—
9 旅費	1,164	—	—	—	—	—	—	1,164
10 交際費	—	—	—	—	—	—	—	—
11 需用費	431	—	—	—	—	—	—	431
12 役務費	857	—	—	—	—	—	—	857
13 委託費	—	—	—	—	—	—	—	—
14 使用料	—	—	—	—	—	—	—	—
15 工事費	—	—	—	—	—	—	—	—
16 原材料	—	—	—	—	—	—	—	—
17 公財産	—	—	—	—	—	—	—	—
18 備品費	269	—	—	—	—	—	—	269
19 補助費	3,596	—	19,356	—	34,210	—	—	57,162
(うち、補助金)	(2,572)	—	(19,356)	—	(34,210)	—	—	(56,138)
21 貸付金	—	200,000	200,000	21,160	50,000	—	—	471,160
22 補償費	—	—	—	—	—	—	—	—
23 償還金	—	—	—	—	—	1,479,850	—	1,479,850
24 出資金	—	—	—	—	—	—	—	—
27 公課費	13	—	—	—	—	—	—	13
28 繰出金	—	—	—	—	—	—	817,235	817,235
29 予備費	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	23,026	200,000	219,356	21,160	84,210	1,479,850	817,235	2,844,837

第2 島根県の商工労働行政（商工労働行政の概要から転記）

島根県の産業構造は、前記第1章の第5「特定の事件を選定した理由」に記載したとおりであり、島根県が自立的に発展していくためには、産業構造自体を民需主体の構造へと転換していく必要がある。

こうしたことから、島根県は産業振興を重要施策と位置づけ、「新産業創出プロジェクト」「産業競争力強化プロジェクト」をはじめとする各種プロジェクトに取り組んでいる。また、県内の優れた地域資源を活用した産業振興やブランド力を持った商品開発などにも力を注ぎ、外貨の獲得と域内経済循環の形成及び雇用の創出につとめている。

島根県の商工労働行政の体系は、以下のとおりである。

**政策の柱Ⅰ 活力と働きの場を生みだす産業が
力強く展開する島根の国づくり**

政策 1 新産業、新事業の創出

【 施策 】		[基本事務事業]
—(1) 新産業創出	—————	1 新産業創出プロジェクト
—(2) 新事業の創出支援（第二創業を含む）	—————	1 新事業創出
—(3) 創業・起業の促進	—————	1 創業・起業の支援
—(4) 企業誘致の推進	—————	1 起業立地に対する金融支援事業 2 工業団地（基盤）の整備等 3 企業の誘致 4 工場立地法の施行

政策 2 戦略的な生産・販売による創造的な産業活動の促進

【 施策 】		[基本事務事業]
—(1) 商工業の経営・技術革新の支援	—————	1 経営力強化への支援 2 販売力強化への支援 3 物流効率化促進事業 4 技術開発力・商品開発力の強化の支援 5 知的財産の活用 6 産業振興支援体制の整備 7 國際経済交流の促進 8 島根県産業人材確保推進事業
—(2) (農林水産業の生産力の向上支援)	—————	1 ブランド產品の育成
—(3) 農林水産、商工の連携の推進	—————	1 ブランド產品等の販路開拓の推進 2 農林水產物輸出対策
—(4) 県産品の販路開拓・拡大の支援	—————	1 産学官連携促進事業
—(5) 産学官の連携促進	—————	

政策 3 地域資源を活かした産業の振興

【 施策 】		[基本事務事業]
—(1) 観光と交流人口の拡大	—————	1 観光トップブランド創出事業 2 「快適観光地しまね」形成事業 3 観光客誘致事業 4 観光関係調査・計画事業 5 コンベンションの振興
—(2) (地域特性を活かした高付加価値による 農林水産業の振興)	—————	1 地産地消総合推進事業
—(3) 魅力ある商業の振興	—————	1 中小商業活性化対策事業 2 大規模小売店舗の適正立地に関する事務
—(4) 伝統産業の育成	—————	1 伝統工芸品の育成
—(5) 特色ある地域ビジネスの育成	—————	1 地域ビジネス創出事業

政策 4 産業を担う人づくり

【 施策 】		[基本事務事業]
—(1) (農林水産業の新たな担い手の育成)	—————	1 職業能力開発の計画的推進事業
—(2) 多様な職業能力開発の推進	—————	2 高等技術校運営事業 3 学卒者等の職業能力開発事業 4 求職者の職業能力開発事業 5 在職者の職業能力開発事業 6 技能振興事業

政策 5 経営の安定強化の支援

【 施策 】

〔基本事務事業〕

- (1) (農林水産業の経営安定強化の支援)
 - (2) 商工業の経営安定化の支援
- 1 中小企業に対する金融支援事業
 - 2 中小企業者等経営支援事業
 - 3 産業振興プログラム推進事業

政策 6 雇用・就業環境の整備、定住の促進

【 施策 】

〔基本事務事業〕

- (1) 雇用・就業の促進
 - (2) (U I ターンの促進)
 - (3) 労働福祉の充実
- 1 円滑な就職促進事業
 - 2 緊急雇用対策事業
 - 1 労働福祉の充実促進事業
 - 2 労使関係の安定促進事業

政策の柱 II それぞれの地域で安全・安心な
生活ができる島根の国づくり

政策 1 安全な生活の確保

【 施策 】

〔基本事務事業〕

- (6) 消費者対策の推進
- 1 割賦販売法に関する事務
 - 2 貸金業法に関する事務
 - 3 適正な計量の推進
 - 4 電気工事等に関する安全確保事務

政策 2 食の安全・安心の確保

【 施策 】

〔基本事務事業〕

- (2) 生産から消費に至る安全確保対策の推進
- 1 食品流通対策事業

政策の柱 III 豊かな環境のもとに快適な生活が
できる島根の国づくり

政策 2 環境への負荷の少ない循環型社会の実現

【 施策 】

〔基本事務事業〕

- (1) 廃棄物等の循環システムの構築
 - (2) 地域における環境保全の推進
- 1 資源循環型技術経営支援事業
 - 1 環境対策を行う企業に対する金融支援事業
 - 2 鉱業法等に関する事務

第3 監査対象

1. 商工政策課

以下のすべての補助金を監査対象とした。

(単位：千円)

補助金等の名称	件数	平成18年度交付額
島根県学会等開催支援事業費補助金	1	33,932
合計	1	33,932

2. 観光振興課

以下のすべての補助金を監査対象とした。

(単位：千円)

補助金等の名称	件数	平成18年度交付額
島根県観光連盟補助金	1	10,696
広域観光商品開発支援事業費補助金	2	1,574
観光トップブランド創出事業支援補助金	3	38,582
台湾人観光客誘致促進事業補助金	1	1,500
石見銀山遺跡来訪者受入体制整備等支援補助金	1	7,500
県民との協働による島根づくり事業補助金	1	400
合計	9	60,252

3. しまねブランド推進課

(1) 補助金

以下のすべての補助金を監査対象とした。なお、交付先が産業振興財団である補助金（下表に※印を付したもの）については、産業振興財団の関係業務も監査対象とした。

(単位：千円)

補助金等の名称	件数	平成18年度交付額
県産品ブランド化実行プラン支援補助金	5	4,300
(財)しまね産業振興財団国際経済事業補助金	1	8,900
(独)日本貿易振興機構 松江貿易情報センター運営費補助金	1	10,777
境港貿易振興事業費補助金	1	1,000
県民との協働による島根づくり事業補助金	1	1,000
合計	9	25,977

※

(2) 貸付金

以下のすべての貸付金を監査対象とした。

(単位：千円)

貸付の名称	平成18年度 貸付額	貸付先	件数	貸付条件		
				貸付期間	利率	償還方法等
伝統工芸雇用就業資金	7,850	(社)島根県物産協会	1	H18.4.1 ～H19.3.31	無利子	元金一括償還
合計	7,850	-	1	-	-	-

4. 産業振興課

以下のすべての補助金を監査対象とした。なお、交付先が産業振興財団である補助金（下表に※印を付したもの）については、産業振興財団の関係業務も監査対象とした。

(単位：千円)

補助金等の名称	件数	平成18年度交付額	
知的財産活用啓発事業費補助金	1	2,400	
しまね産業振興財団管理費補助金	1	183,773	※
しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金	1	158,993	※
休廃止鉱山鉱害防止工事費補助金	1	1,054	
ソフトビジネスパーク島根賃貸型オフィス整備促進事業空室補助金	1	1,487	
島根県食品の安全性等検証試験補助金	3	4,231	
資源循環型技術開発事業費補助金	2	6,031	
合計	10	357,971	

5. 企業立地課

以下のすべての補助金等を監査対象とした。なお、交付先が産業振興財団である補助金（下表に※印を付したもの）については、産業振興財団の関係業務も監査対象とした。

(単位：千円)

補助金等の名称	件数	平成18年度交付額	
島根県企業立地促進助成金	10	1,523,753	
島根県ソフト産業家賃等補助金	4	53,857	
情報通信費補助金	1	28,429	※
特定通信費補助金	2	36,211	
益田拠点工業団地造成事業費補助金	1	87,501	
拠点工業団地立地促進補助金	2	156,655	
原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金	1	132,343	
合計	21	2,018,751	

6. 経営支援課

(1) 補助金

以下のすべての補助金等を監査対象とした。なお、交付先が産業振興財団である補助金（下表に※印を付したもの）については、産業振興財団の関係業務も監査対象とした。

(単位：千円)

補助金等の名称	件数	平成18年度交付額	
中小企業制度融資特別資金 (同和対策資金利子補給金)	2	38	
信用保証協会保証料補給金	1	60,000	
島根県商業活性化重点的支援事業費補助金	21	12,068	
県民との協働による島根づくり事業補助金	1	1,200	
小規模事業経営資源強化対策費補助金	5	100,722	
商店街振興組合指導事業費補助金	1	2,000	
商工団体活動推進事業費補助金	1	236	
小規模事業経営支援事業費・小規模事業対策 推進事業費補助金	56	1,570,201	
中小企業連携組織対策事業費補助金	1	119,801	
しまね産業振興財団設備資金貸付事務費補助金	1	2,572	※
県単中小企業設備貸与事業利子補給金	2	1,329	※
小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金	1	19,356	※
県単中小企業設備貸与事業円滑化補助金	1	32,881	※
合 計	94	1,922,406	

(2) 貸付金

以下のすべての貸付金を監査対象とした。なお、貸付先が産業振興財団である貸付金については、産業振興財団の関係業務も監査対象とした。

(単位：千円)

貸付の名称	平成18年度 貸付額	貸付先	件数	貸付条件		
				貸付期間	利率	償還方法等
中小企業制度融資	38,671,861	各金融機関	26	H18.4.3 ～H19.3.31	無利子	元金一括償還 (預託)
企業立地関係資金 貸付金	2,308,837	各金融機関	16	H18.4.3 ～H19.3.31	無利子	元金一括償還 (預託)
環境資金貸付金	163,590	各金融機関	6	H18.4.3 ～H19.3.31	無利子	元金一括償還 (預託)
小規模企業者等設備資金貸付金	200,000	(財)しまね 産業振興財団	1	H18.6.5 ～H26.6.4	無利子	2年据置6年 均等償還
小規模企業者等設備 貸与資金貸付金	200,000	(財)しまね 産業振興財団	1	H18.6.5 ～H26.6.4	無利子	2年据置6年 均等償還
県単中小企業設備 貸与資金貸付金	50,000	(財)しまね 産業振興財団	1	H18.6.5 ～H26.6.4	無利子	2年据置6年 均等償還
中小企業高度化資 金貸付金	21,160	(独)中小企業 基盤整備機構	1	H19.3.15 ～H33.11.30	無利子	1年据置14年 均等償還
合計	41,615,448	—	52	—	—	—

※ 後記第6-2 経営支援課一貸付金 II.企業立地関係資金貸付金(3)の<県から金融機関への預託額>には、基金運用利息(平成18年度 855千円)が含まれているため、その分だけ上記金額と異なる。

第3章 外部監査の結果及び意見の要約

本監査において抽出した問題点を要約すると以下のとおりである。

第1 事務執行上の指摘事項及び意見

I. 補助金

課	補助金名	指摘事項	概要
観光振興課	島根県観光連盟補助金	①	<p>観光連盟と島根県商工労働部観光振興課について、観光連盟の定款に記載された事業内容と、観光振興課の平成18年度行政評価結果による実施事業とで、事業内容が重複しているものが多くある。また、人員の面から見ても、実質的には観光振興課の観光宣伝グループ等も一体となって県の観光振興活動を行っている状況にあり、民間から選任された理事等が主体となった観光連盟独自の事業活動は、現在ほとんど行っていない。</p> <p>このような事業状況によれば、観光連盟が県から独立して存在している意義は薄いといえ、県として観光連盟の役割を明確化して観光振興活動を行っていかなければ、業務執行が不効率化するおそれがある。</p>
	広域観光商品開発支援事業費補助金	①	<p>平成18年度の補助金交付先について、補助金要求時点の見積報告書の記載内容と収支計画書が、事業終了時点で提出された実績報告書とほぼ同じものであった。事業計画の収支と実績報告の収支が全く一致することは通常無いという前提のもと、本当に合致していたのであれば、両者が全く合致していることにおける合理性についての記述があってしかるべきである。</p>
	観光トップブランド創出事業支援補助金	① ②	<p>補助対象団体の内1先について、費目別の実績報告がなかった。費目別の明細が分かる資料が合わせて保管されていないと、補助対象外経費が含まれていないか否かを判断できないため、費目別に把握できる資料も合わせて微探し、保管すべきである。</p> <p>平成17年度の補助金支出分について、平成17年7月3日に交付決定した補助金支出のうち1件について、支出負担行為票の作成が遅れたため、県の出納局審査課から厳重</p>

課	補助金名	指摘事項	概要
観光振興課	観光トップブランド創出事業支援補助金		注意を受けている（11月7日に事後措置済み）。個々の担当者への徹底も必要であるが、全課的に、このような網羅性をチェックする統制システムを作つて対応することを考えることも必要である。
	石見銀山遺跡来訪者受入体制整備等支援補助金	①	実績報告書を査閲したところ、補助対象外経費と思われる費用が一部混入していた。 これらの費用については、少なくとも対象として相応しいか否かの検討を行つた証跡が残存していて然るべきものである。チェック機能が形骸化していないか内部で再確認し、統制手続を徹底させるべきと考える。
	県民との協働による島根づくり事業補助金	①	当課主管の平成18年度交付確定先から異なる2種類の収支計画書が提出されていた。複数の収支計画書が残存して管理されていることと、「正」となった変更後収支計算書に応募者の押印がなかったことが内部統制上問題となるだけでなく、県の指導後の補助金減額後の事業計画の実効性が相当程度失われたのではないかという疑念が生じるため、変更後の収入に応じた支出計画なりの事業内容に関する再検討の証跡が残存していて然るべきである。
しまねブランド推進課	しまね県産品ブランド化実行プラン支援補助金	①	「しまね県産品ブランド化実行プラン支援補助金交付要綱」第2条（補助金交付の目的等）には、「選定実行プラン」に係る産品のブランド化に取り組む事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する」としか記載がなく、要綱における本補助金の交付目的が不明確となっている。
	財団法人しまね産業振興財団国際経済事業費補助金	①	要綱記載の本補助金の交付目的について、「産業振興財団が行う国際経済事業の円滑な推進に資すること」を目的としており、文面だけ読むと「産業振興財団の運営を円滑に行えるようにすることを目的とする」とも読める。あくまで本補助金の目的は産業振興財団の運営円滑化を通じて県内企業の振興を図ることがその目的と考えるために、実情に合わせて改訂することが望ましい。

課	補助金名	指摘事項	概要
しまねブランド推進課	独立行政法人日本貿易振興機構松江貿易情報センター運営費補助金	①	本補助金の交付要綱では、本補助金の交付目的について「独立行政法人日本貿易振興機構松江貿易情報センターの円滑適正なる運営と効率的な事業活動を推進する」と記載しているが、同センターの適正なる運営等を推進すること自体を補助金交付の目的とすることは考えられず、この記載では同センターの適正なる運営等を推進することによりいかなる公益上の目的を達成しようとしているのかが明らかでない。実際には、同センターの適正なる運営等を推進することにより、県内の商工業を振興することなどを目的として本補助金は設置されているとのことであり、その旨を交付要綱に明確に記載すべきである。
	境港貿易振興会事業費補助金	①	本補助金の交付要綱では、本補助金の交付目的について「境港貿易振興会が行う境港の利用促進を図るための事業の円滑な推進に資する」と記載している。しかしながら、当該事業を円滑に推進すること自体を補助金交付の目的とすることは考えられず、この記載では当該事業を円滑に推進することによりいかなる公益上の目的を達成しようとしているのかが明らかでない。このため、これについて交付要綱に明確に記載すべきである。
産業振興課	島根県知的財産活用啓発事業費補助金	①	交付要綱記載の本補助金の目的に「…知的財産についての理解を深め、その活用に精通した人材を育成することを目的とする」とあるが、この記載では、知的財産活用に精通した人材を育成して、以って何を実現するのか、という視点が欠如している。また、本来は民間や高等教育機関が必要に応じて自主的に実施する必要がある性格の事業であると考えられるところ、「公益上の必要性」の観点からも問題となる可能性がある。 知的財産活用に精通した人材を育成することがどのようにわが県の利益に繋がるのか、について要綱で明確にするべきである。
	休廃止鉱山鉱害防止工事費補助金	①	本補助金の設置目的が要綱等により明らかにされていない。

課	補助金名	指摘事項	概要
産業振興課	休廃止鉱山鉱害防止工事費補助金	②	本来、休止した鉱山から出る坑廃水の処理は、鉱山を運営していた事業者ないし鉱業権を設定した国の責任で行うべきであり、県が坑廃水処理に必要な経費に対して補助を行うことについては疑問を感じるところである。
	ソフトビジネパーク島根賃貸型オフィス整備促進事業空室補助金	①	本補助金交付により達成しようとしている目的は整備した賃貸オフィスへの入居率向上にあるものと考えられるが、「当該賃貸オフィスに空室が生じた場合に、当該空室に入居者があれば得られるべき家賃の一部を事業者に補助する」という本補助金の内容とこの目的が整合していないといえ、要綱を見直す必要がある。
企業立地課	島根県企業立地促進助成金	①	平成17年度分の補助金支出分について、平成17年2月16日に交付決定した補助金支出の支出負担行為票の作成が遅れたため、県の出納局審査課から厳重注意を受けている(5月7日に事後措置済み)。これは、H17年度からH21年度までの期首に支出負担行為を実行する必要が生じたところ、これについて実際の交付要求が毎年提出されるものではないことから、担当課としては支出負担行為票の作成を失念しやすい状況にあることが原因と考えられる。個々の担当者の徹底も必要であるが、全課的に、このような網羅性をチェックする統制システムを作つて対応する必要がある。
		②	当補助金については、永続的な企業活動による当地の雇用促進等を目的としていることから、立地先が倒産するのは勿論、撤退や縮小などの事態に陥ることなく、当初の条件どおりの事業継続を前提として行う性格のものであり、補助先の経営の健全性は重要となる。 この点、財務状況に不安がある補助先について、認定に至った理由の記載が十分ではないと思われるものがあった。財務状況に不安があることをもって直ちに補助対象から外すべきとはいえないが、このような補助先については、認定に至った理由について十分な記載がなされた調書が残されるべきである。

課	補助金名	指摘事項	概要
	島根県企業立地促進助成金	③	<p>当補助金については、当地の雇用促進が目的の一つであるため、助成の条件に、増加従業者数の規定を設けている。しかし、補助先のうち一件について、増加従業者数の内、一部が親会社からの出向（異動）であることが疑われるものがあった。</p> <p>中には技術者等、当地で新規に調達することが難しいエキスパートも含まれているとのことであるが、このような実質的なグループ内の異動による増加を無条件に容認すると、増加従業員要件についての潜脱を生む可能性がある。</p> <p>少なくとも、このような「グループ内の異動による増加」と、「県民の新規雇用の純増加」とは区分して条件設定する必要があるものと考えられる。</p>
企業立地課	島根県ソフト産業家賃等補助金	①	<p>本補助金の設置目的が要綱等により明らかにされていないため、至急対応を要する。</p> <p>なお担当者に質問した結果、補助目的については「情報通信費補助金」と同様であるとのことであったが、そのように考えると、本補助金と「産業の高度化」「新産業の創出」との関連性も具体的に明示することを合わせて検討する必要がある。</p>
	情報通信費補助金	①	<p>本補助金の目的として「本県産業の高度化及び新産業の創出を図り、もって定住の促進に寄与すること」とあるが、本補助金による専用回線補助事業や経費補助事業に対して補助金を出すことと「産業の高度化」「新産業の創出」との関連性が不明確である。</p> <p>専用回線や通常通信経費を補助することによりどのように産業の高度化を図り、またどのように新産業を創出することを目的としているのかについて要綱等により具体的に説明しなければ、特定業種、特定企業への狙い撃ちの補助金であるかのような誤解を生み「公益上の必要性」の観点から問題が生じる可能性がある。</p>
	特定通信費補助金	①	<p>上記「情報通信費補助金」で指摘した内容と同様に、本補助金と「産業の高度化」、「新産業の創出」との関連性がやや不明であるため、本補助金の目的をさらに具体化する必要がある。</p>

課	補助金名	指摘事項	概要
企 業 立 地 課	益田拠点工業団地造成事業費補助金	-	平成17年度包括外部監査において詳細に指摘済みであり、重複監査防止の視点から詳細な検証は行っていない。
	拠点工業団地立地促進補助金	①	要綱に「企業の立地を促進することが目的」と記載されている。企業立地促進助成金と同様、『企業の立地を促進する措置を講ずることにより、本県の産業の高度化及び雇用機会の増大を図り、もって広く定住の促進に寄与することを目的としている』などに変更する方が適切と考える。
経 営 支 援 課	島根県商業活性化重点的支援事業費補助金	①	当補助金は、市町村を申請窓口として、市町村で支給を決定した先について県が同額支給するものであるが、市町村の取り組み意欲の濃淡等により、申請実績のある市町村に偏りが生じ、一部の市町村は、過去5年間全く支給実績がない状況にある。 各市町村の取組に合わせて県が補助金を負担するものである以上、市町村の取組意欲の濃淡等に県の補助金の支給の有無が左右されるのは、「(県内全域の)地域商業の活性化と中小商業の振興に寄与する」という本補助金の目的と照らし好ましくないものと思われる。
	島根県商工団体活動推進事業費補助金	①	当補助金の想定していた目的の主要部分が対象から外れ、補助金交付額や件数も激減している現在の状況に鑑みれば、本補助金は個別補助対象事業として存在する意義に乏しいものと考えられ、事務執行上の効率性からも他の補助金に組み込む等の措置がとれないか検討する必要がある。

II. 貸付金

課	貸付金名	指摘事項	概要
しまねブランド推進課	伝統工芸雇用就業資金貸付金	①	本貸付金は、雇用就業者の継続雇用等を停止条件として、貸付金の弁済を免除する規定になっている。従って雇用を継続していく限りにおいてこの制度は実質的には「補助金」の性格を有していることになるが、免除の規定について一部規定上不明確な部分がある。
		②	退職者について返還を免除する特例の規定の中に「認定事業主の責によらない事由により退職した場合」という項目があるが、具体的にどのような理由による退職であれば「認定事業主の責によらない事由」と言えるのか、その基準が明確でない。 またその該当性を判断するためには、退職者から退職理由などの情報を入手する必要があるところ、退職理由まで詳細に把握することは現在では県として行っていない状況にあるため、事業委託先の物産協会が行う債務免除の有無、免除額の確定の際には県が独自に調査をするか、少なくとも島根県物産協会に対して調査状況を確認する等の措置を講ずる必要がある。
経営支援課	中小企業制度融資貸付金	①	県は貸付の原資を金融機関に預託する一方で、再生支援資金（平成18年度までは企業再建資金）を除き、制度上、中小企業者に対する融資の可否の認定に関与しない。これに対し、リスク面では償還不能リスクの一部を負っている状況にある。県としては、現状設定されている一連のチェック体制を通じ、償還不能となるリスクの高い先への融資認定が行われると最終的に県が損失を被るという意識で保証協会を指導監督することが望まれる。 なお、毎年度、多数行われる融資につき、県によって行うことができる指導監督には限界があることを鑑みれば、例えば、保証協会の代位弁済額についての県の損失補償割合を一定の割合に限定することなども検討すべきと考える。
	企業立地関係資金貸付金	①	県の融資同意可否の審査資料が、決算書上経営状態が安定しており償還に問題がないと思われる貸付先と、債務超過など経営状態が不安定であり償還に不安があると思われる貸付先とでほとんど変わりがなく、償還に不安があると思われる貸付先への融資に同意した根拠が不明確

課	貸付金名	指摘事項	概要
経営支援課	企業立地関係資金貸付金		であった。経営状態が不安定であると思われる貸付先について、いかなる理由で同意するに至ったのか、その判断の過程を明確に記録として残しておくべきである。
	環境資金貸付金	①	環境資金貸付金の融資実績は、平成14年度にダイオキシン対策のため10件の融資があったが、その後は年に0~1件にとどまっている。環境への負荷の低減のため施設の整備等を行うか否かは、利用者である企業の意識によるところが大きく、県が企業に意識向上を促したところで直ちに施設整備等が進むとは思われないが、県としては、本融資制度を今以上に周知し、利用促進を図ることが望まれる。
	中小企業高度化資金貸付金	①	県は、中小企業高度化資金貸付金について、平成15年度に中小企業高度化資金債権管理マニュアルを制定しているが、マニュアル上は、ほぼキャッシュフローを基にした基準のみから債権を管理している。この基準によった場合、債務者の状況に応じた適切な債権管理が行えないおそれがある。担当者においては、上記マニュアルの基準に加えて借主の個別の状況に応じた管理を行っているとのことであるが、そうであればそのような対応状況をマニュアルに反映すべきである。
産業振興財團	設備資金貸付事業・設備貸与事業に係る貸付金	①	産業振興財團内部の債権管理の書類を閲覧したところ、書類の様式の点で、債務者区分を前提とした債権分類という事務運用が不十分との印象を受けるところがあった。その根底には、現在の運用となってから年月が経過しておらず、未だ債権分類の基礎に債務者区分があるとの意識が完全に浸透していないことがあるのではないかと思われる。債権分類は債務者区分を前提に担保や保証を考慮したもので、たとえ担保権の実行や保証人に対する請求により将来的に回収が見込まれるとしても、十分に債務者区分を意識した上で債権分類を行い管理する必要があり、現在の運用を徹底されたい。
		②	債務者区分の局面において、親子会社や兄弟会社など、保証関係により一体として管理すべき集団についての名寄せが行われていない。このため、これら一体として管

課	貸付金名	指摘事項	概要
産業振興財團	設備資金貸付事業・設備貸与事業に係る貸付金		理すべき集団（企業グループ）としての名寄せを行った上で、同一企業グループに属するすべての貸付先の債務者区分を判断する必要がある。
		③	現在、原則として貸付先が提出した決算書の金額を修正せず債務者区分決定の判断材料としている。決算書の金額から、減価償却不足額、貸付先の滞留債権額、役員への貸付金などの修正を行わなければ、貸付先の眞の財務状態を判断することができず、これらの修正を行った後の実質自己資本で判断すべきである。
		④	平成18年度に実行された設備資金貸与及び設備貸与（国補事業、県単独事業）の個別案件のファイルを確認したところ、設備貸与審査委員会または内部検討会の議事録の写しが綴られていないものがあった。設備貸与審査委員会及び内部検討会の議事録は、保管期間の関係で貸与期間中に廃棄されてしまうこともあり、個別案件ファイルに綴っておかなければ、将来、当該案件について問題が発生しても審査の経緯を確認できなくなるため、当該処理を徹底されたい。
		⑤	内部検討会において、否定的な意見が出されたものの、最終的に貸与が実行された案件について、個別案件のファイルに綴られている記録上、いかなる経緯で最終的に貸与可と判断したのかが明らかでないものが見受けられた。これについて、パソコンのデータ上は、最終的に貸与可と判断した調査の経緯が残されていることだが、個別案件ファイルの記録上も、いかなる経緯で貸与可と判断したのかがわかるようにしておくことが望ましい。

第2 効果の測定とフィードバックについて

第1章 第6「監査の着眼点」Iの2において記載したとおり、本監査では、各補助金の効果の測定とフィードバックについて、以下の各段階に従って検証を行った。

- ① 各補助金は、その交付要綱等において、補助金交付の「目的」が特定されているか。
- ② 補助金交付による「目的」の達成度を測定するための合理的な「尺度（ものさし）」が設定されているか。
- ③ 設定した「尺度」により、補助金交付による効果が合理的に分析・測定されているか。

検証結果の概要は以下のとおりであり、「ステージ」欄の記載は以下の判断に基づいて行っている。

- 上記①の目的の特定がなされていない
→ ステージ0
- 上記①の目的の特定はなされているが、上記②の合理的な尺度が設定されていない
→ ステージ1
- 上記①の目的の特定がなされ、上記②の合理的な尺度も設定されているが、上記③の効果が合理的に測定されていない
→ ステージ2
- 上記①の目的の特定がなされ、上記②の合理的な尺度が設定され、その上で上記③の効果が合理的に分析・測定されている
→ ステージ3

なお、上記判断によることができない、あるいは適当でないものについては、レベルの記載を行わず、概要欄にその理由を記載している。

1. 商工政策課

名 称	ス テ ジ	概 要
島根県学会等開催支援事業費補助金	3	<p>① 学会等の誘致により本県の産業振興を図るとの目的が特定されている。</p> <p>② 目的達成度を測定する尺度として種々の経済効果を採用しており、上記目的に照らして合理的な尺度と考えられる。</p> <p>③ 種々の経済効果を試算することにより、補助金交付による効果が合理的に測定されている。</p>

2. 観光振興課

名 称	ステージ	概 要
島根県観光連盟補助金（台湾人観光客誘致促進事業補助金を含む）	1	<p>① 本県の観光事業の振興を図るとの目的が特定されている。</p> <p>② 「観光連盟」を軸とした効果測定に関する尺度の設定は成されていない。</p>
広域観光商品開発支援事業費補助金	1	<p>① 地域における魅力ある観光地、観光商品の創出を促すとの目的が特定されている。</p> <p>② 目的達成度を測定する尺度の設定がなされていない。</p>
観光トップブランド創出事業支援補助金	3	<p>① 全国的な知名度と競争力を有する観光地（観光トップブランド）を創出との目的が特定されている。</p> <p>② 目的達成度を測定する尺度として観光入込客数を採用しており、上記目的に照らして合理的な尺度と考えられる。</p> <p>③ 目標値を設定し、これと実績との比較分析を行うことにより、補助金交付による効果が合理的に測定されている。ただし、これに加えて金額ベースでの効果の測定も検討されたい。</p>
石見銀山遺跡来訪者受入体制整備等支援補助金	1	<p>① 石見銀山遺跡を活用した観光振興の促進との目的が特定されている。</p> <p>② 目的達成度を測定する尺度の設定がなされていない。石見銀山の観光振興には、県だけでなく、大田市、国、民間などのあらるコスト・活動が絡んでおり、本補助金交付の効果を直接的に測定するのが困難であるため。</p>
県民との協働による島根づくり事業補助金	1	<p>① 提案者が持っている発想力・企画力を活かした事業実施を助け、また、これによる県内への波及効果により地域活性化及び地域の自立に資するとの目的が特定されている。</p> <p>② 目的達成度を測定する尺度の設定がなされていない。</p>

3. しまねブランド推進課

名 称	ステージ	概 要
しまね県商品ブランド化実行プラン支援補助金	3	<p>① 県商品について競争上有利な地位を築き、生産・製造者の利益向上をもたらし、産業振興や地域活性化につなげていくとの目的が特定されている。ただし、交付要綱に当該目的の記載がない。</p> <p>② 目的達成度を測定する尺度として重点品目別の販売額を採用しており、上記目的に照らして一応合理的な尺度と考えられる。</p> <p>③ 目標値を設定し、これと実績との比較分析を行うことにより、補助金交付による効果がおおむね合理的に測定されている。</p>
財団法人しまね産業振興財団国際経済事業費補助金	-	目標設定・達成度管理とも補助金の交付先である産業振興財団で行っている。
独立行政法人日本貿易振興機構松江貿易情報センター運営費補助金	0	<p>① 日本貿易振興機構松江貿易情報センターの適正なる運営等を推進することを目的としているが、同センターの適正なる運営等を推進することにより、いかなる公益上の目的を達成しようとしているのかが明らかでない。</p>
境港貿易振興会事業費補助金	0	<p>① 境港貿易振興会が行う境港の利用促進を図るための事業の円滑な推進に資することを目的としているが、当該事業を円滑に推進することによりいかなる公益上の目的を達成しようとしているのかが明らかでない。</p>
県民との協働による島根づくり事業補助金	1	<p>① 提案者が持っている発想力・企画力を活かした事業実施を助け、また、これによる県内への波及効果により地域活性化及び地域の自立に資するとの目的が特定されている。</p> <p>② 目的達成度を測定する尺度の設定がなされていない。</p>
伝統工芸雇用就業資金貸付金 (補助金としての性格を有するため効果測定の検証を行った)	3	<p>① 伝統工芸の後継者の確保及び育成促進という目的が特定されている。</p> <p>② 目的達成度を測定する尺度として雇用就業者の就業状況(継続雇用率)を採用しており、上記目的に照らして合理的な尺度と考えられる。</p> <p>③ 継続的に就業状況を把握し、貸付による効果を検証している。ただし、これに加えて離職者に対して拠出された金額を把握した上での検証等も検討されたい。</p>

4. 産業振興課

名 称	ステージ	概 要
島根県知的財産活用啓発事業費補助金	0	① 知的財産についての理解を深め、その活用に精通した人材を育成することを目的としているが、これにより何を実現しようとしているのかが明らかでない。
財団法人しまね産業振興財団管理費補助金	-	目標設定・達成度管理とも補助金の交付先である産業振興財団で行っている。
しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金	-	目標設定・達成度管理とも補助金の交付先である産業振興財団で行っている。
休廃止鉱山鉱害防止工事費補助金	-	そもそも本件について県が坑廃水処理に必要な経費に対して補助を行うこと自体に疑問を感じるところであり、効果測定の検証を行う意義は認められない。
ソフトビジネスパーク島根賃貸型オフィス整備促進事業空室補助金	0	① 企業等のソフトビジネスパーク島根への集積を促進し、もって県内産業の高度化を図ることを目的としているが、本補助金と目的との間に直接的な関係が認められない。
島根県食品の安全性等検証試験補助金	2	① 高付加価値食品を扱う企業等の健全な発展及び食品産業の形成を図るとの目的が特定されている。 ② 目的達成度を測定する尺度として安全性等検証を受けた高付加価値食品の売上高を採用しており、上記目的に照らして合理的な尺度と考えられる。 ③ 平成16年度に新設されたばかりの補助金であるため、効果測定の指標となるべき実績自体が蓄積されていない。
資源循環型技術開発事業費補助金	1	① 産業廃棄物の循環的な利用に関する産業の活性化を図るとの目的が特定されている。 ② 平成17年度に新設されたばかりの補助金であり、補助金交付の対象となった技術又は製品の研究開発の成否、当該研究開発の成功によりどれだけ産業廃棄物の発生抑制等の効果をもたらしたかなどを検証するための尺度を検討中である。

5. 企業立地課

名 称	ステージ	概 要
島根県企業立地促進助成金	3	<p>① 企業の立地を促進し、本県の産業の高度化及び雇用機会の増大を図り、広く定住の促進に寄与するとの目的が特定されている。</p> <p>② 目的達成度を測定する尺度として雇用創出効果を含む経済波及効果等を採用しており、上記目的に照らして合理的な尺度と考えられる。</p> <p>③ 経済波及効果等を算定することにより、補助金交付による効果が合理的に測定されている。</p>
島根県ソフト産業家賃等補助金	0	<p>① 本補助金の設置目的が要綱等により明らかにされていない。</p>
情報通信費補助金	0	<p>① 本県産業の高度化及び新産業の創出を図り、もって定住の促進に寄与することを目的としているが、専用回線補助事業や経費補助事業に対して補助金を出すことと産業の高度化及び新産業の創出との関連性が不明確である。</p>
特定通信費補助金	0	<p>① 本県産業の高度化及び新産業の創出を図り、もって定住の促進に寄与することを目的としているが、専用回線補助事業や経費補助事業に対して補助金を出すことと産業の高度化及び新産業の創出との関連性が不明確である。</p>
益田拠点工業団地造成事業費補助金	-	<p>平成17年度包括外部監査で詳細に指摘済みであり、重複監査防止の観点から、詳細な検証は行っていない。</p>
拠点工業団地立地促進補助金	0	<p>① 拠点工業団地への企業の立地促進を目的としているが、企業立地促進助成金と同様、立地促進による産業の高度化や雇用機会の増大等を目的とすることが適切と考える。</p>
島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金	-	<p>本補助金は全額国費によるものであり、県として効果を測定すべきものではない。</p>

6. 経営支援課

名 称	ステージ	概 要
中小企業制度融資特別資金（同和対策資金利子補給金）	—	貸付金関係のものであるため効果測定の検証は行わない。
信用保証協会保証料補給金	—	貸付金関係のものであるため効果測定の検証は行わない。
島根県商業活性化重点的支援事業費補助金	1	<p>① 地域商業の活性化と中小商業の振興に寄与するとの目的が特定されている。</p> <p>② 目的達成度を測定する尺度として空店舗率を採用しているが、上記地域商業の活性化と中小商業の振興に寄与するとの目的に照らせば、単に空店舗が減少すれば良いという性格のものでないと考える。</p>
県民との協働による島根づくり事業補助金	2	<p>① 特定非営利活動法人、事業者その他の民間の団体が、県民いきいき活動及び県行政における協働を推進し、地域活性化及び地域の自立に資するとの目的が特定されている。</p> <p>② 平成18年度は商店街の活性化を目的としたフェスティバルのために本補助金が交付された。このため、目的達成度を測定する尺度として入込客数を採用しており、上記目的に照らせば、一応合理的な尺度と考えられる。ただし、これに加えて金額ベースでの尺度の設定も検討されたい。</p> <p>③ 入込客数は把握しているが、これをもとにした効果測定がなされているとはいえない。</p>
島根県小規模事業経営資源強化対策費補助金	1	<p>① 小規模企業者等の創意ある向上発展を促進し、もって地域の振興と活性化に寄与するとの目的が特定されている。</p> <p>② 目的達成度を測定する尺度として各地域中小企業支援センターへの相談件数を採用している。しかしながら、本補助金は、そのほとんどが「経営改善アドバイザー派遣事業」に費やされているところ、上記相談件数は「経営改善アドバイザー派遣事業」についての効果測定の尺度として適当でない。</p>

名 称	ステージ	概 要
島根県商店街振興組合指導事業費補助金	1	<p>① 商店街振興組合等の設立・運営等に関する指導、商店街活性化のための各種研修及び調査事業等の経費を補助することにより、地域経済の健全な発展に寄与するとの目的が特定されている。</p> <p>② 目的達成度を測定する尺度として開催回数・参加者数を採用している。しかしながら、この尺度だけでは「地域経済の健全な発展に寄与」したかを捕捉するのは困難と思われる。</p>
島根県商工団体活動推進事業費補助金	-	本補助金の対象事業、交付額及び件数に鑑みれば、独立の補助金として存続させる実効性に乏しいと考えられ、効果測定の検証は行わない。
小規模事業経営支援事業費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金	2	<p>① 小規模事業者等の振興と安定に寄与するとの目的が特定されている。</p> <p>② 目的達成度を測定する尺度として商工会・商工会議所における相談対応件数を採用している。本補助金が、県内商工会議所・商工会等の間接費を対象とする補助金であり、効果を金額ベースで把握することは困難であることからすれば、一応合理的な尺度と考えられる。</p> <p>③ 相談対応件数は把握しているが、これをもとにした効果測定がなされているとはいえない。</p>
島根県中小企業連携組織対策事業費補助金	2	<p>① 中小企業連携組織推進指導事業に要する経費を補助することにより、中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進するとの目的が特定されている。</p> <p>② 目的達成度を測定する尺度として島根県中小企業団体中央会における各中小企業団体からの相談対応件数を採用している。本補助金が、活動のための会員費等の間接費を対象とする補助金であり、効果を金額ベースで把握することは困難であることからすれば、一応合理的な尺度と考えられる。</p> <p>③ 相談対応件数は把握しているが、これをもとにした効果測定がなされているとはいえない。</p>

名 称	ステージ	概 要
財団法人しまね産業振興財団設備資金貸付事務費補助金	-	貸付金関係のものであるため効果測定の検証は行わない。
島根県県単中小企業設備貸与事業利子補給金	-	貸付金関係のものであるため効果測定の検証は行わない。
小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金	-	貸付金関係のものであるため効果測定の検証は行わない。
島根県県単中小企業設備貸与事業円滑化補助金	-	貸付金関係のものであるため効果測定の検証は行わない。

7. 産業振興財団

名 称	ステージ	概 要
財団法人しまね産業振興財団国際経済事業費補助金	3	<p>① ビジネスサポート事業について、貿易実務ノウハウ習得支援、海外マーケットの情報提供を行うことにより、県内企業の貿易を促進するとの目的が特定されている。また、ビジネスマッチング事業について、県内企業の新規取引の創出と既存取引の拡大を図り県産品の輸出を促進するとの目的が特定されている。</p> <p>② ビジネスサポート事業については、直接的・短期的な成果を期待することが難しいため、目的達成度を測定する尺度としてビジネスマッチング事業によるマッチング件数と取引成立件数を採用しており、上記目的及び事業の実情に照らせば、一応合理的な尺度と考えられる。</p> <p>③ 目標値を設定し、これと実績との比較分析を行うことにより、補助金交付による効果が合理的に測定されている。ただし、これに加えて金額ベースでの効果の測定も検討されたい（取引金額の実績は把握しているが、これをもとにした効果測定がなされているとはいえない。）。</p>

名 称	ステージ	概 要
しまね産業振興財団管理費補助金	3	<p>① 産業振興財団の管理費用を補助するものであり、産業振興財団の活動を通じて、本件産業の高度化、新産業の育成及び地域の情報化を支援するとの目的が特定されている。</p> <p>② 目的達成度を測定する尺度として産業振興財団全体の目標値である付加価値増加額を採用している。管理費補助金が個々の事業に対して支出されるものでないこと、付加価値算定の手法が不合理といえないことに照らせば、一応合理的な尺度と考えられる。</p> <p>③ 目標値を設定し、これと実績との比較分析を行うことにより、補助金交付による効果が合理的に測定されている。ただし、上記尺度が産業振興財団全体の目標値としての数値であることから、これに対応する費用として、単に本補助金のみを対応させるのは費用対効果の観点で妥当といえないことに留意が必要である。</p>
しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金		
(健康食品産業形成プロジェクト)	3	<p>① 健康博覧会への出展などを通じて県内の健康食品産業を活性化するとの目的が特定されている。</p> <p>② 目的達成度を測定する尺度として成約件数・初期成約金額を採用しており、合理的と判断できる。</p> <p>③ 目標値を設定し、これと実績との比較分析を行うことにより、補助金交付による効果が合理的に測定されている。</p>
(経営革新に対する支援事業)	3 (ただし一部不適)	<p>① 経営改革意欲の高い県内企業に対し、産業振興財団の総合力をもって経営分析に基づく経営戦略構築および経営計画策定支援に関する各種メニューの提供を通じて県内企業の付加価値増大を図るとの目的が特定されている。</p> <p>② 尺度として産業振興財団の付加価値増加額を設定しているが、本事業が産業振興財団の窓口的な役割を担う総合管理的な性格を持つ事業であることを鑑みれば合理的な尺度と考えられる。</p> <p>③ 目標値を設定し、これと実績との比較分析を行うことにより、補助金交付による効果が合理的に測定されて</p>

名 称	ステージ	概 要
(経営革新に対する支援事業)		<p>いる。ただし、上記尺度が産業振興財団全体の目標値としての数値であることから、これに対応する費用として、単に本補助金のみを対応させるのは費用対効果の観点で妥当といえないことに留意が必要である。</p> <p>＜留意事項＞</p> <p>本事業の一部である「国際規格等取得支援事業」について設定されている目標については、「手段の目的化」の問題があるため、これについては①について合理的な目標値が設定されているとはいえない。</p>
(販路開拓支援事業)	3	<ul style="list-style-type: none"> ① 県内企業の開発した製品・技術等の首都圏での販路開拓を通じ、県内産業の活性化を目指すとの目的が設定されている。 ② 目的達成度を測定する尺度として取引成約件数・初期成約金額を設定しており、合理的な尺度を採用している。 ③ 目標値を設定し、これと実績との比較分析を行うことにより、補助金交付による効果が合理的に測定されている。 <p>＜留意事項＞</p> <p>本事業の一部である「しまねビジネスセンター運営事業」については特に目標値が設定されているわけではないため、上記②の要件を満たしているとはいえない。</p>
(ベンチャー企業等支援事業)	1	<ul style="list-style-type: none"> ① 起業家に対し、事業計画の立案・達成支援、企業家間ネットワークの構築支援等を行うことにより、起業家の自立化を支援し、もって県内産業の振興を目指すという目的が特定されている。 ② 目的達成度を測定する尺度として、一部の事業について部分的に「事業計画達成者率」という尺度が設定されているが、金額的な視点に欠けており、また尺度設定が可能と思われる他の事業についての尺度設定が行われていない。
(中小企業情報化推進事業)	1	<ul style="list-style-type: none"> ① 企業活動を支援するための情報提供を行うとともに、企業の情報化（IT経営）を促進し、IT人材の育成等をもって県内産業の振興を目指すという目的が特定されている。

名 称	ステージ	概 要
(中小企業情報化 推進事業)		② 目的達成度を測定する尺度として産業振興財団全体の目標値である付加価値増加額を採用している。総論的には理解できるが、個々の事業で別途尺度の採用・評価が可能なものもあるため、これについては別途評価するべきと考える。
(産業振興支援体制 の整備)	3	① 内部人材の教育・研修、または外部人材の確保を通じて、産業振興財団の支援能力を高め、その活動を通じて、本件産業の高度化、新産業の育成及び地域の情報化を支援するとの目的が特定されている。 ② 目的達成度を測定する尺度として「高満足度利用者率」を特定している。産業振興財団全体の顧客の印象を尺度として採用し、金額的な側面での尺度を採用していない点については、本事業の性格を鑑みれば合理的ではないとはいえない。 ③ 目標値を設定し、これと実績との比較分析を行うことにより、補助金交付による効果が合理的に測定されている。
(知的財産活用啓発 事業)	3	① 知的財産に関する専門家を配置し、(社)発明協会と連携して県内企業の知的財産に関する総合的な支援活動を行い、もって本件産業の高度化、新産業の育成等を目指すとの目的が特定されている。 ② 目的達成度を測定する尺度として「知的財産を活用して成約した件数」を特定している。成約金額での把握は現状困難との事情にも一定の理解の余地があり、本事業の性格を鑑みれば一応合理的と考える。 ③ 目標値を設定し、これと実績との比較分析を行うことにより、補助金交付による効果が測定されている。
(产学研官連携促進事 業)	3	① 専門家の配置により、企業の意欲的な技術ニーズの発掘や大学・高専・公設試験研究機関等における研究シーズとの共同研究のコーディネートを行う活動を通じて県内産業の高度化を目的として設定している。 ② 目的達成度を測定する尺度として「コーディネート件数」を特定している。金額ベースの尺度は事業が基礎研究を対象としていることから困難と判断せざるを得

名 称	ステージ	概 要
(産学官連携促進事業)		<p>ず、件数ベースの尺度の採用についても合理的と考えるほかない。</p> <p>③ 目標値を設定し、これと実績との比較分析を行うことにより、補助金交付による効果が測定されている。</p>
(新製品・新技术創出助成事業)	-	<p>本事業が「基礎研究」をターゲットとしており、「商品化」や「特許権」など効果として形になるまでに時間を要し、また不確定要素が多すぎるため、この補助金については、効果の測定を数量ベースで把握することも却って県民等の判断をミスリードする可能性があると判断した。なお、補助金交付目的が適正に設定されていることから、本事業について「公益上の必要性」の問題は生じないものと考える。</p>
情報通信費補助金	-	企業立地課の「情報通信費補助金」を参照。

第4章 外部監査の結果及び意見

第1 商工政策課 - 補助金

I. 島根県学会等開催支援事業費補助金

1. 概要

(1) 目的

県内への学会等の誘致を促進することにより、本県の学術研究の向上及び産業の振興を図ることを目的とする。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

島根県学会等開催支援事業費補助金交付要綱

② 補助対象

(ア) 補助対象者

財団法人くにびきメッセ（以下「くにびきメッセ」という。）。

(イ) 対象事業

くにびきメッセが行う学会等開催支援事業。

(ウ) 補助金額

くにびきメッセが、県内で開催される学会等の開催に要する経費の一部を学会等の主催者に対して助成する費用で、以下の表の基準額を限度とする。

宿泊者数(人)	助成区分	地方学会等 (千円)	全国学会等 (千円)	国際学会等
100以上～300未満		100	300	宿泊者数に1人あたり5千円を乗じて得た額で7,000千円を超えない額
300以上～500未満		200	500	
500以上～1,000未満		375	1,000	
1,000以上～2,000未満		750	1,500	
2,000以上～3,000未満		1,000	2,000	
3,000以上		1,500	3,000	

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

（単位：千円・件・人）

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	29,519	24,479	25,600	16,531	33,932
件数					
国際会議	5	6	4	2	4
全国大会	12	15	12	15	16
中国大会	10	9	8	12	6
参加者数	13,950	10,480	10,900	9,490	13,006
延宿泊者数	14,087	9,845	18,044	10,652	19,069

2. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は発見していない。

【効果の測定とフィードバックについて】

商工政策課では、本補助事業の目的のうち学会等の誘致により本県の産業振興を図ることに関して、島根県観光動態調査からの推計により本補助金交付による効果を測定している。平成17年度の観光動態調査から推計した結果は以下のとおりである。

$$\begin{aligned} 1) \text{ 観光消費額} & 32,284\text{円} \times 13,006\text{人} = 419,885\text{千円} \\ & \text{ 県外宿泊者消費額/人 H18参加者数} \\ 2) \text{ 経済波及効果} & 419,885\text{千円} \times 1.88 = 789,383\text{千円} \\ & \text{ 観光消費額 H12県観光経済波及効果調査} \\ 3) \text{ 経済効果} & 1) + 2) = 1,209,268\text{千円} \end{aligned}$$

また、この他に商工政策課では、くにびきメッセが実施した実態調査をもとに島根県産業連関表等を用いた推計を行っており、学会等の誘致による経済波及効果について、以下の5つの効果測定を行っている。

(1) 直接的経済効果

i. 主催者関連支出

会議の主催者が支出する施設賃借料、アルバイト等雇用費用、物品調達費用（看板、レンタル品など）、会場設営費、資料印刷費、記念品費、車両借上費、懇親会費、通信費、その他事務局費用

ii. 参加者関連支出

宿泊費、飲食費、市内交通費、土産代、観光施設入場料、その他（電話代、郵便代など）

(2) 間接的経済効果

直接的経済効果により発生した生産誘発効果

(3) 所得形成効果

間接的経済効果により発生した所得増加効果

(4) 税収増大効果

所得形成効果により発生した個人からの税収増大効果及び間接的経済効果により発生した法人からの税収増大効果

(5) 雇用創出効果

間接的経済効果により発生した雇用創出効果

それぞれについての平成14年度から平成17年度までの推計結果は以下のとおりである。

(単位：千円・人)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
(1) 直接的経済効果 (i 主催者関連支出) (ii 参加者関連支出)	559,554 (263,727) (295,827)	356,364 (149,619) (206,745)	546,450 (167,526) (378,924)	356,985 (133,293) (223,692)
(2) 間接的経済効果	1,051,962	669,964	1,027,326	671,132
(3) 所得形成効果	421,216	268,260	411,352	268,728
(4) 税収増大効果	9,225	5,875	9,009	5,886
(5) 雇用創出効果	121	77	118	77

そして、過去の測定結果をもとに宿泊者1人あたりの経済効果を算定し、平成18年度についての経済効果を計算した結果は、以下のとおりである。

$$\begin{aligned}
 1) & \text{宿泊者 } 1 \text{ 人あたり直接経済効果 } 30 \text{ 千円} \times 19,069 \text{ 人} = 572,070 \text{ 千円} \\
 & \qquad \qquad \qquad \text{H18延宿泊者数} \\
 2) & \text{宿泊者 } 1 \text{ 人あたり間接経済効果 } 57 \text{ 千円} \times 19,069 \text{ 人} = 1,086,933 \text{ 千円} \\
 & \qquad \qquad \qquad \text{H18延宿泊者数} \\
 3) & \text{経済効果} \quad 1) + 2) = 1,659,003 \text{ 千円}
 \end{aligned}$$

これらの効果測定は、ある程度客観的な統計資料等を用いて計算されているといえる。そして、上記各推計のうち、税収増大効果は本補助金の交付額を下回っているが、税収増大効果が本補助金の交付額を下回っているからといって、直ちに本補助金交付の効果がないということはできず、上記各推計結果によれば、本補助金が交付され学会等の誘致が促進されることによる効果は少なからず認められるものと考える。

商工政策課においては、今後も本補助金交付による効果測定を実施し、本補助金交付による効果が認められるか否かを継続的に検証されたい。

第2 観光振興課 - 補助金

I. 島根県観光連盟補助金（台湾人観光客誘致促進事業補助金を含む）

1. 概要

(1) 目的

社団法人島根県観光連盟（以下「観光連盟」という。）の運営費及び事業費の一部を助成し、もって本県の観光事業の振興を図ることを目的としている。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

社団法人島根県観光連盟補助金交付要綱

② 補助対象者

社団法人島根県観光連盟

③ 補助対象経費

(ア) 島根県観光連盟運営費…管理費の内、人件費に係る部分の3/4以内

(イ) 島根県観光連盟事業費

1) 観光宣伝事業

i. 県外広告宣伝事業…総事業費の2/3以内

ii. 訪問宣伝事業…総事業費の2/3以内（→台湾人観光客誘致促進事業補助金）

iii. 観光宣伝物製作事業…個別に定める額

iv. 観光宣伝看板設置作業…個別に定める額

2) 受け地体制整備事業…総事業費の2/3以内

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円・件)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	12,450	12,517	12,877	14,034	12,196
件数	1	1	1	1	1

2. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は発見していない。

【指摘事項①】

観光連盟は、島根県における観光事業の健全な発達と振興を図るとともに、観光を通じて地域の活性化に資することを目的として設立された民法上の社団である。

観光連盟の定款によると、観光連盟は上述した目的を達成するため、以下の事業を行うものとしている。

(第4条 事業)

- ・観光客の誘致促進
- ・観光物産・観光文化の振興
- ・観光振興のためのイベント等の実施

- ・観光地の美化、観光案内施設の整備等観光地の環境整備
- ・観光に関する情報の収集及び提供
- ・観光事業従事者の人材確保及び資質の向上のための事業
- ・観光事業に係る接遇の向上等に関する調査研究
- ・観光事業従事者の福利厚生のための事業
- ・その他連盟の目的を達成するために必要な事業

これに対し、観光振興課の平成18年度行政評価結果による実施事業は以下のとおりである（島根県ホームページより抜粋）。

平成18年度観光振興課

観光トップブランド創出事業
「快適観光地しまね」形成事業
「快適観光地しまね」魅力アップ事業
広域観光ルート整備事業（H17年度限り）
県立観光施設管理運営事業
観光関連業者等指導監督事務
島根県観光連盟支援事業
観光客誘致事業
観光情報発信事業
広域的観光客誘致推進事業
外国人観光客誘致対策事業
観光関係調査・計画事業
観光関係調査・計画事業

上記2つを比較すると、先の観光連盟の実施する事業と、観光振興課の基本事務事業（事務事業）は、事業内容が重複しているものが多くあることがわかる。

人員の面から見ても、観光連盟事務局の人員は、プロパー職員が2名、民間企業からの出向者1名と臨時採用の事務員2名から成っているが、実質的には観光振興課の観光宣伝グループ等も一体となって県の観光振興活動を行っている状況にある。しかも観光連盟には、各市町村やその観光協会の代表者、民間の旅行事業者やメディア、運輸交通事業者の代表者など合計25名の理事が名を連ねているが、その理事が主体となった観光連盟独自の事業活動は、現在ほとんど行っていない。

このように、現状の事業状況によれば、観光連盟が県から独立して存在している意義は薄いといえる。県として観光連盟の役割を明確化し、観光振興活動を行っていかなければ、業務執行が不効率化するおそれがある。この点については、次項の【効果の測定とフィードバック】における記載事項とも関連するところであり、参照されたい。

【効果の測定とフィードバックについて】

県としては、「観光連盟の事業についての効果の測定」という視点での評価は特に行っ

ていない状況にある。

この点「観光連盟の事業についての効果の測定」という視点から検討を行った結果、以下のようないくつかの結論に達した。なお、この結論には「効果の測定」という視点以外の事情は加味されていないことに留意されたい。

我が県にとって観光振興は最重要政策課題の1つであり、観光を取り巻く外部環境の状況を踏まえ、今後は従来同様、またはそれ以上の行政リソースを投入すべきものである。ただし、当然のことながら、行政リソースの投入は、投入対象である事業の評価が継続的かつ適切に行われ、投入に見合った効果の発現が事後的に確認されることが大前提となる。なお、この事業活動の評価の前提となる効果の測定は、客觀性や期別比較の観点から、定量的になされねばならない。

これを本補助金（観光連盟への管理費補助金）の効果測定について見ると、観光連盟の事業目的は「観光を通じた地域の活性化」にあるため、効果の測定尺度は、県内観光客入込数や観光消費額になるものと考えられる。しかし、県内観光客入込数や観光消費額の増大効果に対応するコスト（直接コスト）といえば、本補助金だけでなく、県内観光のプロモーション活動を行っている観光振興課の観光宣伝グループなどプロパー職員の人件費や活動費なども直接コストに含まれることになる。ところが、一方で観光振興課職員の活動は、すべてが県内観光客入込数や観光消費額の増大に向けられたものでないことから、観光振興課職員の人件費や活動費のうちどの部分が県内観光客入込数や観光消費額の増大に寄与したかを把握することは困難な現状にある。これに加えて、県が観光振興のために交付している観光トップブランド創出事業支援補助金など本補助金以外の補助金も県内観光客入込数や観光消費額の増大に寄与しており、効果に対応する直接コストに含めるべきものである。

これについて、仮に、観光連盟が我が県の観光プロモーション施策を実行する唯一の機関であり、県の観光プロモーション活動を行っている人員はすべて観光連盟の職員であって、県内観光客入込数や観光消費額の増大に対応する直接コストが観光連盟に集約されているのであれば、県内観光客入込数や観光消費額の増大効果に対応するコストの把握が可能となる。しかしながら、現在は、県の観光プロモーション活動を行っている人員が、観光振興課と観光連盟の両者に在籍している。このため、現在、県の観光振興施策について、その投入した直接コストと効果を対応させた効果測定が困難な状況にあり、前記のとおり、観光振興が我が県の最重要政策課題であることからすれば、投入したコストに見合った効果の有無を測り難い現在の体制は、問題があるといわざるを得ない。

このため、例えば、観光連盟を、我が県の観光プロモーション施策を実行する唯一の機関と位置づけ、現在、県の観光プロモーション活動を行っているすべての県職員を観光連盟に出向させ、県が負担すべき人件費や活動費等の事業費は、県から一旦すべて観光連盟に補助金として交付するなどして、県の観光プロモーション活動及びそれに係るコストをすべて観光連盟に集約することも検討すべきではないかと考えられる。そもそも前記【指摘事項①】記載のとおり、現在の体制では観光連盟が県から独立して存在している意義が薄いといえ、県の観光振興課と観光連盟の業務や人員を集約すれば、観光連盟の存在意義がより明確になるとともに、事業の効率化にも資することになる。

あるいは、観光振興施策についてではないが、県の施策を具体的に実行する機関として、既に産業振興財団が存在している。観光振興活動は、県の他の行政部門と異なり、プロモーション活動を行う営業マンとしてのセンスや、マーケッターとしてのセンスなどが要求されるところ、現在、産業振興財団が行っている業務についても類似のセンスを要求され、このような能力（センス）を備えた職員が多数在籍している。このため、県の観光振興施策を具体的に実行する機関として、産業振興財団は検討に値するといえ、産業振興財団が、現在観光連盟や観光振興課が行っている業務を観光振興部門として受け入れることも1つの選択肢として検討できるのではないかと考えている。

なお、このような営業マンとしてのセンスやマーケッターとしてのセンスを磨き「客先」との人的関係を構築するには一定の時間がかかるところ、同様のノウハウの蓄積が欠かせない産業振興財団への出向者は、通常の人事異動サイクルよりも長期のスパンで移動するようであり、観光連盟に集約して県職員が出向する形式を取るのであれば、産業振興財団への出向の場合と同様の長期のスパンで移動するようにすることが、観光振興の充実を期待する県民の利益にも適うものと考えている。

II. 広域観光商品開発支援事業費補助金

1. 概 要

(1) 目 的

地域における魅力ある観光地、観光商品の創出を促すため、広域的に行われる観光商品の開発及びその宣伝販売を目的としている。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

広域観光商品開発支援事業費補助金交付要綱

② 実施事業者

複数の市町村、観光協会等を中心として組織する広域的な観光振興事業団体（以下

「補助事業者」という)

③ 補助対象事業

補助事業者が行う次の各号に掲げる事業

(ア) 観光商品の開発

(イ) 開発した観光商品の宣伝販売

(ウ) 広域的な観光地域の宣伝

(エ) 受け入れ態勢整備のための人材の育成

(オ) その他、観光商品の開発及びその宣伝販売につながる事業で知事が適當と認める

事業

④ 補助対象

(ア) 対象経費

対象事業を実施するために必要な経費であって、知事が必要かつ適當と認めるもの。

(イ) 補助金額

補助対象事業費の1／2以内

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円・件)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	—	—	12,671	8,494	1,574
件数	—	—	3	3	2

2. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は発見していない。

【指摘事項①】

平成18年度の補助金交付先2件の内1件について、補助金要求時点の見積報告書の記載内容と収支計画書が、事業終了時点で提出された実績報告書とほぼ同じものであった。

これについて実績報告書の審査報告書には何の記載も無く、結果は良好、問題なしとの記載のみが成されていた。

しかし、本件のように事業計画の収支と実績報告の収支が全く一致することは通常は無いという前提のもと、本当に合致していたのであれば、両者が全く合致していることにおける合理性についての記述があつてしかるべきである。

【効果の測定とフィードバックについて】

平成18年度、本補助金の対象事業として選定された事業は2事業である。

一つはたたら製鉄関連の観光誘客を図るための情報発信事業（補助金額750千円）であり、もう一つは石見神楽についての情報発信事業（補助金額824千円）である。

これらの事業に対する補助金についての効果の測定は、現在行われておらず、補助対象団体から收受する事業実績報告の中に効果報告の視点からの報告内容は要求していない。

このため、適切な効果の測定方法のあり方について検討を行った。

たたら製鉄関連の情報発信事業は、「①スタンプラリー」「②たたら製鉄文化圏連携強化事業」「③情報データベース更新・ツール製作」「④ツアーガイド研修事業」の4つの事業に区分され、それぞれの事業ごとに事業費予算として補助金の対象額が決定されている。それぞれの事業の位置づけとして、①、③がプロモーション的事業、②、④が実際の顧客に対するサービス提供、ということになっている。

これらの事業についてそれぞれの効果を、費用対効果を加味して、より安価で、かつ合理的な方法により測定する方法を選択しなければならない。

例えば、①の事業は台紙をチラシとして交付し、実際にそれを元にスタンプラリーや割引サービスを行っているものであるから、割引実施客数（または割引実施額）を集計して誘客者数を計る、あるいはスタンプラリーの完成者に対するインセンティブ獲得者数から誘客効果を計るなどにより効果の測定に繋げるなどの方法が採れる。

また、全ての事業に対して効果測定を要求しなくとも、先述した①の効果測定を基礎に一定の算式で全体の誘客効果を計数化することも、費用対効果の面から有効である。

石見神楽の情報発信事業については広島県域の情報誌への広域観光ルートについての広告掲載がその対象費用となっていることから、「掲載誌」の広告に観光ルート上の主要店舗に対して割引券を添付し、その使用者数によって誘客効果を計る方法も一案である。

いずれにしても補助先に対する事業実施報告の要求について効果測定の視点からの指標提出の条件を県が想定していなかったことから、これらの情報は捕捉されていない。

今後はこうした効果測定の視点からの情報報告を要求し、県として県全体の観光振興を図る上での効果分析を実施した上で次なる施策を打つことが、より県民の利益に資するものと考える。

III. 観光トップブランド創出事業支援補助金

1. 概要

(1) 目的

「観光トップブランド創出事業」重点化地域応募要項に基づき、島根県知事が選定した団体（以下「補助対象団体」という）が全国的な知名度と競争力を有する観光地（観光トップブランド）の創出に向け実施する取り組みを支援することを目的としている。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

観光トップブランド創出事業支援補助金交付要綱

② 補助対象事業

補助対象団体が行う次の各号に掲げる事業

(ア) 実施計画の策定に関する事業

(イ) 実施計画に掲載された次の事業

1) 地域資源を活かした観光商品の開発に関する事業

2) 観光商品等の宣伝、販売に関する事業

3) 観光客の受け入れ体制の整備に向けた人材育成、組織強化に関する事業

(ウ) 補助事業者が上記(ア)(イ)を実施するために必要な運営、活動に関する事業

(エ) その他、知事が適当と認める事業

なお「観光トップブランド創出事業支援補助金の概要」には、対象事業の補足事項として以下の留意事項が記載されている。

- (イ)については、重点化地域外からの誘客につながる取り組みを対象とする。
- 観光施設・設備の整備、改修、修繕等は、原則として対象外とする。
- 既存事業（イベントを含む）の財源振替となる取り組みは対象外とする。
- ただし、上記事業についての誘客につなげるための拡充部分、広域共同PR経費等については、対象とする場合がある。
- 過去「快適地観光地しまね」魅力アップ事業費補助金の適用を受けた事業のうち、実施計画に掲載された(イ)の事業については、「快適地観光地しまね」魅力アップ事業費補助金の適用を含め通算3年以内を限度に対象とする。
- 補助対象団体の経常的な経費や観光トップブランド創出事業と関連しない事業の経費については、対象外とする。

③ 補助対象

(ア) 対象経費

対象事業を実施するために必要な経費であって、かつ次の経費のうち知事が必要かつ適当と認めるもの（以下「補助対象経費」という）

報償費、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金、補助金、賃金、共済費

(イ) 補助金額

補助対象事業費の1／2以内（ただし参加料等の収入は、補助対象経費から除外する）。

補助金額≤補助対象経費（総事業費－対象外経費・費用－対象外収入）×1／2

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円・件)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	－	－	34,073	42,917	38,582
件数	－	－	3	3	3

2. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は発見していない。

【指摘事項①】

補助対象団体の内1先について、活動別の実績報告は保管されていたが、費目別の実績報告がなかった。費目別の明細が分かる資料が合わせて保管されていないと、補助対象外経費が含まれていないか否かを判断できないため、費目別の費目が分かる資料も合わせて徴求し、保管すべきである。

【指摘事項②】

平成17年度の補助金支出分について、平成17年7月3日に交付決定した補助金支出のうち1件について、支出負担行為票の作成が遅れたため、県の出納局審査課から厳重注意を受けている（11月7日に事後措置済み）。現在はこの点に留意し、資料作成の網羅性については特に担当者が注意しているとのことである。

個々の担当者への徹底も必要であるが、全課的に、このような網羅性をチェックする統制システムを作つて対応することを考えることも必要である。

【効果の測定とフィードバックについて】

「観光トップブランド創出事業」は、全国的な知名度と競争力を有する観光地の創出を目指すため、「選択と集中」の考え方に基づいて重点化地域を選定し（松江・出雲、益田・津和野、隠岐）、それぞれの地域の実施する観光商品開発や受入体制の整備、PR等の事業を行うものに対して補助金を交付するものである。

そもそも本事業は、観光入込客数が平成13年度をピークに減少傾向にあることに危機感を持ち、この傾向を転換させるための方策として事業化されたものであり、重点化地域とした3地域を全国的な知名度のある観光地（観光トップブランド）にし、観光入込客数の増加を通じて県内全域への経済的波及効果を狙うものである。そして観光トップブランド創出事業支援補助金は、この選定された重点地域の活動について県が支援する活動の一環として支出されている。

県は、本補助金の効果測定の指標として「観光入込客数」を採用し、本事業終了時点（平成19年度）の観光入込客数の達成目標値を「観光入込客数2,800万人」として設定した。

この目標数値は、観光トップブランド創出事業開始直近年度（平成15年度）の実績である2,516万人から毎年3%程度の伸びを考慮し、4年間で15%程度の伸びを目指して「2,800万人」と設定したものである。

重点化地域の選定が平成15年当時に各地域からの募集を募って第三者の協議により選定されたものであること、重点化地域の入込客増を通じて県全体への波及を狙っていることなどから、これ自体に「公益上の必要性」の視点における特段の問題はない。

平成19年度に本事業の結果が最終的に確定されるものであるが、平成18年度現在の入込客の状況、基準年度比増加率は以下のとおりとなっている（島根県観光動態調査より）。

＜観光トップブランド創出事業実施後の入込延数推移＞

	平成15年度	平成16年度		平成17年度		平成18年度		H18/H15 基準年度 増加割合
	入込数 (千人)	入込数 (千人)	対前年	入込数 (千人)	対前年	入込数 (千人)	対前年	
松江市(TB松江)	7,562	7,716	2.05%	8,080	4.72%	8,228	1.83%	
東出雲町(TB松江)	0	0		0		0		
安来市(TB松江)	1,133	1,315	16.07%	1,401	6.60%	1,472	5.00%	
雲南市	748	769	2.83%	673	-12.40%	630	-6.42%	
奥出雲町	643	662	2.99%	586	-11.50%	613	4.67%	
飯南町	210	241	14.62%	266	10.22%	252	-5.02%	
出雲市(TB松江)	6,928	7,133	2.96%	7,448	4.42%	7,650	2.72%	
斐川町(TB松江)	835	793	-5.03%	744	-6.09%	723	-2.84%	
出雲地域計	18,057	18,628	3.16%	19,199	3.06%	19,568	1.92%	8.37%
大田市	1,380	1,158	-16.12%	1,191	2.82%	1,246	4.64%	
川本町	75	64	-14.56%	64	0.42%	52	-18.71%	
美郷町	197	156	-20.86%	115	-25.87%	101	-12.33%	
邑南町	601	572	-4.87%	552	-3.43%	504	-8.69%	
浜田市	1,954	1,908	-2.34%	1,833	-3.92%	1,739	-5.14%	
江津市	328	324	-1.31%	302	-6.80%	268	-11.19%	
益田市(TB津和野)	711	640	-10.00%	865	35.26%	1,172	35.51%	
津和野町(TB津和野)	1,155	1,100	-4.77%	1,253	13.90%	1,278	1.98%	
吉賀町	227	215	-5.14%	251	16.62%	248	-1.42%	
石見地域計	6,627	6,136	-7.42%	6,426	4.73%	6,608	2.82	-0.30%
海士町(TB隠岐)	55	53	-3.80%	43	-18.52%	42	-2.61%	
西ノ島町(TB隠岐)	96	91	-5.17%	85	-6.12%	62	-27.27%	
知夫村(TB隠岐)	16	17	7.90%	17	-1.29%	16	-9.78%	
隠岐の島町(TB隠岐)	312	260	-16.72%	288	10.67%	289	0.43%	
隠岐地域計	479	421	-12.09%	433	2.87%	409	-5.73%	-14.75%
全 県	25,164	25,185	0.08%	26,058	3.47%	26,584	2.02%	5.64%
T B 地域計	18,802	19,117	1.68%	20,225	5.80%	20,931	3.49%	11.32%
TB松江出雲 小計	16,457	16,956	3.04%	17,674	4.23%	18,072	2.26%	9.82%
TB益田津和野 小計	1,866	1,739	-6.76%	2,118	21.75%	2,450	15.68%	31.32%
TB隠岐小計	479	421	-12.09%	433	2.87%	409	-5.73%	-14.75%

上記の入込客数推移より、重点化地域の基準年度比増加率は平成18年度時点での11.3%程度の増加が実現しており、最終目標の15%増加についてほぼ目処が立っている状況にある。ただし個々の地域別に見ると増加している地域ばかりでもなく、それぞれの地域別に以下のような状況把握を行っている。

(動態調査公表分より抜粋)

<増加要因>

- ・石見銀山遺跡の世界遺産登録（予定）の効果（大田市等）
- ・島根県芸術文化センターグラントワオープン効果の通年化（平成17年10月開館）（益田市）
- ・山陰ディスティネーションキャンペーンの実施 等

<減少要因>

- ・7月豪雨等夏期の天候不順による海水浴客の減少（浜田市、隠岐等）
- ・暖冬によるスキー場客の減少（飯南町等） 等

このような状況把握を踏まえて当課で分析した結果、重点化地域以外の落ち込みが激しいことを憂慮し、また石見銀山の世界遺産登録により重点化地域について一定程度の観光トップブランド化は進んだとして、本事業が終了する平成20年度以降は「選択と集中」の路線から「全県的」な観光振興を取り組み対象とする予定とのことである。

上記効果の測定内容について検討した結果、以下の点について改善余地が残っていると考えた。

本事業の目的が重点化地域とした3地域を全国的な知名度のある観光地（観光トップブランド）化することを通じて県内全域への波及効果を含めた観光入込客数の増加を図ることにあるため、一義的には、その効果の測定尺度として「観光入込客数（またはその增加数、増加率）」を採用することには意味がある。しかしこの事業に支出される「補助金」の効果測定尺度としては、支出が金銭により行われる以上、金額ベースの視点も欠かせない。

この点について質問したところ、観光動態調査に記載のある「観光消費額」が先述した金額ベースの効果の測定に当たると回答を得た。

年間観光消費額推移（島根県観光動態調査）

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
一人当たり 消費額 (円)	宿泊（県内客）	18,815	20,044	18,525	18,363
	宿泊（県外客）	36,124	34,064	32,284	34,345
	日帰り（県内客）	5,342	3,639	3,445	3,773
	日帰り（県外客）	8,080	9,692	8,266	8,068
入込実数 (千人)	宿泊（県内客）	117	99	94	121
	宿泊（県外客）	1,573	1,132	1,894	1,933
	日帰り（県内客）	3,768	5,953	3,683	4,270
	日帰り（県外客）	2,629	3,985	4,428	4,249
年間消費額 (百万円)	宿泊（県内客）	2,201	1,984	1,741	2,222
	宿泊（県外客）	56,823	38,560	61,146	66,389
	日帰り（県内客）	20,129	21,663	12,688	16,111
	日帰り（県外客）	21,242	38,623	36,602	34,281
	合計	100,395	100,830	112,177	119,002
年間消費額対 前年比増減率 (%)	宿泊（県内客）	-28.1%	-9.9%	-12.2%	27.6%
	宿泊（県外客）	-5.3%	-32.1%	58.6%	8.6%
	日帰り（県内客）	-1.1%	7.6%	-41.4%	27.0%
	日帰り（県外客）	6.4%	81.8%	-5.2%	-6.3%
	合計	6.4%	0.4%	11.3%	6.1%

(注)本表の「入込実数」は、県内への観光入込人数の理論値であり、先の「観光トップブランド創出事業実施後の入込延数」表の「入込延数」とは異なる。

観光消費額は、島根県観光動態調査により公表されているものであるが、現在、当課でこの視点からの数値（金額）をベースとした目標を設定することによる進捗管理は行っていない。

現在効果の測定尺度として採用されている観光入込客数について増加する施策を打つことにより、結果的には観光消費額の増加を通じて県内への経済波及効果は図れるものと考えるが、効果の測定尺度として「年間観光消費額」を採用すれば、人数ベースの要素に加えて「単価（一人当たり消費額）」の要素も加わり、従って消費額を増加させる施策を打つ幅が広がることになる。

また、監査人独自に「年間観光消費額がもたらす県内経済への影響」という側面からその経済波及効果を測定してみると以下のようになつた。

＜過去4年間の経済波及効果実績サマリー＞ (単位：百万円)

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
最終需要額	100,395	100,830	112,177	119,002
生産誘発額	119,593	116,506	133,675	141,478
粗付加価値誘発額	76,619	74,838	85,710	90,653
雇用者所得誘発額	44,031	43,355	49,251	52,123

最終需要額…………最終需要のうち県内で生産された製品による供給分（便宜的に、最終需要額＝年間観光消費額として把握している）

生産誘発額…………どの最終需要項目が、どの産業の生産を、どれだけ誘発したかを示したもので、最終需要を賄うために、直接・間接に必要となった生産額の合計をいう。

付加価値誘発額…………各産業の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、家計外消費支出、雇用者所得、営業余剰、資本減耗引当、間接税、補助金などで構成されている。

雇用者所得誘発額…………各産業に雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金及び現物

上表のように、本支援補助金を含め、観光トップブランド創出事業により獲得した年間観光消費額がどの程度県内経済に貢献したかを示す一つの手がかりとして「経済波及効果」を一つの効果の測定の尺度とすることも県民の利益に資するものであると考える。

ただし、この効果の測定尺度を採用する場合、この効果を生むに至った経緯（コスト）は、本事業によるものだけではなく、他の観光プロモーション事業に係る取り組み全てがそのコストとして把握すべきものであると考えるところ、この点については社団法人島根県観光連盟のあり方も含め、引き続き検討を要するものと考える（コスト面については「島根県観光連盟補助金」の指摘事項を参照されたい）。

IV. 石見銀山遺跡来訪者受入体制整備等支援補助金

1. 概 要

(1) 目 的

世界遺産登録が予定されている（平成18年度時点）石見銀山遺跡を有する大田地域において、急増が予想される来訪者に対応した受入体制整備等の取組を支援し、石見銀山遺跡を活用した観光振興を促進することを目的としている。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

平成18年度石見銀山遺跡来訪者受入体制整備等支援補助金交付要綱

② 対象事業者

大田地域の行政、民間等の観光関係団体で組織する観光振興事業実施団体（以下「補助事業者」という。）

③ 対象事業

（ア）地域資源を活かした観光商品の開発に関する事業

（イ）観光商品の宣伝・販売に関する事業

（ウ）来訪者の受入体制の整備に関する事業

（エ）受入体制整備のための人材育成、組織強化に関する事業

（オ）その他、受入態勢整備等につながる事業で知事が適當と認める事業

④ 補助対象

（ア）対象経費

対象事業を実施するために必要な経費であって、知事が必要かつ適當と認めるもの（以下「補助対象事業費」という。）

なお「石見銀山遺跡来訪者受入体制整備等支援補助金の概要」には、対象経費の参考事項として以下の留意事項が記載されている。

- ・観光施設・設備の整備、改修、修繕等は対象外とする。
- ・観光案内板・案内標識等の整備、改修は対象外とする。
- ・既存事業（イベントを含む）の財源振替は対象外とする。
- ・補助対象団体の組織運営に要する経費等経常的な経費は対象外とする。
- ・パンフレットの作成は、新たな観光商品の宣伝・販売を目的とした場合を除き、対象外とする。

（イ）補 助 率

補助対象事業費の1／2以内。

(3) 実 績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

（単位：千円・件）

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	—	—	—	—	7,500
件数	—	—	—	—	1

2. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は発見していない。

【指摘事項①】

実績報告書を査閲したところ、補助対象外経費と思われる費用が一部混入していた。

- ・観光宣伝事業の中の「大田市観光パンフレット作成費（10,000部）」についてパンフレットをレビューしたところ、大田市全域に係るパンフレットであり、特に石見銀山を主体とする媒体ではないため、補助対象となるものか疑念が生ずる。
- ・観光車両誘導事業の中の「案内板作成（無地立札30枚、立看板3枚）」は、補助対象外として規定されているものと思われる。
- ・パソコン・プリンター等購入費用、制服購入費用等、資産性経費・経常的経費的な支出は補助対象となるものか疑念が生ずる。

上記については、仮に補助対象となる経費に該当するとしても、少なくとも対象として相応しいか否かの検討を行った証跡が残存していて然るべきものであるため、チェックを徹底させるべきと考える。

【効果の測定とフィードバックについて】

本補助金は、石見銀山遺跡を活用した観光振興を促進することを目的としているため第一義的には石見銀山遺跡への入込客増加とそれによる観光消費額の増加等が考えられるが、当該目的のためのコスト（活動含め）は、県からの補助金のみならず、大田市を中心として政府（国）、民間などあらゆる方面からあらゆる形の活動がこれに係っている。

従って、本補助金の効果を直接的に計測することが困難であり、また、本事業が石見銀山の世界遺産登録を直前に見据えた単発的事業であることも鑑みると、相当程度観光客が増加している現実に対して効果を測定する意義が薄いという当課の主張も理解できる。

なお、実際に平成19年7月2日に石見銀山が世界遺産登録された結果、石見銀山遺跡への観光入込客数は4倍に膨れ上がっているとのことである。

V. 県民との協働による島根づくり事業補助金

1. 概 要

（1）目 的

島根県県民いきいき活動促進条例（平成17年島根県条例第37号）により県民活動の促進と県行政における協働を推進し、提案者が持っている発想力・企画力を活かした事業実施の一助とすること、またこれによる県内への波及効果を期待し地域活性化および地域の自立に資することを目的としている。

(2) 事業内容

主にNPO法人、住民グループ、企業と行政との協働を一層促進するため、さまざまな分野について（一部島根県が提示した課題や目標に対し）、地域貢献につながる実践事業案を募集して事業化するものである。

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

県民との協働による島根づくり事業補助金交付要綱

② 応募資格

島根県内のNPO法人、住民グループ、企業（個人は対象外）

③ 募集事業の条件

- (ア) 公共性、公益性が高く、地域社会への貢献が期待されるものであること。
- (イ) 先進性に富むとともに創意工夫が凝らされ地域振興に資するモデル性を有することであること。
- (ウ) 提案者自らが実施することであること。
- (エ) 他の助成金など既存の制度により対応することができないものであること。
- (オ) 宗教活動や政治活動を目的とした事業でないこと。
- (カ) 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業でないこと。

④ 補助対象

県民との協働による島根づくり事業補助金交付要綱に基づき、以下のとおりとしている。

(ア) 対象経費

事業実施のために必要な経費とし、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料（備品のリース料を含む）、賃金等とする。

(イ) 補助金額

予算の範囲内で、補助率10／10以内とする（1事業あたりの上限額を200万円とする）。

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

（単位：千円・件）

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	—	—	—	5,000	400
件数	—	—	—	5	1

2. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は発見していない。

【指摘事項①】

本補助金は、県民との協働による島根づくり事業補助金交付要綱に拠り地域振興課等が

策定した「県民との協働による島根づくり事業募集要項」を県民に発信することからスタートし、応募の中から県民いきいき活動促進委員会の審査などを経て交付先や金額などが確定される。

応募者は、募集要項の定めに応じて各種書類を提出するのであるが、当課主管の平成18年度交付確定先から異なる2種類の収支計画書が提出されていた。

この点について担当者にヒアリングしたところ、一つは募集時点でのオリジナルの収支計画書（補助金要求額200万円）、もう一つは県の担当者との協議を経た結果、補助金の全体予算を鑑み、要求額を減額（補助金要求額40万円）して再申請する旨の県の指導に応じて再提出した収支計画書であるとのことであった。

異なる2つの収支計画書が特に区別なく保管されていることと、収支計画書として結果的に「正」となった変更後分に応募者の押印がなかったことも問題であるが、当該補助金の減額により当該事業計画自体の実効性が相当程度失われたのではないかという疑念が生じる点が問題となる。実際、変更収支計画書は提出されていたが、その事業計画、事業内容自体の変更計画書は添付されていなかったため、補助金減額後も果たして計画どおりの事業遂行が可能か否かについての言及は成されていない。

そもそも、変更後の収支計画で当初の事業計画の内容が遂行可能なのであれば、当初の補助金要求額の信頼性にも疑念が生じかねないため、補助金を予算の都合で減額したのであれば、変更後の収入に応じた支出計画なりの事業内容の再検討が必要であったと思われる。

【効果の測定とフィードバックについて】

当該補助金は予算が地域振興部にあるため、当課で効果測定をする性格のものではないとのことであり、当課で特に効果の測定は行っていない。しかしながら、補助金の支出行為負担票は当課で発行し、当課で担当する事務手続については当課の責任をもってチェックしているとのことである。

このため、本補助金の予算枠は地域振興部にあるとしても、当課主管の交付先については当課で補助金交付の効果を測定すべきものと考える。

このように考えた場合、当課の平成18年度の本補助金交付対象事業である「出雲そばりえの認定を通じて、出雲そばを普及させる事業」についての効果測定を行うべきである。

本事業が「出雲そば」の認知度拡大を目的としていることから金額的な測定尺度の選択は難しいが、本補助金の金額が僅少であることも考慮し、例えば「メディアへの露出件数」や「そばりえ登録者の増加数」などにより補完的に測定することは可能と思われる。

第3－1 しまねブランド推進課 - 補助金

I. しまね県産品ブランド化実行プラン支援補助金

1. 概 要

(1) 目 的

消費者に信頼される県産品を提供することにより商品選択の際に同種の产品と比較して競争上有利な地位を築き、有利販売を実現すること、そしてそれにより生産・製造者の利益向上をもたらし、生産・販売意欲の向上や後継者の確保、ひいては産業の振興やその地域の活性化等、魅力ある地域づくりにつなげていくことを目的としている（しまね県産品ブランド化基本方針（食品編）の「ブランド化のねらい」より抜粋）。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

しまね県産品ブランド化実行プラン支援補助金交付要綱

② 補助対象者

ブランド化に取り組む产品を公募し、応募があった47プランについて外部選考委員の審査を経て「しまね県産品ブランド化推進協議会」が最終的に選定した実行プランの応募者。

＜ブランド化対象品目＞

隱岐のいわがき、浜田の干物、十六島のり、多伎いちじく、しまね和牛

③ 補助対象

(ア) 対象事業

「しまね県産品ブランド化基本方針（食品編）を踏まえたアクションプログラム」に基づく東京をターゲットとしてブランド化を図るために行う事業で、次に掲げるもの。

1) PR事業

2) 販売促進事業（試作品の作成、テスト販売含む）

3) 販路開拓事業

4) その他知事が適当と認める事業

(イ) 補助金額

交付率	交付限度額及び期間
補助事業に要する経費の総額の1/2以内	選定実行プランに係る产品ごとに単年度250万円以内で平成15年度から平成19年度まで

(3) しまね県産品ブランド化実行プランの実施経過

本補助金は、しまね県産品ブランド化実行プランに基づいて交付されるものである。

しまね県産品ブランド化実行プランの実施までの流れを図示すると以下のとおりである。

しまね県産品ブランド化実行プランの実施経過

平成14年11月

しまねブランド化推進協議会



しまね県産品ブランド化基本方針の策定



しまね県産品ブランド化基本方針（食品編）を踏まえた
「アクションプログラム」策定
平成15年7月

ブランド化対象商品の公募



47プランが応募



事務局案の検討

選考委員会での検討



平成15年11月

実行プラン
5プランの採択



実行プラン取り組み開始

しまね県産品ブランド化実行プラン支援補助
金交付要綱の制定

(4) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
隱岐のいわがき	－	1,200	2,000	1,500	1,500
浜田の干物	－	－	1,250	1,250	1,000
十六島のり	－	－	141	450	300
多伎いちじく	－	－	1,250	1,000	1,000
しまね和牛	－	－	－	147	500
合計	－	1,200	4,641	4,347	4,300

2. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は発見していない。

【指摘事項①】

「しまね県産品ブランド化実行プラン支援補助金交付要綱」第2条（補助金交付の目的等）には、「「選定実行プラン」に係る產品のブランド化に取り組む事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する」としか記載がなく、要綱における本補助金の交付目的が不明確となっている。

このため、要綱を改訂して本補助金交付目的の明確化を検討されたい。

【効果の測定とフィードバックについて】

本補助金は、県内產品が競争有利を獲得し、有利販売を実現することにより生産・製造者の利益向上をもたらし、もって生産・販売意欲の向上や後継者の確保、ひいては産業の振興やその地域の活性化等に繋げることを目的としている（しまね県産品ブランド化基本方針（食品編）の「ブランド化のねらい」より）。

これは、「産業の振興や地域の活性化」という最終的な目的を、「生産・製造者の利益向上」を通じて実現することを志向しているものである。

これについて、当課の行っている効果の測定尺度、測定方法等についての実態把握と内容の検討を行った。

県では、重点品目別に、その「販売額（＝生産額と仮定している）」の目標値を設定し、それに対して実績値を把握して目標値との差額を把握、分析している。

ブランド化重点5品目についての目標販売額と実績販売額との比較推移は以下のとおりである。

<ブランド化重点5品目の目標値と実績値>

(単位：千円・%)

産 品 名		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
全 体 額 ブランド化重点5品目の年間販売額	目 標		260,427	338,000	412,000	437,800
	実 績	209,362	242,066	270,557	299,484	
	達成率		92.9%	80.0%	72.7%	
	H15比		115.6%	129.2%	143.0%	
隱岐のいわがき 隱岐島全域の販売額	目 標		66,400	102,600	142,500	150,000
	実 績	44,860	66,405	59,420	90,848	
	達成率		100.0%	57.9%	63.8%	
	H15比		148.0%	132.5%	202.5%	
浜 田 の 魚 加工業者(8社)によるトップブランド干物販売額	目 標		2,097	10,000	22,000	30,000
	実 績	1,644	2,097	2,347	5,000	
	達成率		100.0%	23.5%	22.7%	
	H15比		127.6%	142.8%	304.1%	
十 六 島 の り JFしまねの年間取扱額と100%佃煮の販売額	目 標		33,400	37,200	42,500	49,800
	実 績	24,600	36,307	35,451	29,336	
	達成率		108.7%	95.3%	69.0%	
	H15比		147.6%	144.1%	119.3%	
多伎いちじく JAいづも多伎支所の年間販売額(生果・加工品)	目 標		154,000	177,500	180,000	180,000
	実 績	138,258	137,257	163,515	165,000	
	達成率		89.1%	92.1%	91.7%	
	H15比		99.3%	118.3%	119.3%	
しまね和牛 県が企画・斡旋したフェア及び小売店等への販売額	目 標		4,530	10,700	25,000	28,000
	実 績	-	-	9,824	9,300	
	達成率		0.0%	91.8%	37.2%	
	H15比		-	-	-	

担当課で分析しているそれぞれの重点品目に対する成果と現状の課題をまとめると以下のとおりとなる。

重点品目	主 な 成 果	主 な 課 題
隱岐のいわがき	・生産量が拡大し、販売可能な数量自体が増加した。	・隱岐完結型検査後出荷を早期に可能とするインフラの構築。
	・衛生管理体制の構築が進み、安全性に対する生産者の意識が高まった。	
浜 田 の 魚	・脂質検査機の導入により高品質原魚の選別が可能となつたため、加工品の品質が向上した。	・首都圏向けの商品の加工技術をさらに向上させる必要がある。
	・首都圏向けの商品開発が具体化してきた。	
十 六 島 の り	・地元の料理店に対する認知度が上がり、取扱店が増加した。	・同品の提供可能な飲食施設と旅行商品をタイアップさせる。
	・旅行代理店とのタイアップによる増収。	
多伎いちじく	・生果の長距離輸送方法の改良が進んだ。	・高級果物専門店の要求レベルを満たす高品質品の商品化。
	・首都圏の高品質スーパーでの定番化を進めることができた。	
しまね和牛	・県内各産地の事業者において、品質向上に向けた取り組みが活性化した。	・加工用新商品の開発が停滞している。
	・首都圏の高品質スーパーでのプロモーション活動が出来つつある。	
		・首都圏向けに販売する事業者の自主取り組みに対する支援体制の充実化。

現在、県が主に事業効果の測定指標として用いているのは各重点品目の販売額であり、その指標を意識した分析を上図のとおり行っている状況にある。

この点、指標管理を適切に行い、目標と実績を比較して現状の問題点と課題の抽出を行っている点は評価できる。ただし、評価の指標自体の目的合理性をより深く追求すると、以下の点について一部不足な点があると思われる。

本補助事業は、重点5品目を重点支援品目として設定し、その5品目についてのプロモーション支援を行うことを通じて県内産業の活性化を図るものであるため「重点5品目に対する販売額」を効果の測定指標とすることには一定の合理性が認められる。ただし、本補助事業の最終的な目的はあくまで「産業の振興や地域の活性化」にあることを考慮に入れると、より最終目的に合致した指標を選択することが好ましいのではないかと考えた。

また、本補助金については、本来個々の事業者が独自で行うべき種々事業活動に対し、公の立場である県が支援先を特定して補助するものであるから、特に「公益上の必要性」には配慮しながら事業を進めていくことが重要となる。

従って、例えば、重点5品目における販売額が増加することによりどの程度県内産業への波及効果があるか、といった視点での評価指標を採用することができれば、「産業の振興や地域の活性化」という本事業の最終目的との関係で合理性が高まるうえ、「県の補助により一部の特定事業者が甘みを得た」という誤解からも解放されると考えられる。

この点を県の担当者に質問したところ、県でも「産業連関表」を用いた県内経済への波及効果を測定しているとのことであった。ただし、実際にこの波及効果を第一義的な評価指標として目標設定の対象としているわけではないため、県民への情報公開の対象ともなっていない（平成18年度のブランド產品づくり事業についての「事務事業評価シート」における指標は「重点5品目の販売額」であった）。

なお、県で把握している県内経済への波及効果の推移をまとめたものを下表に示す。

＜過去4年間の経済波及効果実績サマリー＞ (単位：千円)

	H15年度			H16年度			H17年度			H18年度		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C
隱岐のいわがき	44,860	62,352	41,817	66,405	91,883	61,614	59,420	82,899	55,604	90,848	126,221	84,651
浜田の魚(加工品)	1,644	2,603	1,212	2,097	3,310	1,539	2,347	3,726	1,738	5,000	7,914	3,685
十六島のり	24,600	34,192	22,931	36,307	50,237	33,687	35,451	49,459	33,174	29,336	40,759	27,335
多伎いちじく生果	78,800	108,254	61,869	74,557	102,246	58,413	90,371	124,332	71,080	100,731	138,361	79,073
多伎いちじく加工品	59,458	94,139	43,844	62,700	98,956	46,016	68,278	108,391	50,547	64,269	101,728	47,372
しまね和牛	-	-	-	-	-	-	9,824	15,596	7,273	9,300	14,720	6,855
合 計	209,362	301,540	171,673	242,066	346,632	201,269	265,691	384,403	219,416	299,484	429,703	248,971

A : 販売額（便宜的に、販売額＝生産額として把握している）

B : 生産誘発額（どの最終需要項目が、どの産業の生産を、どれだけ誘発したかを示したもので、最終需要を賄うために、直接・間接に必要となった生産額の合計をいう）

C : 粗付加価値誘発額（各産業の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、家計外消費支出、雇用者所得、営業余利、資本減耗引当、間接税、補助金などで構成されている）

産業連関表については県の統計情報データベースにもアップされており、「経済波及効果分析ツール」もダウンロードできるため、監査人において、独自にこれを用いて上表の数値について検討を行った結果、上表について特段の問題点は発見していない。

このツールを用いることにより、各品目について生産誘発効果や粗付加価値誘発効果、雇用者所得誘発効果などが定量的に把握できるため、こちらの指標を用いた目標設定と効果測定、分析と将来事業へのフィードバックを行うことが好ましいものと考える。

II. 財団法人しまね産業振興財団国際経済事業費補助金

1. 概要

(1) 目的

財団法人しまね産業振興財団が行う国際経済事業（県内企業の海外展開の支援）の円滑な推進に資することを目的としている。

(2) 補助内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

財団法人しまね産業振興財団国際経済事業費補助金交付要綱

② 補助対象事業者

産業振興財団

③ 補助対象経費

産業振興財団国際経済事業の円滑に要する経費で知事が認める額を交付額としている。

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

（単位：千円・件）

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	62,950	61,134	9,298	10,196	8,900
件数	1	1	1	1	1

2. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は発見していない。

【指摘事項①】

要綱記載の本補助金の交付目的について、「産業振興財団が行う国際経済事業の円滑な推進に資すること」を目的としており、これを文面だけ読むと「産業振興財団の運営を円滑に行えるようにすることを目的とする」とも読める。

あくまで本補助金の目的は産業振興財団の運営円滑化を通じて県内企業の振興を図ることがその目的と考えるため、実情に合わせて改訂することが望ましい。

【効果の測定とフィードバックについて】

効果の測定については、目標設定・達成度管理とともに補助金の交付先である産業振興財団で行っていることであるため、第7の産業振興財団に関する監査の箇所で指摘することとする。

Ⅲ. 独立行政法人日本貿易振興機構松江貿易情報センター運営費補助金

1. 概 要

(1) 目 的

独立行政法人日本貿易振興機構（通称、J E T R O（ジェトロ）、以下「ジェトロ」という。）松江貿易情報センターの円滑適正なる運営と効率的な事業活動を推進することを目的としている。

(2) 補助内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

独立行政法人日本貿易振興機構松江貿易情報センター運営費補助金交付要綱

日本貿易振興機構法

② 補助対象事業者

ジェトロ

③ 補助対象経費

ジェトロ松江貿易情報センターの運営に関する経費について、予算の範囲内で交付する。

(3) 実 績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

（単位：千円・件）

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	12,457	12,426	12,000	12,700	10,777
件数	1	1	1	1	1

2. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は発見していない。

【指摘事項①】

本補助金の交付要綱では、本補助金の交付目的について「独立行政法人日本貿易振興機構松江貿易情報センターの円滑適正なる運営と効率的な事業活動を推進する」と記載しているが、ジェトロの適正なる運営等を推進すること自体を補助金交付の目的とするることは考えられず、この記載ではジェトロの適正なる運営等を推進することによりいかなる公益上の目的を達成しようとしているのかが明らかでない。

実際には、ジェトロの適正なる運営等を推進することにより、県内の商工業を振興することなどを目的として本補助金は設置されていることであり、その旨を交付要綱に明確に記載すべきである。

【効果の測定とフィードバックについて】

現在、しまねブランド推進課では、ジェトロにおける相談の受付件数を本補助金交付による効果の指標としている。しかしながら、ジェトロは、貿易・投資相談だけでなく、情報提供、貿易実務オンライン講座の実施、セミナー・実務講座の主催、外部セミナーでの講演、展示会・商談会の支援などの種々の事業を行っており、相談受付件数のみを本補助金交付による効果の指標とするのは、実態に即したものとはいえない。

ジェトロからは、毎年度、事業実績の報告を受けており、その報告書の中には、相談件数だけでなく、貿易実務オンライン講座の利用者数、セミナー・実務講座や外部セミナーの参加者数、展示会・商談会の対象企業数などの数値が記載されており、これらの実績値を用いて、ジェトロの事業毎にその実績を検討し、本補助金交付による効果を測定すべきである。

IV. 境港貿易振興会事業費補助金

1. 概 要

(1) 目 的

境港貿易振興会が行う境港の利用促進を図るための事業の円滑な推進に資することを目的としている。

(2) 補助内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

境港貿易振興会事業費補助金交付要綱

② 補助対象事業者

境港貿易振興会

③ 補助対象経費

境港貿易振興会の行う国内・国外への利用促進活動に要する経費の内、知事が別に認める金額。

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円・件)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	2,000	2,000	1,400	900	1,000
件数	1	1	1	1	1

2. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は発見していない。

【指摘事項①】

本補助金の交付要綱では、本補助金の交付目的について「境港貿易振興会が行う境港の利用促進を図るための事業の円滑な推進に資する」とこと記載されている。しかしながら、当該事業を円滑に推進すること自体を補助金交付の目的とするとは考えられず、この記載では当該事業を円滑に推進することによりいかなる公益上の目的を達成しようとしているのかが明らかでない。このため、これについて交付要綱に明確に記載すべきである。

上記の点を考慮すると、本補助金について「公益上の必要性」の有無が問題になるが、特に県東部の事業者にとっては地理的に不便な浜田港よりも優先的に境港を利用しているのであるから、境港の貿易振興が進み、利便性が増すことはわが県にとっても少なからず利益になることは間違いないし、境港港は事業者を選ばないのであるから補助金拠出について公益上の必要性はあるものと考える。

【効果の測定とフィードバックについて】

本補助金は、鳥取県からの要請に基づいて予算の範囲内で負担しているものであり、現状においてその効果の測定は、鳥取県企業も含めた境港全体の定期コンテナ貨物量で行っている。

これについて、積荷の内容や金額については個別事業者の事業機密に係ることであり入手が困難との点も加味し、例えば、以下の要領で効果の測定ができないか検討することにした。

本補助金が金銭で交付されるものである以上、本来であれば、本補助金交付による効果

について、例えば、本補助金交付により境港の利用促進が図られ、島根県としていくらの経済効果がもたらされたというように金額ベースで測定を行うべきである。しかしながら、担当者によれば、この経済効果算定の基礎となる数値が、境港を利用している個別企業の内部情報となるため、県としてこれを入手することができないとのことである。このため、金額ベースで効果測定を行わないこともやむを得ないといわざるを得ない。

このようなことから、本補助金交付について、その効果との関係からその多寡を判断することはできない。しかしながら、本補助金は、境港貿易振興会（が行う境港の利用促進を図るための事業）に対して、島根県、鳥取県及び鳥取県境港市が、それぞれ補助金を交付しているところ、島根県、鳥取県及び境港市が交付した補助金の合計額のうち、県内企業等の利用率などから島根県の負担額（負担割合）が妥当か否かについては検討が可能と考えられ、このような視点から事業実績報告書を閲覧した。

これによれば、境港貿易振興会は、平成18年度において、島根県から1,000千円、鳥取県から4,429千円、境港市から4,429千円の合計9,858千円の補助金の交付を受けており、このうち島根県が交付した本補助金の割合は10.14%となる。

これに対して、境港における輸出入のコンテナ数（平成18年1月から12月までの公表値）は、20フィートコンテナで14,294個であるところ、しまねブランド推進課においては、コンテナの品目から推計することにより、このうちの少なくとも10.14%を上回るコンテナが島根県内の流通に係るコンテナであることを把握している。

以上によれば、島根県の負担額（負担割合）は一応妥当といえる。

なお、本結論は所与の条件から例示的に示したものであるため、県としては入手可能な情報の範囲内でより合理的な効果の測定尺度について、継続して検討すべきものと考える。

V. 県民との協働による島根づくり事業補助金

1. 概 要

(1) 目 的

島根県県民意いき活動促進条例（平成17年島根県条例第37号）により県民活動の促進と県行政における協働を推進し、提案者が持っている発想力・企画力を活かした事業実施の一助とすること、またこれによる県内への波及効果を期待し地域活性化および地域の自立に資することを目的としている。

(2) 事業内容

主にNPO法人、住民グループ、企業と行政との協働を一層促進するため、さまざまな分野について（一部島根県が提示した課題や目標に対し）、地域貢献につながる実践事業案を募集して事業化するものである。

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

県民との協働による島根づくり事業補助金交付要綱

② 応募資格

島根県内のNPO法人、住民グループ、企業（個人は対象外）

③ 募集事業の条件

(ア) 公共性、公益性が高く、地域社会への貢献が期待されるものであること。

(イ) 先進性に富むとともに創意工夫が凝らされ地域振興に資するモデル性を有することであること。

(ウ) 提案者自らが実施することであること。

(エ) 他の助成金など既存の制度により対応することができないものであること。

(オ) 宗教活動や政治活動を目的とした事業でないこと。

(カ) 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業でないこと。

④ 補助対象

県民との協働による島根づくり事業補助金交付要綱に基づき、以下のとおりとしている。

(ア) 対象経費

事業実施のために必要な経費とし、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料（備品のリース料を含む）、賃金等とする。

(イ) 補助金額

予算の範囲内で、補助率10／10以内とする（1事業あたりの上限額を200万円とする）。

（3）実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

（単位：千円・件）

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	—	—	—	—	1,000
件数	—	—	—	—	1

2. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は発見していない。

【効果の測定とフィードバックについて】

効果の測定は担当課において特に行っていないことであるため、以下を検討材料として記載する。

本補助金は、「提案者が持っている発想力・企画力を活かした事業実施の一助とすること、またこれによる県内への波及効果を期待し地域活性化および地域の自立に資すること」を目的としているものであるため、対象事業である「隠岐の特産品の発掘及び商品開発」により実現した売上高を把握できれば産業連関表を用いた経済波及効果の測定が可能となる。

この経済波及効果について担当課に作成を依頼した。それによると、平成19年度の現時点の実績を基に算定した結果は、以下のとおりとのことであった。

	販売額 = 生産額	生産誘発額	うち粗付加価値誘発額
経済波及効果	459千円	286千円	175千円

補助金支出額1,000千円に対する上記の経済効果測定結果により本補助金交付が合理的か否かについては言明しないが、少なくともこのような尺度で継続的に評価を行う必要があるものと考える。

第3－2 しまねブランド推進課 - 貸付金

I. 伝統工芸雇用就業資金貸付金

1. 概要

(1) 目的

伝統工芸の後継者の確保並びに育成を促進し、本県の貴重な伝統工芸品を継承していくため、就業の希望者を受け入れる事業者に対して貸付を行い、希望者の受入を支援すること目的としている。

(2) 事業内容

① 根拠法令等

社団法人島根県物産協会伝統工芸雇用就業資金貸付業務規定

社団法人島根県物産協会伝統工芸雇用就業資金貸付業務規則

伝統工芸雇用就業資金貸与要領

伝統工芸後継者育成計画認定要領

島根県ふるさと伝統工芸品振興要綱

② 事業の内容

「島根県ふるさと伝統工芸品」の製造に従事しようとする者を雇用する認定事業主に対して、当該雇用者の研修教育を行うための資金の貸付を行う社団法人島根県物産協会に対し、当該貸付に必要な資金を貸与する。

- (ア) 貸付金額：雇用就業者1名に対して月額5万円
- (イ) 貸付期間：貸付決定をした日の属する月から最長3年間
- (ウ) 返還免除：1年間継続して雇用すれば、過去1年分の資金貸付の返還免除を申請できる（最長3年分）

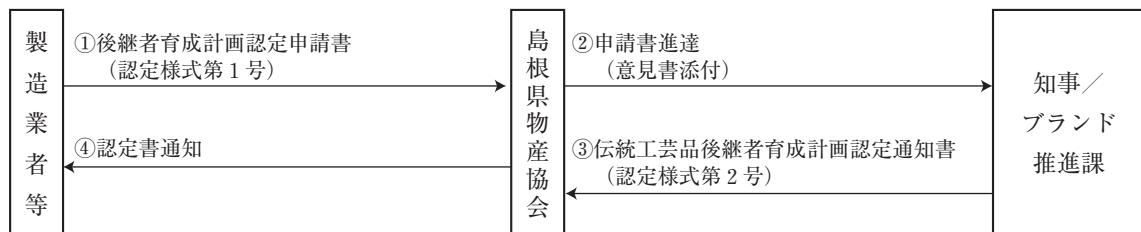
③ 認定事業主の要件

以下の要件を全て満たす事業主が、「後継者育成計画認定申請書」を島根県物産協会を経由して知事に提出することを要する。

- (ア) 雇用時に事業主の氏名又は名称・雇用期間・賃金・就業時間・休日等を記入した雇入通知書等の文書の交付を行っていること。
- (イ) 具体的な研修計画が作成されていること。
- (ウ) 過去において研修生受入実績を有すること若しくは受入体制が整備されていると判断されること。
- (エ) 月給制を基本とした給与体系、社会保障制度の適用等の必要な契約条項を定めた就業規則が整備されている若しくは整備されることが確実と見込まれること。

④ 認定から貸付に至るフロー

■認定事業主の認定（認定事業主として知事が認定）



※認定時期：隨時

※後継者育成認定申請書は、新たに雇用した後継者ごとに作成

■資金貸与の流れ



(3) 実績

当該貸付金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円・件)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
貸付金額	2,150	4,900	7,650	9,050	7,850
件数	5	15	14	17	13
繰上償還	—	350	50	—	50
返還免除	—	2,350	6,250	8,800	9,600
年度末貸付残高	2,150	4,350	5,700	5,950	4,150

2. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は発見していない。

なお、「島根県ふるさと伝統工芸品振興要綱」に規定する製造業者は84事業者あり、伝統工芸品は石工品、漆器、陶器など12分類に及んでいる。

このため、当該貸付金の対象となる工芸品、事業者などが一部に偏っていないかが気になるところであるが、事務局は厳正に対応しているとのことであり、関係資料を閲覧した結果、一部の事業者からの申請を却下するなど、この点については厳守されているとの心証を得ている。

【指摘事項①】

本貸付金は、雇用就業者の継続雇用等を停止条件として、貸付金の弁済を免除する規定になっている。従って雇用を継続していく限りにおいてこの制度は実質的には「補助金」の性格を有していることになる。

「伝統工芸雇用就業資金貸与要領」ではこの返還債務免除の規定について、以下のように記載している。

<第10　返還の免除>

知事は、次の各号のいずれかに該当するに至った時は、当該各号に定めるところにより、雇用就業資金の返還の債務を免除することができる。

- (1) 認定事業主が雇用就業者を雇用開始後引き続いて1年間雇用した場合において協会が債務を免除したとき。……………1年目の貸付に係る債務の全部
- (2) 認定事業主が雇用就業者を雇用開始後引き続いて2年間雇用した場合において協会が債務を免除したとき。……………2年目の貸付に係る債務の全部
- (3) 認定事業主が雇用就業者を雇用開始後引き続いて3年間雇用した場合において協会が債務を免除したとき。……………3年目の貸付に係る債務の全部
- (4) 雇用就業者が認定事業主の責によらない事由により退職した場合において、協会が債務を免除したとき。……………債務の全部又は一部
- (5) 雇用就業者が死亡した場合、又は心身に重度の障害を有することとなった場合その他やむを得ない事由により指定工芸品の製造に従事することができなくなったと認められる場合において、協会が債務を免除したとき。…債務の全部又は一部
- (6) 認定事業主が死亡した場合、又は災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められる場合において協会が債務を免除したとき。……………債務の全部又は一部

各種関係資料を査閲した結果、債務の全部を免除せず一部の債務の償還を行うケースについて、上記の（5）、（6）に該当する事例は生じておらず、全てが上記（4）に該当する場合であることが判明した。

全てが上記（4）に該当するとしても、どのような場合に債務の「全部」を免除し、どのような場合に債務の「一部」を免除するか、についてはこの規定上明確にされていない。

この点について質問したところ、実務上は11ヶ月超、12ヶ月未満が免除対象の就業期間である場合に「全部」を免除し、11ヶ月以下の場合には就業期間によって免除額を算出している（月割り、切上げないし切捨て）とのことであった。

ただし、規定上の「全部」免除との文言が上記の実務上の取り扱いのケースを想定しているかは不明であり、読み方によっては、例えば期中に雇用就業者が退職したとしても全額返還免除されるケースがあるようにも読めるため、この点についての取り扱いを明確化する必要がある。

また、そもそも1ヶ月未満の端数について免除対象に含めるか否かについて、すなわち切上げで計算するか切捨てで計算するかについては、実務上明確に規定されていないため、事務取扱要領などで明確化するべきである。

【指摘事項②】

【指摘事項①】に関連し、上記「伝統工芸雇用就業資金貸与要領」第10の本文中には、「…返還の免除を申請することができる」と記載されているため、返還の免除申請ができないケースもあることが想定される。

これについては、上記（4）「認定事業主の責によらない事由により退職した場合」に該当しないケースなどを想定しているものと考えられるが、具体的にどのような理由による退職であれば「認定事業主の責によらない事由」と言えるのか、その基準が明確でない。

また、その該当性を判断するためには、退職者から退職理由などの情報を入手する必要があるところ、島根県物産協会では退職者に対して聞き取り調査を行っているものの、その聞き取り調査の内容は、文書等で報告することが義務化されていないため、当課において退職理由まで詳細に把握することは困難な状況にある。

当貸付制度は島根県物産協会経由の貸付ではあっても貸付資金を全額県費で賄っているものであり、従って債務免除の有無、免除額の確定の際には県が独自に調査をするか、少なくとも島根県物産協会に対して調査状況を確認する等の措置を講ずる必要があるものと考えられる。

【効果の測定とフィードバックについて】

伝統工芸の世界において一人前の伝統工芸技術者を育成するまでには10年から15年程度

要すると言われており、その人件費負担や教育訓練コスト負担の重さが本県伝統工芸技能承継の妨げのひとつになっている。

これに対応する趣旨で本貸付は制度化され、本県にとってのその社会的意義は小さくないものと考えられるが、そこに県費が投入されている以上、本貸付によりどの程度その趣旨を実現しているのか、という視点は欠かすことができない。

特に、本貸付制度が一定の停止条件を元にその債務を免除する性格のものであることから、実質的には伝統工芸事業者に対する一種の「補助金」であると考えられ、従ってその効果を計測し、公表する必要があるものと考えられる。

その効果の測定について、しまねブランド推進課では、貸付金の基礎となっている「雇用就業者」の貸付期間満了後の状況をウォッチすることによって測定している。

平成14年5月の制度開始から現在までの就業状況は以下のとおりとなっている。

	認定事業者数	雇用者数	1年目に離職	2年目に離職	3年目に離職	離職者累計	離職率	継続雇用中
H14年度中に貸付開始	3事業者	5名	1名	0名	0名	1名	20%	4名
H15年度中に貸付開始	9事業者	10名	1名	1名	0名	2名	20%	8名
H16年度中に貸付開始	4事業者	4名	1名	0名	0名	1名	25%	3名
H17年度中に貸付開始	4事業者	6名	0名	1名		1名		5名
H18年度中に貸付開始	2事業者	2名	0名			0名		2名

また、貸付対象雇用者の現状について、貸付対象雇用者総数27名（平成19年9月現在）のうち、上表の離職者合計5名を除く22名については現在も継続して就業しているとのことであるため、「伝統工芸雇用就業資金貸与制度卒業生（貸付を3年以内に辞退した者も含む）」の継続雇用率は100%となり、この点において本貸付制度には一定の効果が認められるといえる。

一方で「離職者に対して拠出した補助金」という側面から「趣旨実現に資さなかった支出」という観点でまとめると以下の表の状況になる。

離職者を基礎に認定事業主に支払われた補助金が5年間で3,500千円あることが多いか少ないかについての説明は避けるが、少なくともこの金額を減らしていくことが、効果測定に対する将来へのフィードバックであることを考慮し、どのように離職率を減らすのかについて対策を練る必要があるものと考える。

（単位：千円）

	当初雇用者数	貸付実行額	満了者分	(継続中)	離職者分
H14年度中に貸付開始	5名	3,550	2,950		600
H15年度中に貸付開始	10名	15,850	14,400		1,450
H16年度中に貸付開始	4名	4,600		4,150	450
H17年度中に貸付開始	6名	5,950		4,950	1,000
H18年度中に貸付開始	2名	1,200		1,200	0
合計		31,150	17,350	10,300	3,500

第4 産業振興課 - 補助金

I. 島根県知的財産活用啓発事業費補助金

1. 概 要

(1) 目 的

この補助金は、社団法人発明協会島根県支部が行う知的財産の普及啓発に関する事業に要する経費を補助することにより、知的財産についての理解を深め、その活用に精通した人材を育成することを目的とする。

(2) 事業内容

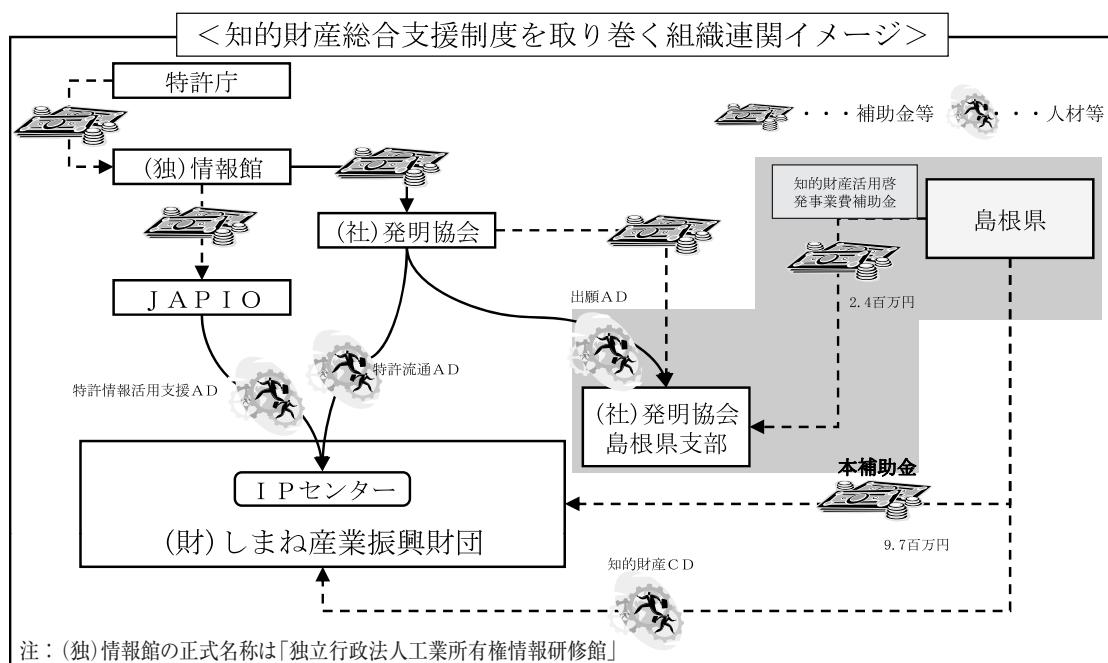
① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

島根県知的財産活用啓発事業費補助金交付要綱

② 補助対象者

社団法人発明協会島根県支部



③ 補助対象

(ア) 対象経費

補助対象者が行う知的財産権制度に関する普及啓発及びその目的を達成するために行う事業に要する経費（謝金、旅費、事務庁費、委託費）。

(イ) 補助金額

対象経費の100%について予算の範囲内で支給している。

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円・件)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	—	—	1,900	2,000	2,400
件数	—	—	1	1	1

2. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は発見していない。

【指摘事項①】

交付要綱記載の本補助金の目的に「…知的財産についての理解を深め、その活用に精通した人材を育成することを目的とする」とあるが、この記載では、知的財産活用に精通した人材を育成して、以って何を実現するのか、という視点が欠如している。

また、本来は民間や高等教育機関が必要に応じて自主的に実施する必要がある性格の事業であると考えられるところ、「公益上の必要性」の観点からも問題となる可能性がある。

知的財産活用に精通した人材を育成することがどのようにわが県の利益に繋がるのか、について要綱で明確にするべきである。

【効果の測定とフィードバックについて】

上記【指摘事項①】にも関連して、本補助金の目的が「…その活用に精通した人材の育成」となっているため、当課の採用した効果測定の尺度は、知的財産セミナー等により「知的財産の活用に精通した人材が増加した数」としている。

わが県にとって知的財産活用に対する啓発が重要なのは一般論として理解できるが、それがどの程度の重要性、緊急性を持っているのかについては明確な情報は示されていない。

本補助金の活用によりどのように知的財産活用に精通した人材が増加し、それがどのようにわが県の産業振興に繋がったかについて明らかになる指標を設定しなければ、本県にとって知的財産の活用が今どの程度必要かつ重要なのかについても定量的に把握できないため、このような視点で効果測定の尺度を再考されたい。

II. 財団法人しまね産業振興財団管理費補助金

1. 概要

(1) 目的

本県産業の高度化、新たな産業の育成及び地域の情報化を支援するため、財団法人しまね産業振興財団の管理に要する経費を助成するものである。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

財団法人しまね産業振興財団管理費補助金交付要綱

② 補助対象者

産業振興財団

③ 補助対象

(ア) 対象経費

産業振興財団の管理に要する経費（職員人件費、臨時職員経費、事務管理費、施設維持管理費、いわみビジネスセンター維持管理費等）。

(イ) 補助金額

対象経費の100%について予算の範囲内で支給している。

支出項目	補助金額 (千円)	支出内容
事務管理費（人件費）	132,873	財団職員給与、諸手当、福利厚生費等、財団派遣職員手当、財団監事・産業医・顧問弁護士報酬等
事務管理費（管理費）	9,969	テクノアーク事務所賃借料、光熱水費、パソコンリース料等
事務管理費（臨時職員経費）	9,438	臨時職員賃金、社会保険料等
事務管理費（施設維持管理費）	24,854	事務所賃借料（国際分室）、公用車維持経費、職員旅費、情報システム維持費等
いわみビジネスサポートセンター経費	6,639	いわみぶらっと事務所・駐車場賃借料、光熱水費、事務経費
合計	183,773	

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

（単位：千円・件）

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	173,446	183,498	217,966	208,506	183,773
件数	1	1	1	1	1

2. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は発見していない。

【効果の測定とフィードバックについて】

効果の測定については、目標設定・達成度管理とともに補助金の交付先である産業振興財団で行っているとのことであるため、第7の産業振興財団に関する監査の箇所で指摘することとする。

Ⅲ. しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金

1. 概 要

(1) 目 的

本県産業の高度化と新産業の創出をめざし産業振興財団が事業を行うために必要な基金を補助し、もって活動の円滑な推進を図る。

(2) 補助金の内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金交付要綱

② 補助対象事業者

産業振興財団

③ 補助対象事業

産業の高度化と新産業の創出をめざし産業振興財団が事業を行うために必要な基金造成に係る費用

④ 補助金額

各事業別に以下のとおりの補助を行っている。

支 出 項 目	補 助 金 額 (千円)	支 出 内 容
健康食品産業形成プロジェクト	3,658	県の新産業創出事業のひとつである健康食品産業の活性化を支援する事業
経営革新に対する支援事業	20,552	経営革新計画承認後の企業に対するフォローアップ、重点支援プロジェクト事業、国際規格等取得に必要な経費への助成事業
販路開拓支援事業	54,983	全国各地で開催される専門展示会・見本市等に県内企業が出展する経費を助成する事業、県内企業の受注拡大のための斡旋等により支援する事業
ベンチャー企業等支援事業	1,357	創業者をフォローアップするための相談事業及び初期負担軽減のための家賃補助事業
中小企業情報化推進事業	3,928	メールマガジン等による中小企業情報の発信及び製造業のネットワーク活用実践塾「島根Web再活性化塾」を開催するための事業
産業振興支援体制の整備	33,363	財団職員の人材育成等自主事業、経営・生産・管理等の専門家を財団内に配置し企業に対する総合相談、コーディネートを実施する事業
知的財産活用啓発事業	9,718	島根県知的財産総合支援センターを設置して総合的な相談・支援を実施する事業
产学研官連携促進事業	10,338	財団内に技術コーディネーター、アドバイザーを配置し、产学研連携を推進する事業
新製品・新技術創出助成事業	21,096	県内中小企業等が新製品・新技術開発を促進するため、その経費の一部を助成する事業
合 計	158,994	

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円・件)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	125,999	267,665	116,506	65,215	158,993
件数	1	1	1	1	1

2. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は発見していない。

【効果の測定とフィードバックについて】

効果の測定については、目標設定・達成度管理とともに補助金の交付先である産業振興財団で行っていることであるため、第7の産業振興財団に関する監査の箇所で指摘することとする。

IV. 休廃止鉱山鉱害防止工事費補助金

1. 概要

(1) 目的

住民の健康を保護し、地域の環境を保全するため、金属鉱山等に係る鉱害防止について、鉱害防止義務者に対し万全の措置を講じさせることを目的とする。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

島根県休廃止鉱山鉱害防止工事費補助金交付要綱

（国）休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金交付要綱（昭和46年保第789号）

② 補助対象

（ア）補助対象者

鉱害を防止するため坑廃水処理を行う者（以下「坑廃水処理事業者」という。）。

（イ）対象事業

坑廃水処理。

（ウ）補助金額

補助金交付の対象となる経費（坑廃水処理事業者が行う坑廃水処理に必要な経費）

の1/4かつ国が交付する当該坑廃水処理補助対象経費に係る補助金の額との比を1:3とする。

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円・件)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	721	721	721	1,000	1,054
件数	1	1	1	1	1

2. 監査の結果及び意見

以下の点について問題点として認識した。

【指摘事項①】

本補助金の設置目的が要綱等により明らかにされていない。

補助金等交付規則第3条に、「補助金等の名称、目的、交付の対象である事務又は事業の内容及びその交付の率又は金額は、別に定めて告示する。」とあり、当補助金の目的が同要綱に記載されていないことは同規則に違反するものであると考えられるため、至急対応を要する。

【指摘事項②】

本来、休止した鉱山から出る坑廃水の処理は、鉱山を運営していた事業者ないし鉱業権を設定した国の責任で行うべきであり、県が坑廃水処理に必要な経費に対して補助を行うことについては疑問を感じるところである。

V. ソフトビジネスパーク島根賃貸型オフィス整備促進事業空室補助金

1. 概要

(1) 目的

賃貸型オフィスの整備をしようとする事業者と県が協力して賃貸オフィスの供給を行い、独創性、挑戦意欲に富んだ創業者及び技術の高度化、新たな分野へ進出しようとする企業等のソフトビジネスパーク島根への集積を促進し、もって県内産業の高度化を図ることを目的としている。

(2) 補助金の内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

ソフトビジネスパーク島根賃貸型オフィス整備促進事業空室補助金交付要綱

② 補助対象

(ア) 補助対象者

ソフトビジネスパーク島根賃貸型オフィス整備促進事業実施要綱に基づき承認され

た民間事業者。

(イ) 補助金額

事業者に対して、前年度（4月1日から翌年3月31日まで）分の空室に係る補償対象額の3/4を補償する。

(ウ) 補償対象額

オフィスに空室が発生した場合、事業者は、下記に定める計算式により、部屋毎に計算した上で合計し、空室に係る補償対象額を月毎に算出するものとする。ただし、当該計算式中「空室が発生した日数/月日数×部屋面積」の各部分の面積合計が1ヶ月当り 200m^2 を超えるときは、 200m^2 として算出するものとする。

$$\text{(空室が発生した日数／月日数)} \times \text{部屋面積} \times 1\text{m}^2\text{当賃貸単価}$$

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円・件)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	—	—	—	2,125	1,487
件数	—	—	—	1	1

2. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は発見していない。

【指摘事項①】

事業者と県が協力して賃貸オフィスの供給を行い、企業等のソフトビジネスパーク島根への集積を促進するといった本補助金の目的からすれば、整備した賃貸オフィスへの入居率向上を目指すことになる。

これに対し、本補助金の内容は、当該賃貸オフィスに空室が生じた場合に、当該空室に入居者があれば得られるべき家賃の一部を事業者に補助するものであり、事業者が賃貸オフィスの運営に名乗りを挙げる誘因となり、あるいは撤退を防止する効果をもたらすものといえる。このため、本補助金を交付することにより、賃貸オフィスへの入居率が向上するわけではなく、上記本補助金交付の目的との関係からいえば、間接的な効果しかない。

これはすなわち、本補助金交付により達成しようとしている目的と本補助金の内容が整合していないということであり、本補助金交付の目的を見直す必要がある。

【効果の測定とフィードバックについて】

上記【指摘事項①】記載のとおり、本補助金は、その交付により達成しようとしている目的と本補助金の内容が整合しておらず、目的との関係から本補助金交付の効果を測定することはできない。

VII. 島根県食品の安全性等検証試験補助金

1. 概 要

(1) 目 的

高付加価値食品を開発し、製造し、又は販売する企業等が既存の商品又は試作品について評価機関による安全性又は栄養の科学的検証を実施することを促進し、もって高付加価値食品を扱う企業等の健全な発展及び食品産業の形成を図ることを目的としている。

なお、高付加価値食品とは、島根県食品の安全性等検証試験補助金交付要綱第2条において、高い安全性等を有することを特徴として開発され、製造され又は販売される食品又は材料（粉末、抽出物等加工されたものに限る。）と定義されている。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

島根県食品の安全性等検証試験補助金交付要綱

② 補助対象

(ア) 補助対象者

県内に事業所を有する法人又は個人（以下「県内企業等」という。）。

(イ) 対象事業

県内企業等が開発、製造又は販売する高付加価値食品について、安全性等を確認するため又は特定保健用食品等の認可を受けるため、当該食品の安全性等検証を評価機関に委託する事業。

ただし、他の補助金等の交付を受けている事業は原則として対象外。

(ウ) 補助金額

補助金交付の対象となる経費（県内企業等が高付加価値食品の安全性等検証を評価機関に委託する経費）の1／2以内。

③ その他

補助金の交付を受けた事業者は、島根県食品の安全性等検証試験補助金交付要綱第6条において、補助金交付決定を受けた会計年度終了後5年間、補助対象製品・技術の売上高等を記載した報告書を提出することになっている。

この報告書には、直近の決算書を添付することになっており、下記1)及び2)の要件を満たした場合には、3)により算出された額を県に納付することとされている。

- 1) 新製品、新技術の売上額（既存製品等の改良の場合は売上増加額）が年3,000万円以上となった場合
- 2) 当該年度の企業全体の決算において、経常利益が黒字の場合
- 3) 各年度の納付額は、新製品、新技術の売上額の1%または助成額の5分の1のいず

れか低い額とし、累計の納付額は助成額を超えないものとする

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円・件)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	－	－	1,163	8,590	4,231
件数	－	－	2	1	3

2. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は発見していない。

【効果の測定とフィードバックについて】

本補助事業は、新産業創出プロジェクトの一環として設けられたものであり、県内企業等が行う高付加価値食品の販売等の促進を目的としている。このような目的から、産業振興課では、補助金交付対象となる安全性等検証を受けた高付加価値食品の売上高を指標として、本補助金交付による効果の測定を行っている。

前記のとおり、補助金の交付を受けた事業者は、補助金交付決定を受けた会計年度終了後5年間、補助対象製品・技術の売上高等を記載した報告書を提出することになっており、監査を行った時点では、平成16年度及び平成17年度に補助金の交付を受けた合計3件について、報告書が提出されていた。このうち、既存の商品の安全性等検証に対するものが1件、新商品に対するものが2件であった。なお、産業振興課では、この他に2～3ヶ月毎に担当者が補助金交付を受けた県内企業者等を訪問するなどして現状確認や事後フォローを行っている。

まず、既存の商品については、安全性等検証を受けたことにより販売がどれだけ促進されたか（売上高が向上したか）が補助金交付による効果として重要と考えられるところ、産業振興課では、補助金交付後の売上高の推移を検討するとともに、安全性等検証を受ける前後の売上高の比較を実施している。

次に、新商品についてであるが、新商品は上記安全性等検証を受ける前の売上高との比較を行い得ない。そして、担当者によれば、現在、高付加価値食品業界では、安全性等検証を行っていなければ、そもそも商品として市場に受け入れられないとのことである。以上のことからすれば、補助金交付後の売上高を基準として補助金交付による効果の測定を行うことも妥当性が認められると考えられる。

ただ、商品が売れる要因は安全性等検証を受けているか否かだけでなく、例えば、補助金交付後一定期間の売上高合計と補助金の交付額を比較して、売上高合計の方が上回って

いるだけで補助金交付の効果があると認めることはできない。本補助金は、平成16年度に新設されたばかりであるので、現時点では補助金の効果測定の指標となるべき実績自体が蓄積されていないが、今後、実績が蓄積されていくのに伴い、補助金交付額と比較してどの程度の売上高を挙げてもらうといった目標値を設定していくなど、効果測定の指標を確立していく必要があるものと考える。

VII. 資源循環型技術開発事業費補助金

1. 概要

(1) 目的

産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量を促進し、産業廃棄物の循環的な利用に関する産業の活性化を図ることを目的としている。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

島根県資源循環型技術開発事業費補助金交付要綱

② 補助対象

(ア) 補助対象者

以下の者（以下「県内排出事業者等」という。）。

1) 県内に事業所を有し、自らの事業活動に伴って産業廃棄物を排出する事業者（以下「県内排出事業者」という。）

2) 当該団体の直接又は間接の構成員の2分の1以上が県内排出事業者である法人格を有する団体

3) 2以上の県内排出事業者を含む4以上の個人又は法人で構成される法人格のない団体であって、資源循環型技術開発等事業（内容は後記（イ）に記載）を継続して的確に遂行するに足りる経理的基礎を有するもののうち知事が適當と認めたもの

(イ) 対象事業

県内排出事業者等が行う次の事業（以下「資源循環型技術開発等事業」という。）。

1) 産業廃棄物の発生の抑制、減量化又は再生利用に関する技術の研究開発を行う事業

2) 産業廃棄物を原材料として利用した製品の研究開発を行う事業

(ウ) 補助金額

補助金交付の対象となる経費（県内排出事業者等が行う資源循環型技術開発等事業に必要な経費であって以下に掲げる経費のうち知事が必要かつ適當と認めるもの）の2／3以内で、100万円以上1,000万円以下の額。

経費区分	内 容
原材料費	原材料及び副資材の購入に要する経費
構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
機械装置及び工具器具費	機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
外注加工費	外注加工に要する経費
技術指導受入れ費	技術指導の受入れに要する経費
委託費	研究開発又は市場調査の委託に要する経費
その他の経費	その他知事が特に必要と認める経費（人件費を除く）

(3) 実 績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円・件)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	－	－	－	13,760	6,031
件数	－	－	－	2	2

2. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は発見していない。

【効果の測定とフィードバックについて】

本補助事業は、環境への負荷の少ない持続的に発展する循環型社会システムを構築するため、産業廃棄物の発生の抑制・減量化、再生利用に関する技術の研究開発、又は、産業廃棄物を原材料として利用した製品の研究開発を行う経費の一部を補助するものである。

このため、本補助金交付による効果は、補助金交付の対象となった技術又は製品の研究開発の成否、さらには当該研究開発の成功によりどれだけ産業廃棄物の発生抑制等の効果をもたらしたかなどの指標により測定することが考えられる。

ただ、本補助金は、平成17年度に新設されたばかりであり、これまでに補助金の交付を受けた合計4件は、未だ研究開発中である（なお、平成17年度採択の2件については、実証実験中や製造プラントの建設中など製品化の目処が立っている。）。このため、現時点では未だ本補助金交付の効果を測定する段階に至っていない。

これについて、産業振興課では、今後も研究開発の進行状況を継続的に確認していくことである。また、産業廃棄物の発生抑制等の状況については、本補助金交付申請の際に、申請者が現在排出している産業廃棄物の量を基準として、研究開発成功によりどれだけの減量につながるか等を試算した結果の提出を受けている。さらに、県においては、島根県産業廃棄物減量税条例（平成16年6月29日島根県条例第34号）により、産業廃棄物の最終処分場への搬入に対し、当該搬入に係る産業廃棄物を排出した事業者などに、産業廃

棄物1トンにつき1,000円の産業廃棄物減量税（同条例第4条、第7条）を課すことになっており、当該税収の減少状況を見るなどにより、産業廃棄物の減量状況を確認することも手法の一つとして考えられるとのことである。

このように、産業振興課では、今後、本補助金交付による効果の測定を考えており、合理的な指標により本補助金が十分な効果を挙げているか検証していくことが望まれる。

第5 企業立地課 - 補助金

I. 島根県企業立地促進助成金

1. 概要

(1) 目的

企業の立地を促進する措置を講ずることにより、本県の産業の高度化及び雇用機会の増大を図り、もって広く定住の促進に寄与することを目的としている。

(2) 助成内容

① 根拠法令

島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号。以下「条例」という。）

島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号。以下「規則」という）

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

島根県企業立地促進助成金交付要綱

② 助成対象

助成対象者は、条例第4条第1項の規定による認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）の内、以下の要件を備えたものとしている。

なお、条例第4条第1項の規定には、以下の要件が規定されている。

- 1) 産業の高度化に寄与すると認められる業種として規則で定めるものに属する事業（下表参照）を営むものであること。
 - 2) 業績の安定性、成長性、信用度等において、優良な企業体质を備えていると認められる企業が実施するものであること。
 - 3) 公害防止について、必要かつ十分な措置がなされるものであること。
 - 4) 当該立地の規模が業種に応じて規則で定める基準（下表参照）を満たすこと。
 - 5) 適正な土地利用の確保に関し規則で定める下記の基準を満たすこと。
- 工場を設置する場合においては、当該工場の設置の場所が次の（ア）から（エ）までのいずれかに該当することが確認されていることを要する。

(ア) 工場立地法第3条第1項に規定する工場立地調査簿に工場適地として記載されている地区

(イ) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域又は工業専用地域

(ウ) 農村地域工業等導入促進法第5条第3項第1号に規定する工業等導入地区

(エ) (ア) から (ウ) までに掲げるものに準ずる地区、地域又は区域として知事が認めるもの

また、立地に関して土地利用に関する法令の規定による許可その他の処分が必要であるときは、その立地が当該法令により認められる見込みがあることを要する。

業種	立地規模基準
特定製造業（非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機器製造業、電子部品、デバイス製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業、化学工業、プラスチック製品製造業及び知事が別に定める製造業をいう）	ア 企業の立地を行うために必要な投下固定資本（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋、又は償却資産をいう。以下同じ。）の取得に要する経費の総額（以下「投下固定資本額」という。）が3億円以上であること。 イ 企業の立地に伴い新たに増加する常時雇用される従業員（ソフト産業にあっては、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者その他の実質的に常時雇用される従業員に順ずると認められる者を含む。以下「常用従業員」という。）の数が10人以上であること。
特定製造業以外の製造業（食品製造業その他の製造業のうち製品の性質上その提供が特に県内地域に限定されるものであって、県内に事業所を有する中小企業者（中小企業基本法第2条第1項第1号に掲げる中小企業者をいう）の経営に重大な影響を及ぼすものとして、知事が認めるものを除く）	ア 企業の立地を行うために必要な投下固定資本額が3,000万円以上であること。 イ 企業の立地に伴い新たに増加する常用従業員の数が10人以上であること。
ソフト産業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、広告代理業、ディスプレイ業、非破壊検査業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、エンジニアリング業、デジタルコンテンツ業、コールセンター業、データセンター業）	ア 企業の立地を行うために必要な投下固定資本額が1億円以上であること。 イ 企業の立地に伴い新たに増加する常用従業員の数が5人以上であること。
自然科学研究所	ア 企業の立地を行うために必要な投下固定資本額が1億円以上であること。 イ 企業の立地に伴い新たに増加する常用従業員の数が5人以上であること。

③ 対象経費

補助対象となる経費は以下のとおりとし、各算定式により算定した額を交付額としている。

(ア) 投資助成

増加固定資本額（助成対象期間（認定申請書受理日から操業開始後3年以内）に新

たに取得した投下固定資本に係る経費の総額をいう。ただし、助成金以外の補助金等で知事が別に定めるものを直接又は間接にその経費の一部として投下固定資本を取得した場合は、その取得に要した経費を除く。以下同じ。) を対象とする。

算定式：増加固定資本額×助成率A×助成率B（7億円限度）

業種	増加常用従業員数	助成率A
特定製造業又は ソフトウェア産業	(1) 増加常用従業員数が10人以上の場合((2)に掲げる場合を除く)	15%
	(2) 増加常用従業員数のうち技術者又は研究者の数が10人以上の場合	20%
特定製造業 以外の製造業	(1) 増加常用従業員数が10人以上の場合((2)に掲げる場合を除く)	10%
	(2) 増加常用従業員数のうち技術者又は研究者の数が10人以上の場合	15%
自然科学研究所	(1) 増加常用従業員数が5人以上9人以下の場合	15%
	(2) 増加常用従業員数が10人以上の場合	20%

立地の区分	助成率B
1 県内に事業所を有しない認定企業が、新たに県内に事業所を設置する場合（償却資産のみ取得し、土地及び建物を賃借する場合を含む。）	100%
2 県内に事業所を有する認定企業（以下「県内企業」という。）が、公的工業団地（県、市町村、独立行政法人中小企業基盤整備機構等が整備した工業団地（工業立地法第4条第1項第3号イに規定するものをいう。以下同じ。）をいう。）内に新たに用地を取得（過去に条例第6条第1項に規定する設定計画に従って立地を行った際に用地を取得した場合であって、知事が特に認めた場合を含む。）して建物を新築し、又は増築することにより生産施設の面積を増加させる場合	100%
3 県内企業が、建物を新築し、又は増築することにより生産施設の面積を増加させる場合（2に掲げるものを除く。）	50%
4 県内企業が、償却資産のみを増設する場合	25%

なお、本助成金以外の県の補助金（Ⅶ. 拠点工業団地立地促進補助金等）の対象となる場合には、その固定資産の取得費用は、投資助成額の算定基礎となる増加固定資本額から控除して算定する。

(イ) 雇用助成

増加常用従業員数（新たに雇用した労働基準法第14条に規定する労働契約において期間の定めのない常用従業員の数をいう。ただし、退職者の補充として新規雇用した常用従業員、全額出資企業の増加常用従業員数は除く。）を対象とする。

算定式：増加常用従業員数×100万円（3億円限度）

（ソフトウェア産業のうちコールセンター業は対象から除く。また、増加常用従業員が派遣労働者等である場合は単価を50万円として算定。）

(3) 実績

当該助成金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円・件)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	281,579	1,907,167	275,401	933,933	1,523,753
件数	3	10	6	11	10

2. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は発見していない。

【指摘事項①】

平成17年度に助成対象先1件について、当時の助成金負担額としては満額の10億円の助成を決定している。そして、当該助成については金額が多額となることから、県は助成先と交渉の上5年間の分割による交付を約定した。

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
金額	200,000千円	200,000千円	200,000千円	200,000千円	200,000千円

これについて、平成17年度分の助成金支出分について、平成17年2月16日に交付決定した助成金支出の支出負担行為票の作成が遅れたため、県の出納局審査課から厳重注意を受けている（5月7日に事後措置済み）。

これは、H17年度からH21年度までの期首に支出負担行為を実行する必要が生じたところ、これについて実際の交付要求が毎年提出されるものではないことから、担当課としては支出負担行為票の作成を失念しやすい状況にあることが原因と考えられる。

現在はこの点に留意し、資料作成の網羅性については特に担当者が注意しているとのことである。

個々の担当者の徹底も必要であるが、全課的に、このような網羅性をチェックする統制システムを作り対応することを考えることも必要であると考える。

【指摘事項②】

本助成金については、永続的な企業活動による当地の雇用促進等を目的としていることから、立地先が倒産するのは勿論、撤退や縮小などの事態に陥ることなく、当初の条件どおりの事業継続を前提として行う性格のものであり、助成先の経営の健全性は重要となる。

この点、財務状況に不安がある助成先について、認定に至った理由の記載が十分ではないと思われるものがあった。

財務状況に不安があることをもって直ちに助成対象から外すべきとはいえないが、このような助成先については、認定に至った理由について十分な記載がなされた調書が残されるべきである。

【指摘事項③】

本助成金については、当地の雇用促進が目的の一つであるため、助成の条件に、増加従業者数の規定を設けている。

しかし、助成先のうち1件について、増加従業者数の内、一部が親会社からの出向（異動）であることが疑われるものがあった。

中には技術者等、当地で新規に調達することが難しいエキスパートも含まれているとの

ことであるが、このような実質的なグループ内での異動による増加についても、「条件を満たす」ことになると本助成の目的から考えて言えるのかどうかには疑問が残る。

少なくとも、このような「グループ内の異動による増加」と、「県民の新規雇用の純増加」とは区分して条件設定する必要があるものと考えられる。

【効果の測定とフィードバックについて】

企業立地課では、本助成金交付による効果の測定を、島根県産業連関表等を用いて計算した経済波及効果により行っている。平成18年度に立地計画を認定した企業16社に対する助成見込額は、投資助成1,188,173千円、雇用助成498,000千円の合計1,686,173千円（3年後に交付される）であるところ、これら16社の認定前売上高及び3年後の売上計画額により算定した事業活動（生産）による経済波及効果は以下のとおりである。

1) 売上高（16社合計額）

i 認定前	31,079,915千円
ii 3年後計画	41,801,952千円
iii 増加額	10,722,037千円

2) 生産誘発額

i 直接効果	10,722,037千円（売上高増加額と同じ）
ii 第1次波及効果	2,704,868千円
iii 第2次波及効果	1,987,334千円
iv 合計	15,414,239千円

3) 粗付加価値誘発額

i 直接効果	4,084,870千円
ii 第1次波及効果	1,706,604千円
iii 第2次波及効果	1,376,072千円
iv 合計	7,167,546千円

4) 雇用者所得誘発額

i 直接効果	2,333,239千円
ii 第1次波及効果	1,076,642千円
iii 第2次波及効果	596,379千円
iv 合計	4,006,260千円

5) 雇用創出効果

891人

また、事業活動（生産）だけでなく、工場建設（増設）を行うことによる経済波及効果

も発生することから、企業立地課では、工場建設（増設）による経済波及効果も測定しており、平成18年度に立地計画を認定した企業16社についての経済波及効果は以下のとおりである。

- 1) 建設投資額（16社合計額） 3,769,200千円
- 2) 生産誘発額
 - i 直接効果 3,769,200千円（建設投資額と同じ）
 - ii 第1次波及効果 1,230,654千円
 - iii 第2次波及効果 942,318千円
 - iv 合 計 5,942,172千円
- 3) 粗付加価値誘発額
 - i 直接効果 1,810,175千円
 - ii 第1次波及効果 717,367千円
 - iii 第2次波及効果 652,481千円
 - iv 合 計 3,180,023千円
- 4) 雇用者所得誘発額
 - i 直接効果 1,199,873千円
 - ii 第1次波及効果 416,964千円
 - iii 第2次波及効果 282,781千円
 - iv 合 計 1,899,618千円
- 5) 雇用創出効果 410人

これらの測定結果によれば、本助成金が交付され、企業立地が促進されることによる効果は少なからず認められるものと考える。

この他に企業立地課では、本助成金交付による県の税収額を指標として効果の測定を行っている。平成18年度に立地計画を認定した企業16社について、増設分の申告所得見込額及び増加従業員数から算定した税収見込額と本助成金交付見込額との比較は以下のとおりである。なお、企業立地課は単純に税収見込額を算定しているが、将来の収入・支出については、中間利息を控除した現在価値に引き直さなければ現在における金額の比較ができないことから、リスクフリーレートにリスクプレミアム分を加味し、割引率3%と仮定して割引計算を行っている。

これによれば、投資助成については、税収見込額の現在価値が助成金交付額の現在価値を上回っているが、雇用助成については、税収見込額の現在価値が助成金交付額の現在価値を下回っている。しかしながら、雇用創出は島根県における重要課題であり、税収見込

額の現在価値が助成金交付額の現在価値を下回っているとしても、直ちに雇用助成の効果がないということはできず、県において、実際の雇用創出状況を把握した上で、雇用創出の重要性及びその他の経済効果との関係から県民経済に資するとの合理的な説明ができるば、県民からの理解が得られるものと考える。

(単位：百万円)

	現在	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
〈支出〉											
投資助成見込額-①				1,188							
(3年後に交付)											
①の割引現在価値-A	1,087										
雇用助成見込額-②				498							
(3年後に交付)											
②の割引現在価値-B	456										
助成合計-③				1,686							
③の割引現在価値-C	1,543										
〈収入〉											
県税(法人)											
増設分申告所得(計画)	1,242	1,616	1,907	1,907	1,907	1,907	1,907	1,907	1,907	1,907	1,907
これに対する											
法人県民税	30	38	45	45	45	45	45	45	45	45	45
法人事業税	89	110	127	127	127	127	127	127	127	127	127
不動産取得税	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
県税(法人)小計-④	177	149	173	173	173	173	173	173	173	173	173
④の割引現在価値		172	140	158	153	149	144	140	136	132	128
同合計-D	1,453										
県税(個人)											
増加従業員	372人	458人	498人								
1人あたり県民所得(千円、H15年統計値)	2,387	2,387	2,387	2,387	2,387	2,387	2,387	2,387	2,387	2,387	2,387
増加従業員への支払賃金	888	1,093	1,189	1,189	1,189	1,189	1,189	1,189	1,189	1,189	1,189
これに対する											
個人県民税	19	23	25	25	25	25	25	25	25	25	25
県税(個人)小計-⑤	19	23	25	25	25	25	25	25	25	25	25
⑤の割引現在価値		18	22	23	22	22	21	20	20	19	19
同合計-E	205										
県税合計-⑥	195	172	198	198	198	198	198	198	198	198	198
⑥の割引現在価値		190	162	181	176	170	165	161	156	151	147
同合計-F	1,659										
〈収支〉											
投資助成(D-A)	366										
雇用助成(E-B)	▲250										
助成合計(F-C)	116										

II. 島根県ソフト産業家賃等補助金

1. 概 要

(1) 目 的

要綱等により目的が特定できるものはないが、質問により担当者に確認したところ、後記「III.情報通信費補助金」の補助目的と同じ趣旨であるとのことである。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

島根県ソフト産業家賃等補助金交付要綱

② 補助対象事業者

補助対象者は、ソフト産業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、デジタルコンテンツ業、コールセンター業及びデータセンター業）に該当する事業を営む企業で、以下の要件を満たすものとしている。

- 1) 県内において、常用従業員又は契約社員等を20人以上新たに雇用する企業であること
- 2) 平成20年3月31日までに立地した企業であること
- 3) ソフト産業に係る事業の開始日から1月以内に事業開始届を提出している企業であること

③ 補助対象

(ア) 対象事業費

家賃等。ただし、月額が 3.3m^2 （坪）当たり1万円を超える部分については補助対象外としている。

(イ) 補助金額

補助対象事業費の1/3以内とし、補助開始月から1年毎の交付限度額は2,000万円としている。ただし、大規模な雇用が見込まれるコールセンター業については、別に下表を限度としている。

新規雇用人数	補 助 限 度 額
300人以上	4,000万円／年
600人以上	6,000万円／年
800人以上	8,000万円／年
1,000人以上	10,000万円／年

(3) 実 績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円・件)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	-	20,000	29,826	29,826	53,857
件数	-	1	2	2	4

2. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は発見していない。

【指摘事項①】

本補助金の設置目的が要綱等により明らかにされていない。

補助金等交付規則第3条に、「補助金等の名称、目的、交付の対象である事務又は事業の内容及びその交付の率又は金額は、別に定めて告示する。」とあるため、当補助金の目的が同要綱に記載されていないことは同規則に違反するものであると考えられるため、至急対応を要する。

なお、担当者に質問した結果、補助目的については「Ⅲ.情報通信費補助金」と同様であるとのことであったが、そのように考えると、本補助金と「産業の高度化」「新産業の創出」との関連性も具体的に明示することを合わせて検討する必要がある。

【効果の測定とフィードバックについて】

本補助金についての効果の測定方法について担当者に質問したところ、本補助金について特に効果の測定は行っていないとのことであった。

本補助金については、そもそもその設定目的が不明であるため、効果の測定方法を検討する土台となる情報がない。

平成18年度の本補助金の支給先は、全てコールセンター事業を営んでおり、コールセンター企業を含む県内外のソフト産業を誘致することを主体的な目的としていることが推測される。

このことから、ソフト産業等事業者の誘致を通じて本県産業の高度化及び新産業の創出を図り、もって定住の促進に寄与することを目的としているのであれば、例えば、支給対象となったソフト産業の新規誘致による経済波及効果を計る「Ⅰ.島根県企業立地促進助成金」と同様の手法により、合理的な効果の測定を行うことが考えられる。

ただし、複数の助成金・補助金を拠出している事業者については、その事業者の創出する経済波及効果に対するコストとしてまとめて把握しなければ費用対効果のレベル間にズレが生じることに留意する必要がある。

Ⅲ. 情報通信費補助金

1. 概 要

(1) 目 的

本県産業の高度化及び新産業の創出を図り、もって定住の促進に寄与することを目的に、財團法人しまね産業振興財団が実施する高速通信専用回線利用費補助事業（以下「専用回線補助事業」という。）及び通常通信経費補助事業（以下「経費補助事業」という。）に必

要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付している。

(2) 補助金の内容

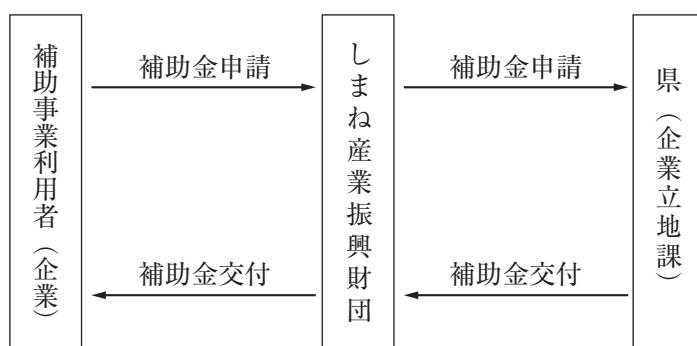
① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

情報通信費補助金交付要綱

② 補助対象事業者

産業振興財団



③ 補助対象事業

(ア) 専用回線補助事業

下表の要件を満たす県内に事業所を有する者の、県内を終端とする1Mbps以上の専用回線利用にかかる経費について補助金を交付する事業。ただし、県内に終始する1Mbps以上の専用回線の場合は、インターネットプロバイダーとの接続、または、島根県内において整備する共同研究用回線を利用する場合に限る。

なお、回線の導入にあたって必要な初期費用及び専用回線補助事業利用者（産業振興財団から専用回線補助事業利用計画の承認を受けた者）の資産となるもの並びに消費税及び地方消費税は除く。

種類	要件（種類別にいづれか該当）	
研究開発型企業	(ア)	新たな技術に関する研究開発及びその事業化を行う者。
	(イ)	申請前期の決算において、売上高に対する試験研究費の割合が3%を超える者。
研究開発支援企業等	(ア)	ソフト産業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、広告代理業、ディスプレイ業、非破壊検査業、デザイン業、機械設計業、経営コンサルタント業、エンジニアリング業、デジタルコンテンツ業、コールセンター業、データセンター業をいう。）
	(イ)	人材育成機関（学校教育法第1条で規定する大学、高等専門学校及び同法第82条の2で規定する専修学校であつて産業の高度化に資する人材を育成するものをいう（国公立は除く）。）
	(ウ)	試験研究機関（自然科学研究所、人文社会研究所及び社会科学研究所をいう。）
	(エ)	その他、知事が本県産業の高度化及び新産業の創出を図るうえで支援効果が高いと認める業種。

(イ) 経費補助事業

(ア) の交付要件を満たし、かつ下表の要件を満たす者の電話料金、インターネット接続サービスの利用に係る経費及び専用回線利用料（電気通信事業者が賃貸する通信機器の賃貸料を含む）について補助金を交付する事業。

なお、回線の導入にあたって必要な初期費用及び経費補助事業利用者（産業振興財団から経費補助事業利用計画の承認を受けた者）の資産となるもの並びに消費税及び地方消費税は除く。

要件（いずれか該当）	
(1)	公的工業団地内において平成12年度以降に新規に操業を開始すること。
(2)	公的工業団地以外において平成12年度以降に新規に操業を開始する場合にあっては、事業利用計画の承認を受けた日から1年以内に常用従業員が5人以上増加し、かつ、5人以上の増加を維持していること。
(3)	平成11年度末時点で既に操業を開始している法人及び個人にあっては、中小企業者であって、かつ、事業利用計画の承認を受けた日から1年以内に常用従業員が5人以上増加し、かつ、5人以上の増加を維持していること。
(4)	ソフトビジネスパーク島根内の産業高度化支援施設へ入居すること。

④ 補助金額

(ア) 専用回線補助対象経費

専用回線経費のうち、事業利用計画承認日から5年以内において電気通信事業者から請求があったもので、かつ、専用回線補助事業利用者が支払った経費。

算定式：専用回線補助対象経費×1／2

ただし、年額5,000万円（県内に終始する場合は1,000万円）を上限とし、補助対象経費が100万円以下である場合には交付しない。

(イ) 経費補助対象経費

通常通信経費のうち、事業利用計画承認日から5年以内において電気通信事業者から請求があったもので、かつ、経費補助事業利用者が支払った経費。

算定式：経費補助対象経費×1／2

ただし、年額200万円を上限とし、補助対象経費が40万円以下である場合には交付しない。

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円・件)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	11,189	21,868	31,905	31,851	28,429
件数	1	1	1	1	1

2. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は発見していない。

【指摘事項①】

本補助金の目的として「本県産業の高度化及び新産業の創出を図り、もって定住の促進に寄与すること」とあるが、本補助金による専用回線補助事業や経費補助事業に対して補助金を出すことと「産業の高度化」「新産業の創出」との関連性が不明確である。

専用回線や通常通信経費を補助することによりどのように産業の高度化を図り、またどのように新産業を創出することになるのかについて要綱等により具体的に説明しなければ、特定業種、特定企業への狙い撃ちの補助金であるかのような誤解を生み「公益上の必要性」の観点から問題が生じる可能性がある。

【効果の測定とフィードバックについて】

本補助金についての効果の測定方法について質問したところ、本補助金について特に効果の測定は行っていないとのことであった。

本補助金については、そもそも設定目的が不明であるが、担当者によると「研究開発型企業の集積を目的とした企業誘致と既存企業の流出防止を狙う補助金である」とのことであった。

従って、その効果の測定は、研究開発型企業の集積を目的とした企業（事業）誘致の側面と既存企業の流出防止の側面に分け、それぞれの側面に合致した尺度を採用すべきものと考える。

ただし、このように考えた場合、企業（事業）誘致の側面からは「Ⅱ.島根県ソフト産業家賃等助成金」の項目で記載したように、新規誘致による経済波及効果を計る「Ⅰ.島根県企業立地促進助成金」と同様の手法を採用することが考えられるが、企業の流出防止の側面からの効果の測定尺度を何に設定するかは難しい。

そもそも本補助金の存在が企業の流出をどの程度食い止めているかについては事実上把握のしようがなく、従ってこの補助金がどの程度県民の利益に繋がっているかを計ることは困難と思われる。

従って、補助期間が「最大で5年間」という区切りはあるにしても、本補助金、特に既存企業拠出分についてはその存在意義に疑念があるといわざるを得ない。

IV. 特定通信費補助金

1. 概 要

(1) 目 的

産業の高度化、新産業の創出及び雇用機会の増大を図り、もって定住の促進に寄与することを目的として、高速通信専用回線補助事業及び雇用確保促進特定通信費補助事業のいずれかに要する経費のうち知事が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内で補助金を交付する。

(2) 補助金の内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

特定通信費補助金交付要綱

② 対象事業者

以下の者を対象事業者として特定している。

事業	交付の対象		
高速通信専用回線補助事業	県内において専用回線を接続する事業所のうち、研究開発型企業又は研究開発支援企業等	研究開発型企業	新たな技術に関する研究及び開発を行い、かつ、企業化を図ることができると知事が認める者又は申請する直前の決算において売上高に対する試験研究費の割合が3%を超えている者。
		(1) ソフト産業	ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス、広告代理業、ディスプレイ業、非破壊検査業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、エンジニアリング業、デジタルコンテンツ業、コールセンター業、データセンター業
		(2) 人材育成機関	学校教育法第1条の大学、高等専門学校及び同法第82条の2の専修学校であって、私立学校法第3条に規定する学校法人が設立したもの。
		(3) 試験研究機関	自然科学研究所及び人文・社会科学研究所。
		(4) 知事が特に認める企業	
雇用確保促進特定通信費補助事業	次の各号のいずれにも該当するもの。 (1) 県内においてコールセンター業を営む者であること。 (2) 島根県企業立地促進条例第4条第1項に基づく認定を受けていること。 (3) 新規常用従業員数が20人以上であること。 (4) 操業を開始した日から2年以内に特定通信費補助事業利用計画の承認を受けること。		

③ 補助対象

以下の経費を対象経費等として特定している。

事業	対象経費	交付率等	交付期間
高速通信専用回線補助事業	電気通信事業法に規定する第1種電気事業者と契約した専用回線（1Mb/s以上の伝送速度を有する者に限る。）の使用料。	対象経費の1/2以内。 (交付の額は50万円以上5,000万円以下とする。ただし、専用回線の接続の相手方が県内に所在するときは、50万円以上1,000万円以下とする。)	特定通信費補助事業利用計画書の承認をした日から起算して5年以内の期間。
雇用確保促進特定通信費補助事業	コールセンター業の用に供する経費であって、電話（インターネットを利用した電気通信に係るものを除く。）その他の通信費及びこれらの接続に係るもの。	対象経費の1/2以内。 (交付の額は50万円以上5,000万円以下とする。ただし、電話に係る経費及び電子計算機その他の機器の利用に係る費用、並びに、電子情報処理組織に係る費用にあっては3,000万円を上限とする。)	

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円・件)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	—	—	—	2,668	36,211
件数	—	—	—	1	2

2. 監査の結果及び意見

【指摘事項①】

上記「Ⅲ.情報通信費補助金」で指摘した内容と同様に、本補助金と「産業の高度化」、「新産業の創出」との関連性が不明確であるため、本補助金の目的をさらに具体化する必要がある。

【効果の測定とフィードバックについて】

本補助金についての効果の測定方法について質問したところ、本補助金について特に効果の測定は行っていないとのことであった。

本補助金についての意見は「Ⅲ.情報通信費補助金」と同様である（「Ⅲ.情報通信費補助金」の【効果の測定とフィードバックについて】を参照されたい）。

V. 益田拠点工業団地造成事業費補助金

1. 概 要

(1) 目 的

益田拠点工業団地の分譲促進を目的としている。

(2) 事業内容

① 益田拠点工業団地の概要

「VI.拠点工業団地立地促進補助金」の拠点の概要を参照。

② 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

益田拠点工業団地造成事業費補助金交付要綱

③ 補助対象事業者

島根県土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）

④ 補助対象

(ア) 対象事業費

当該年度末における団地事業費残額と未分譲地での回収可能額の差額。

(イ) 補助金額

算定式：団地事業費残額－未分譲地での回収可能額

未分譲地での回収可能額

=現行の分譲単価×当該年度末での未分譲地面積×10／10

(3) 実 績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円・件)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	11,309	82,642	80,273	76,105	87,501
件数	1	1	1	1	1

2. 監査の結果及び意見

平成17年度包括外部監査で詳細に指摘済みであり、重複監査防止の視点から詳細な検証は行っていない。

VII. 拠点工業団地立地促進補助金

1. 概要

(1) 目的

益田拠点工業団地及びソフトビジネスパーク島根（以下「拠点工業団地」という。）への企業の立地を促進することを目的としている。

(2) 事業内容

① 拠点の概要

	団地総面積	分譲価額	電力	特別誘導地域 (工配法)	電源地域 (電源3法)	地方拠点地域 (拠点法)	農工地区 (農工法)
	分譲可能面積 (補助金考慮後)	用水					
ソフトビジネスパーク島根 松江市北陵町 (島根県土地開発公社)	78.2ha	35,400円/m ² (24,780円/m ²)	安定供給 (地中線)	○	○	○	
	20.8ha	(116,820円/坪) (81,774円/坪)	上水道 1,000m ³ /日				
石見臨空ファクトリーパーク 益田市虫追町 (島根県土地開発公社)	68.2ha	14,980円/m ² (7,490円/m ²)	6.6KV線 引込済	○	○	○	○
	30.5ha	(49,434円/坪) (24,717円/坪)	上水道 400m ³ /日				

② 分譲状況

	分譲面積	分譲・リース済み面積		分譲中面積	比率		立地企業数
		分譲済	リース済		分譲済率	分譲・リース済率	
ソフトビジネスパーク島根	26.2ha	2.8ha	3.1ha	20.3ha	10.7%	22.5%	12社
石見臨空ファクトリーパーク	43.3ha	11.6ha	1.2ha	30.5ha	26.8%	29.6%	6社

③ 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

拠点工業団地立地促進補助金交付要綱

④ 補助対象者

補助対象者は、以下の業種を営む法人で、次の交付要件を備えたものとしている。

拠点工業団地	業種	交付要件		
		工業用地面積	操業開始時期	新規雇用従業員
ソフトビジネスパーク島根	研究開発型企業(団地内において新たなる製品や技術の開発に取り組む企業をいう。)、ソフト産業、人材育成機関(学校教育法第1条の大学、高等専門学校及び同法第82条の2の専修学校をいう。)及び知事が特に認める業種	1,000m ² 以上	土地売買契約締結後3年以内	土地売買届を受理した日から操業開始後3年以内に新規雇用従業員数が5人以上
益田拠点工業団地	製造業、ソフト産業、自然科学研究所及び知事が特に認める業種	5,000m ² 以上(ソフト産業、自然科学研究所は1,000m ² 以上)		

⑤ 補助対象

(ア) 対象経費

補助対象者が上記の要件を満たす契約により取得した土地の価格の総額

(イ) 補助金額

補助対象経費の20% (ソフトビジネスパークは15%)

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円・件)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	5,310	15,528	9,101	14,868	156,655
件数	1	1	1	1	2

2. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は発見していない。

【指摘事項①】

要綱に「企業の立地を促進することが目的」とあるが、それは「手段」にあたるものと考えられる。企業立地促進助成金と同様、『企業の立地を促進する措置を講ずることにより、本県の産業の高度化及び雇用機会の増大を図り、もって広く定住の促進に寄与することを目的としている』などに変更される方が適切と考える。

【効果の測定とフィードバックについて】

本補助金についての効果の測定方法について担当者に質問したところ、本補助金について特に効果の測定は行っていないとのことであった。

本補助金についての意見は「Ⅲ.情報通信費補助金」と同様である(「Ⅲ.情報通信費補助金」の【効果の測定とフィードバックについて】を参照されたい)。

VII. 島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金

1. 概 要

(1) 目 的

発電用施設周辺地域整備法第2条に規定する発電用施設のうち、原子力発電施設の設置がその区域内で行われている市町村等の企業立地を支援するため、財団法人電源地域振興センターが行う企業立地支援事業に要する費用に充てることを目的としている。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱

② 補助対象事業者

財団法人電源地域振興センター

③ 補助対象

(ア) 対象事業費

財団法人電源地域振興センターの企業立地支援事業に係る費用

(イ) 補助金額

以下の算式により、予算の範囲内で交付を行っている。なお、以下の計算式は同補助金応募要項（電源地域振興センター）より抜粋したもので、実際は複雑な算式によっているが、補助額は実支出額の概ね3割程度になるとのことである。

(3) 実 績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円・件)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	92,100	97,128	124,464	141,350	132,343
件数	1	1	1	1	1

2. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は発見していない。

【効果の測定とフィードバックについて】

本補助金は全額国費によるものであるため（国からの補助金を都道府県を経由して国の外郭団体に交付）、当県として効果を測定するものではないと考える。

第6－1 経営支援課 － 補助金

I. 中小企業制度融資特別資金（同和対策資金利子補給金）

1. 概 要

(1) 目 的

同和関係小規模企業者の経営改善を図ることを目的とする。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

中小企業同和対策資金利子補給金交付要綱

② 補助対象事業者

島根県中小企業制度融資要綱第2条第3号に規定する特別融資のうち同和対策資金の融資を行った金融機関

③ 補助対象経費

償還約定に基づき償還される同和対策資金の融資残高に融資要綱に定める融資利率を乗じて得た額から、融資金融機関が当該同和対策資金の融資を受けた者から支払いを受けることができる利子の額を控除して得た額。

(3) 実 績

当該補給金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円・件)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	577	251	96	55	38
件数	7	5	4	1	2

2. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は発見していない。

II. 信用保証協会保証料補給金

1. 概 要

(1) 目 的

県内中小企業者の資金の円滑化と負担の軽減を図ることを目的とする。

(2) 補助対象

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

島根県信用保証協会保証料補給金交付要綱

② 事業内容

(ア) 補助対象者

島根県信用保証協会（以下「保証協会」という。）

(イ) 対象事業

保証協会が信用保証料について軽減した場合に、その軽減分の補填として補給金を交付する。

(ウ) 補助対象経費

補給金の交付は、「島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）に規定する各資金」、「島根県環境資金融資要綱（平成11年島根県告示第251号）第1条に規定する環境資金のうち、同要綱第3条に規定する保証対象企業に係るもの」、「島根県ソフト産業等立地促進資金要綱（平成3年島根県告示第719号）第1条に規定する島根県ソフト産業等立地促進資金のうち、同要綱第4条第2号に規定する運転資金」のうち、平成14年4月1日から平成17年3月31日までに保証協会が保証承諾したものを対象とする。

(エ) 補助金額

<平成14年4月1日～平成15年3月31日保証承諾分>

$$\frac{\text{4月～翌年3月の各月末保証債務残高の合計}}{12} \times (0.80\% - \text{各要綱に規定する保証料率})$$

<平成15年4月1日～平成17年3月31日保証承諾分>

$$\frac{\text{4月～翌年3月の各月末保証債務残高の合計}}{12} \times (1.05\% - \text{各要綱に規定する保証料率})$$

(3) 実績

当該補給金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円・件)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	20,000	50,000	40,000	70,000	60,000
件数	1	1	1	1	1

2. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は発見していない。

Ⅲ. 島根県商業活性化重点的支援事業費補助金

1. 概 要

(1) 目 的

中心市街地、中山間地域など特に商業の活性化を図る必要がある地域において、市町村が地域の実状を勘案して間接補助事業者を支援する取り組みに対して重点的に補助することによって、地域商業の活性化と中小商業の振興に寄与することを目的とする。

(2) 補助対象

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

島根県商業活性化重点的支援事業費補助金交付要綱

② 事業内容

(ア) 実施事業者

市町村

(イ) 間接補助事業者

中小企業者、事業協同組合、商店街振興組合、商工会議所、商工会、NPO法人、特定会社、任意団体

(ウ) 補助対象事業

間接補助事業者が行う次の各号に掲げる事業

1) 中山間地域商業機能維持・向上事業

2) 空店舗活用事業

3) 商業環境整備事業

4) 構想策定等事業

5) その他先進的な事業

(エ) 補助対象経費

補助対象事業を実施するために必要な経費であって、知事が必要かつ適當と認めるもの。

(オ) 補助金額

補助対象事業費の2/3または1/2以内（県費は1/3または1/4以内）。

(3) 実 績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

（単位：千円・件）

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	30,465	16,972	18,635	12,364	12,068
件数	33	37	30	21	21

2. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は発見していない。

【指摘事項①】

本補助金は、市町村を申請窓口として、市町村で支給を決定した先について県が同額支給するものである。

「空店舗データ調査集計結果（市町村別集計）」を査閲したところ、申請実績のある市町村に偏りがあるとの心証を受けた。県内の市町村によっては、過去5年間全く支給実績がない市町村も複数存在している。

この点については、市町村の取組姿勢（意欲）や各市町村の財政状態により偏りが生じている状況にあるとのことであった。

各市町村の取組に合わせて県が補助金を負担するため、市町村の取組意欲の濃淡等に県の補助金の支給の有無が左右されるのは、「（県内全域の）地域商業の活性化と中小商業の振興に寄与する」という本補助金の目的と照らして好ましくなく、「公益上の必要性」の観点からも好ましくない。

ただし、この「取組意欲」が県と強調して補助金を負担する各市町村の財政状況に左右される場合、「取組意欲」を喚起することだけでは十分な対応にはなり得ない。この点について県は既にこれを考慮に入れ、「中心市街地活性化」をターゲットにしているメニューについては各市町村の負担率を1/2とし、「中山間地の店舗整備等」をターゲットにしているメニューについては市町村の負担率を1/20に抑える措置をとっている。

従って、県として財政状況の差が本補助金の間口に影響することがないよう努力している状況は評価できるが、結果として本補助金の支給先に依然として市町村間の偏りの傾向が見られるため、引き続き各市町村との連携を強化して状況を開拓する必要があるものと考える。

【効果の測定とフィードバックについて】

本補助金は、地域商業の活性化と中小商業の振興を目的にして、空店舗に入居があると交付される性質のものである。

行政評価報告においては、効果測定の尺度として「空店舗率」を採用しているが、「空店舗データ調査集計結果（市町村別集計）」によると県内全域ベースの空店舗率の上昇に歯止めがかかっているとはいえない。

（空店舗率の過年度推移）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
県内全店舗数	3,942店	4,062店	3,949店	4,454店	4,561店
空 店 舗 数	548店	375店	398店	476店	512店
空 店 舗 率	13.9%	9.2%	10.1%	10.7%	11.2%

ただし、個別に見ると、おぜんざい屋（旧大社町）、ライブハウス、フランス料理、パスタ屋（以上、松江市）、蕎麦屋（出雲市）、喫茶店（各地）など商店街の活性化につなが

る店舗が開店しており、「町の活性化」という観点において定性的には一定の効果が認められると考えてよい。

ただ、【指摘事項①】でも指摘したとおり、本補助金は「(県内全域の) 地域商業の活性化と中小商業の振興に寄与する」ことを目的としており、単に空店舗が減少すれば良いという性格のものではないと考える。またこのような尺度であると、空店舗を稼動させたオーナーの経済状況には資するが、それがどのように県民の利益に繋がっているのか、という観点が欠落する可能性が生ずる。

したがって、例えば当該年度に空店舗が活性化したものについて個別に売上高等を把握し、それを基礎に産業連関表等を用いて県内への経済波及効果を計る必要があり、また可能であると考える。そのように考えた上で、その効果獲得の直接的なコストとして補助金(市町村負担分も含む)とを比較することにより、より合目的・合理的な効果の測定が可能になるものと考える。

IV. 県民との協働による島根づくり事業補助金

1. 概 要

(1) 目 的

島根県県民いきいき活動促進条例（平成17年島根県条例第37号）に基づき、特定非営利活動法人、事業者その他の民間の団体（以下「団体」という。）が、県民いきいき活動及び県行政における協働を推進し、もって地域の活性化及び地域の自立に資することを目的としている。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

県民との協働による島根づくり事業補助金交付要綱

② 補助対象

(ア) 補助対象事業

団体が提案する事業のうち、地域の活性化及び地域の自立に資するもので知事が認めるもの。

(イ) 補助対象経費

補助事業に要する経費のうち、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料（備品のリース料を含む。）、賃金その他知事が認めるもの。

(ウ) 補助金額

交付の対象である経費の10分の10以内（1事業につき2,000千円まで）。

(3) 実 績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円・件)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	—	—	—	450	1,200
件数	—	—	—	1	1

2. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は発見していない。

【効果の測定とフィードバックについて】

平成18年度の補助金交付先が商店街の活性化を目的としたフェスティバル（平成18年10月に2日間に渡って開催）であったことから、本補助金の効果測定の尺度として「入込客数（実績約7,000人）」を採用して評価している。本補助金の目的が「地域の活性化及び地域の自立に資する」ことであるため、『賑わい創出』という観点で入込客を人数ベースで把握することには一定の理解の余地がある。

ただし、そこに「金額ベースの把握」という側面が欠落すると「費用対効果」について判断することができないため、可能な限り金額ベースで把握することが必要と考える。

この点、当課では入込客数のみ把握し、売上高の把握を行っていないため、監査人独自に、1人当たり消費額を「@500円／人」と仮定して計算すると、商店街で合計3,500千円の売上が上がったことになり、その数値を基礎に産業連関表を用いて経済波及効果を算定することができる。

上記は売上額を把握していなかったため仮定計算を行ったものであるが、フェスティバル全体の売上高を報告させることは十分可能と思われるため、現在指標として採用している入込客数と合わせ、このような視点で効果測定も追加的に行うことは補助金の効果を測定する上で有用であると考える。

V. 島根県小規模事業経営資源強化対策費補助金

1. 概要

(1) 目的

地域中小企業支援センターが行う、創業予定者や小規模企業者等の経営上の様々な課題を解決するための事業に要する経費の一部を補助することにより、地域経済社会の新たな活力となる創業予定者や地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模企業者等が創意ある向上発展を促進し、もって、地域の振興と活性化に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）
島根県小規模事業経営資源強化対策費補助金交付要綱

② 補助対象

(ア) 補助事業者

地域中小企業支援センター

(イ) 補助対象事業

補助事業者が行う以下の事業

1) 小規模事業経営資源強化対策支援事業

(ア) 窓口相談事業

(イ) 情報提供等事業

2) 経営改善アドバイザー派遣事業

(ウ) 補助対象経費

補助事業者が窓口相談事業、情報提供等事業、経営改善アドバイザー派遣事業を行うために必要な経費（謝金、旅費、事務庁費、委託費）

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円・件)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	34,307	82,274	96,260	98,818	100,722
件数	5	5	5	5	5

平成18年度の経営改善アドバイザー派遣事業の実績件数は、建設業54件、建設業以外の業種198件で合計252件である。

2. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は発見していない。

【効果の測定とフィードバックについて】

本補助金は、創業予定者や小規模企業者等の向上発展をもって、地域の振興と活性化に寄与することを目的としており、各地域中小企業支援センター（商工会議所・商工会連合会内に設置された機関）が①経営支援強化対策事業、②経営改善アドバイザー派遣事業を行っている。なお平成17年度中途より、松江商工会議所、出雲商工会議所、商工会連合会については、①経営支援強化対策事業を国に移管している。

<各団体別・事業種類別事業費の年度推移>

(単位：千円)

交付先	事業名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
松江商工会議所 (松江地区)	①	10,966	11,475	10,247	812	－
	②	3,330	15,000	20,590	17,100	16,000
出雲商工会議所 (出雲地区)	①	6,942	6,546	5,325	5,219	－
	②	3,330	15,000	20,000	11,500	14,000
商工会連合会 (東部商工会・石見地区)	①	8,240	6,750	5,146	480	－
	②	2,500	10,830	14,400	49,400	48,500
益田商工会議所 (益田地区)	①	7,262	7,350	6,060	5,471	5,402
	②	2,500	10,840	13,000	7,000	6,500
大田商工会議所 (大田地区)	①	5,884	7,427	5,742	5,655	5,320
	②	2,500	10,830	12,010	5,000	5,000
事業費合計	①	39,294	39,548	32,520	17,637	10,722
	②	14,160	62,500	80,000	90,000	90,000
	合計	53,454	102,048	112,520	107,637	100,722
財源	国 庫	19,147	19,774	16,260	8,819	－
	県 費	34,307	82,274	96,260	98,818	100,722

従って、現状では、本補助金の殆どが②経営改善アドバイザー派遣事業に対して支給されている状況にある。

本補助金について、当課は、各団体が行うアンケート調査（各団体が、窓口相談や経営アドバイザー派遣を受けた企業に対して行う事後評価のためのアンケート）の結果を入手しているが、入手した「経営改善アドバイザー派遣事業実施に関するアンケート調査結果」については全くフォローを行っていない状況にあり、行政評価における本事業の効果測定の尺度としては、各団体への「相談件数」を採用している。

この点に関し、まず本事業の効果の測定尺度に「相談件数」を採用していることについて、現状の本事業（本補助金）の殆どが②経営改善アドバイザー派遣事業に費やされているところ、敢えて①経営支援強化対策事業の関連係数たる「相談件数」のみを採用して評価する実効性は薄いといえる。このため、①と②の両事業について、それぞれ別の尺度を採用して評価するのが好ましく、②経営改善アドバイザー派遣事業について効果が測定されていない現状には問題がある。

この点、上記②につき定量的かつ金額的な尺度を用いた評価について検討した結果、以下の結論に達した。

まず、金額的な評価が可能か否かについてであるが、経営改善アドバイザーの派遣は、申請事業者の収益拡大を唯一のテーマにしているわけではなく、労務管理、財務管理など

の間接事業部分や、株主構成や合併・分割などの組織再編に至るまで、事業活動のあらゆる局面がその派遣テーマになっているため、アドバイザー派遣による期待効果は売上高や雇用創出により発現するものとは限らず、また期待効果はそれぞれのテーマにより異なるため、その効果の尺度を一律に設定することができない。このため、本補助金について金額的に評価をすることは現実的ではないといえる。

代替的に定量把握する方法については、現在当課で入手している「経営改善アドバイザー派遣事業実施に関するアンケート調査結果」を基にした定量評価や、なんらかの定量評価指標をアンケートに追加して捕捉する方法などが考えられる。

また②については経営派遣アドバイザーへの謝金のみが計上されているため、1件当たりの単価における期間比較や団体間比較を通じた分析結果を、支出額の適正性についての検討材料とすることも補足的には有効であると思われる。

(金額・単価、単位：千円)

	松 江	出 雲	商工会連合会	益 田	大 田
金 額	16,000	14,000	48,500	6,500	5,000
件 数	43	38	139	18	14
单 価	372	368	348	361	357

VI. 島根県商店街振興組合指導事業費補助金

1. 概 要

(1) 目 的

島根県商店街振興組合連合会が行う商店街振興組合等の設立・運営等に関する指導、商店街活性化のための各種研修及び調査事業等に対しその経費を補助することにより、地域経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

島根県商店街振興組合指導事業費補助金交付要綱

② 補助対象

(ア) 補助対象事業者

島根県商店街振興組合

(イ) 補助対象経費

島根県商店街振興組合連合会が行う商店街振興組合指導事業に必要な経費であつて、必要かつ適當と認められるもの。

(3) 実 績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円・件)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	1,133	1,133	1,133	1,133	2,000
件数	1	1	1	1	1

2. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は発見していない。

【効果の測定とフィードバックについて】

本補助金について当課では、開催回数及び参加者数の実績を把握している（平成18年度開催回数9回・参加者数194名）。当補助金については、本補助金の交付により直接的な効果が当年中に具現化する性格のものではないため金額ベースでの把握は難しいと思われるが、何らかの方法を継続的に模索する必要はあるものと考える。効果の測定により、どの程度「地域経済の健全な発展に寄与」できたかを捕捉できなければ、受益者負担の原則から「公益上の必要性」について問題が生じる可能性がある。

なお、金額ベースでの効果の測定の代替として、例えば参加者1人あたり補助金額が約10,000円となっている事実等、入手できる範囲内で比較・分析の材料となりうるものもあるため、その点についても検討の余地はある。

VII. 島根県商工団体活動推進事業費補助金

1. 概要

(1) 目的

次の各号に掲げる事業を円滑に遂行することを目的とする。

- 一 商工会又は商工会議所（以下「商工会等」という。）及び島根県商工会連合会（以下「県連合会」という。）が行う記帳機械化等オンライン化推進事業及び地域小規模事業情報化推進事業
- 二 県連合会が行う商工会監査指導
- 三 商工会議所及び県連合会が行う商工団体内同和問題研修推進員研修会の開催

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

島根県商工団体活動推進事業費補助金交付要綱

② 補助対象

(ア) 補助対象事業者

商工会等及び県連合会

(イ) 補助対象経費

商工会等及び県連合会に交付する補助金は、上記(1)記載の事業を実施するために要する経費であって、知事が必要かつ適當と認めたものについて、予算の範囲内で交付するものとする。

(ウ) 補助金額

補助対象経費の2分の1以内。

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円・件)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	6,691	3,478	558	564	236
件数	59	59	2	2	1

なお、現在は、上記(1)記載の事業のうち、二と三の事業のみが対象として残存しており、金額が著しく減少している。

2. 監査の結果及び意見

上記1.(1)記載の事業のうち一の事業が対象でなくなり、補助金交付額や件数も激減している現在の状況に鑑みれば、本補助金は個別補助対象事業として存在する意義に乏しいものと考えられ、事務執行上の効率性からも他の補助金に組み込む等の措置がとれないか検討する必要がある。

VIII. 小規模事業経営支援事業費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金

1. 概要

(1) 目的

本補助金は、次に掲げる事業を促進し、もって地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的としている。

- 1) 商工会又は商工会議所（以下「商工会等」という。）並びに県連合会が小規模事業者支援促進法第4条第1項に基づいて行う小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業
- 2) 県連合会が小規模事業者支援促進法第4条第1項に基づいて行う商工会に対する指導事業
- 3) 商工会等が行う地域の振興を活性化するための事業
- 4) 商工会議所又は県連合会が行う倒産の未然防止及び再建円滑化を図るための事業

(2) 事業内容

- ① 根拠法令

商工会法、商工会議所法
商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律
補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）
島根県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱

② 補助対象

(ア) 補助対象事業者

商工会、商工会議所及び島根県商工会連合会

(イ) 事業内容

中小企業のなかで、特に零細な小規模企業（常時使用従業員数20人以下、ただし商業・サービス業5人以下）を対象として、商工会・会議所に設置する経営指導員等がきめ細やかな経営指導や施策・制度の普及等を行うとともに、技術の改善発達や地域経済振興に関する事業を実施している。

商工会連合会には、商工会指導員等を配置して商工会の運営、小規模事業者に対する経営改善普及事業等の指導を実施している。

松江商工会議所に専門指導センターを、商工会連合会の本所・石見支所に広域指導センターを設置し、専門経営指導員により専門分野・広域問題等の専門的事項の指導体制をとっている。

「経営安定特別相談室」を松江、出雲、大田、益田商工会議所及び商工会連合会石見支所に設置し、商工調停士等による倒産防止に関する業務を実施している。

(ウ) 補助対象経費

経営指導員等補助対象職員設置費や各種事業費

(エ) 補助金額

補助対象経費に対し、県の規定に基づいて算出した金額

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円・件)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	1,533,893	1,506,408	1,456,652	1,421,788	1,570,201
件数	61	61	61	58	56

平成14年度から漸減している。平成18年度が増加しているのは、市町村合併に連動して商工会の広域合併に要する支出が増加したものであり、単年度における一時的なもので、引き続き漸減傾向にある。

2. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は発見していない。

【効果の測定とフィードバックについて】

本補助金の効果測定について、経営支援課においては商工会・商工会議所における「相談対応件数（平成18年度相談件数123,435件）」の把握がなされている。

この補助金は、県内商工会議所・商工会等の間接費を対象とする補助金であるため、その効果を金額ベースで把握することは困難であり、現状の相談件数という尺度についても一定程度やむを得ないと考える。

なお、例えば、平成18年度末時点の県内中小企業数が40,406社（担当課調べ）であるところ、平成18年度相談実績が123,435件であることから、全県ベースでの1社あたり平均相談回数は3.05回となる。

上記分析により、この補助金支出に見合う十分な効果があるか否かについての判断はできないが、少なくとも県内中小企業者が平均して年間3回以上商工会議所に相談に訪れていることを考慮すると、その運営には一定の意味があるものと考えられ、その効果を極大化するため、目標値と実績の管理を厳密化するなどの対策を要するものと考える。

IX. 島根県中小企業連携組織対策事業費補助金

1. 概 要

(1) 目 的

島根県中小企業団体中央会の行う中小企業連携組織推進指導事業に要する経費について県が補助金を交付することにより、中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進することを目的とする。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

島根県中小企業連携組織対策事業費補助金交付要綱

② 補助対象

(ア) 補助対象事業者

島根県中小企業団体中央会

(イ) 補助対象事業

1) 指導員及び職員（以下「補助対象職員」という。）を設置して中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を行うために要する経費のうち補助対象職員の設置及び補助対象職員の設置に付帯する経費

2) 補助対象職員の活動に要する経費

3) 県中央会指導員等の資質の向上を図るために要する経費

4) 中小企業連携組織推進指導事業を実施するために必要な備品の取得等に要する経費

- 5) 地域産業実態調査事業に要する経費
 - 6) 組合等への情報提供事業に要する経費
 - 7) 中央会指導員等研究会開催事業に要する経費
 - 8) 組合指導情報整備事業に要する経費
 - 9) 中小企業団体情報連絡員の設置に要する経費
 - 10) 中小企業連携組織等支援事業に要する経費
 - 11) 特別対策事業に要する経費
- (ウ) 補助対象経費

上記の補助対象事業に必要な経費であって、知事が必要かつ適當と認めたもの。

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円・件)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	138,751	141,487	113,639	114,034	119,801
件数	1	1	1	1	1

2. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は発見していない。

【効果の測定とフィードバックについて】

本補助金の効果測定について、経営支援課においては、島根県中小企業団体中央会における各中小企業団体からの「相談対応件数（平成18年度相談件数3,566件）」の把握がなされている。

この補助金は「Ⅷ. 小規模事業経営支援事業費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金」同様、活動のための人件費等の間接費を対象とする補助金であるため、その効果を金額ベースで把握することは困難である。

なお、例えば、平成18年度末時点の県中央会会員数が395団体（担当課調べ）であるところ、平成18年度相談実績が3,566件であることから、全県ベースでの1団体あたり平均相談回数は9.02回となる。

上記分析により、この補助金支出に見合う十分な効果があるか否かについての判断はできないが、少なくとも県内団体が平均して年間9回以上相談に訪れていることを考慮すると、その運営には一定の意味があるものと考えられ、その効果を極大化するため、目標値と実績の管理を厳密化するなどの対策を要するものと考える。

X. 財団法人しまね産業振興財団設備資金貸付事務費補助金

1. 概要

(1) 目的

島根県内の小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化を促進することを目的とする。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

財団法人しまね産業振興財団設備資金貸付事務費補助金交付要綱

② 補助対象

(ア) 補助対象事業者

産業振興財団

(イ) 補助対象経費

産業振興財団が行う資金貸付事業に必要な経費であって、別表に掲げる経費のうち知事が必要かつ適當と認めるものについてその全部又は一部を予算の範囲内において交付する。

(別表)

科 目	内 容
謝 金	委員等謝金
旅 費	委員等旅費、職員旅費
庁 費	賃借料、共益費、清掃料、電気代、通信運搬費、備品購入費、燃料費、需用費、会議費、役務費、各種負担金、賃金、その他の庁費
そ の 他 の 経 費	その他知事が特に必要と認める経費

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円・件)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	8,000	3,000	2,850	2,707	2,572
件 数	1	1	1	1	1

2. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は発見していない。

XI．島根県県単中小企業設備貸与事業利子補給金

1. 概 要

(1) 目 的

産業振興財団が実施する島根県県単中小企業設備貸与事業のうち島根県県単中小企業設備貸与資金貸付要綱第1条の2に規定する特利貸との原資として産業振興財団が金融機関から借り入れた資金の利子に対して県が予算の範囲内で利子補給することにより、中小企業の経営の革新に向けての円滑な資金の調達に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

島根県県単中小企業設備貸与資金利子補給金交付要綱

② 補助対象

(ア) 補助対象事業者

産業振興財団

(イ) 補助金額

産業振興財団が県単貸との原資として金融機関から借り入れた資金に係る当該年度における支払利息に、借入年度における県単貸と実績のうち特利貸と実績の占める割合を乗じた額。

(3) 実 績

当該補給金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円・件)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	—	—	—	—	1,329
件数	—	—	—	—	2

2. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は発見していない。

XII．小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金

1. 概 要

(1) 目 的

産業振興財団が行う小規模企業者等設備貸与事業の利用者の費用負担を軽減するとともに、貸与事業を促進し、もって小規模企業者等の創業と経営基盤の強化に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）
小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金交付要綱

② 補助対象

(ア) 補助対象事業者

産業振興財団

(イ) 補助金額

産業振興財団が貸与事業を円滑に実施するために必要とする貸倒引当金であって、知事が必要かつ適当と認めるものについてその全部又は一部を予算の範囲内において交付する。

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円・件)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	—	3,466	4,546	10,139	19,356
件数	—	1	1	1	1

平成14年度で新規の信用保険は廃止になったため、平成15年度からかわりに設備貸与事業円滑化補助金ができた。

2. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は発見していない。

XIII. 島根県県単中小企業設備貸与事業円滑化補助金

1. 概要

(1) 目的

産業振興財団が行う島根県県単中小企業設備貸与事業の利用者の費用負担を軽減するとともに、貸与事業を促進し、もって中小企業の創業、経営基盤の強化及び経営の革新に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

① 根拠法令

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）

島根県県単中小企業設備貸与事業円滑化補助金交付要綱

② 補助対象

(ア) 補助対象事業者

産業振興財団

(イ) 補助金額

産業振興財団が貸与事業を円滑に実施するために必要とする貸倒引当金であって、知事が必要かつ適當と認めるものについてその全部又は一部を予算の範囲内において交付する。

(3) 実績

当該補助金の執行実績は以下のとおりとなっている。

(単位：千円・件)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	—	4,321	3,457	1,836	32,881
件数	—	1	1	1	1

平成14年度で新規の信用保険は廃止になったため、平成15年度からかわりに設備貸与事業円滑化補助金ができた。

2. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は発見していない。

第6－2 経営支援課 - 貸付金

I. 中小企業制度融資貸付金

1. 概要

(1) 目的

信用力・担保力の不足する中小企業者に対して、施設・設備の近代化、経営の合理化等に必要な資金を円滑に提供することを目的としており、信用補完制度を活用し、金融機関等の協調を得て低利・長期の資金を融資するものである。

(2) 根拠法令等

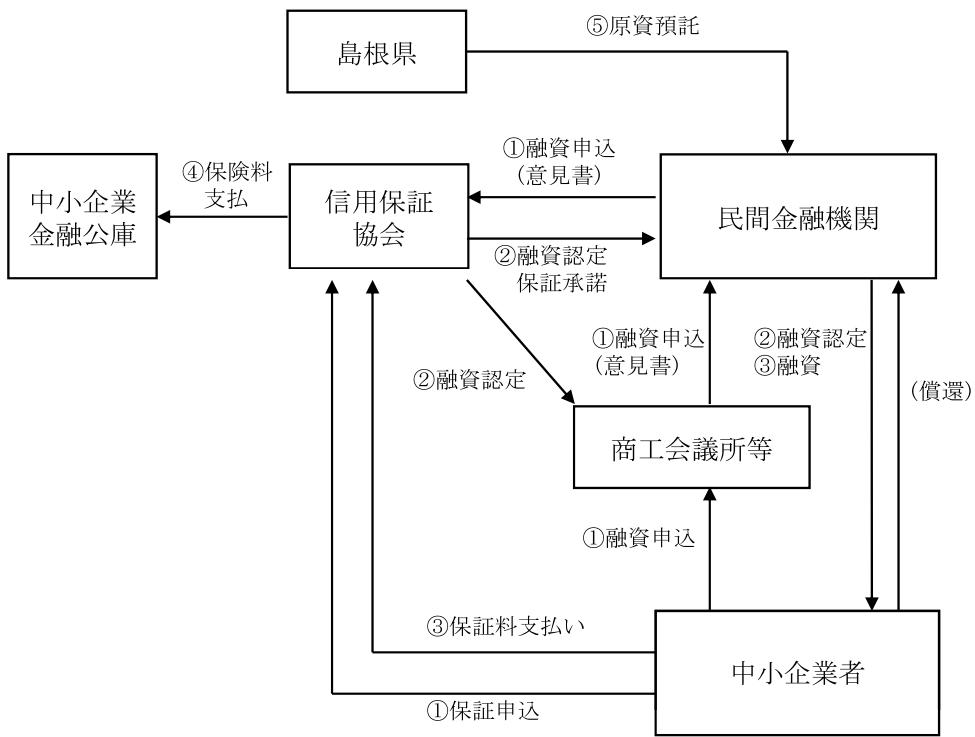
島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年3月28日島根県告示第239号）

各年度の島根県中小企業制度融資実施要領

(3) 貸付の概要

この制度は、県の資金を金融機関（平成18年度の金融機関数26行）に預託し、金融機関の資金をあわせ、これを中小企業者に貸し付けるものである。県は、年度末に各金融機関から一旦預託金の返金を受けるため、年度末に預託残高は残らない。この制度による貸付には、すべて保証協会の信用保証が付く。金融機関は、融資申込を受け、各融資制度の条件に合致した場合には、保証協会に融資申込を行い、保証協会から融資認定がなされれば貸付を行う。

融資実行の流れは以下のとおりである。



融資メニューについては、ここ5年間、変更が行われていない。しかし、平成19年度からは、経営基盤強化資金と地域企業対策資金が廃止されている。廃止の理由は、経営基盤強化資金については、民間などで同様の融資制度が浸透し、県が制度融資として存続させる必要性が薄れたため、地域企業対策資金については、利用実績が著しく低いためである。

県から金融機関への預託額、及び、金融機関から中小企業者への融資実績は、以下のとおりである。

<県から金融機関への預託額>

(単位：千円)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	33,856,325	40,210,569	41,804,996	40,679,925	38,671,861

<金融機関から中小企業者への融資実績>

※ 融資実績額には、県からの預託金を原資とする部分だけでなく金融機関の資金を原資とする部分も含まれている。

① 一般融資

(単位：千円)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
一般設備資金 (融資件数)	2,712,900 (185)	2,175,400 (161)	2,279,100 (182)	1,495,300 (106)	2,827,600 (162)
一般運転資金 (融資件数)	13,800,700 (859)	15,455,900 (983)	12,411,200 (749)	11,030,300 (663)	12,472,600 (813)
小規模企業育成資金 (融資件数)	6,020,500 (1,033)	5,961,560 (1,011)	5,552,950 (919)	5,584,000 (871)	5,161,600 (826)
経営基盤強化資金 (融資件数)	2,824,900 (146)	1,255,000 (68)	3,378,000 (154)	1,207,800 (59)	2,483,000 (99)

② 特別融資

(単位：千円)

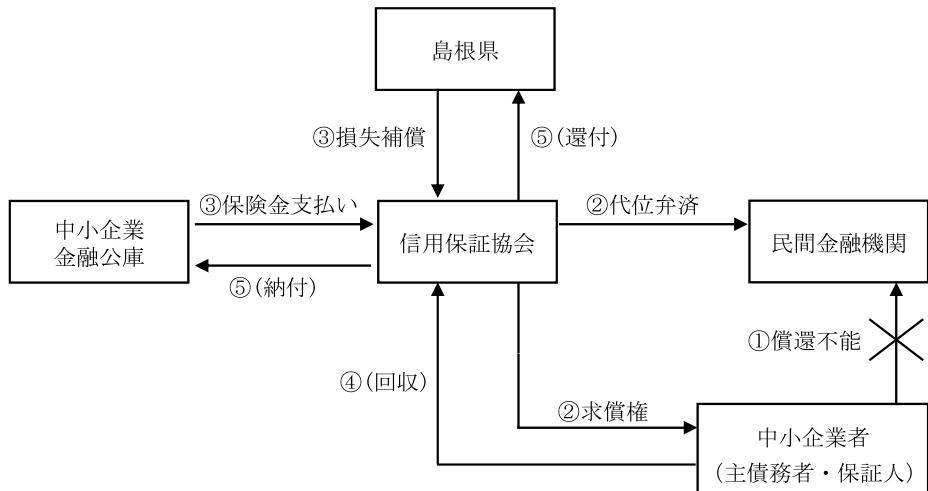
	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
地域企業対策資金 (融資件数)	28,000 (6)	8,000 (2)	— (0)	— (0)	— (0)
創業者支援資金 (融資件数)	814,400 (90)	1,289,400 (141)	1,580,800 (153)	1,574,200 (149)	1,448,100 (148)
構造転換支援資金 (融資件数)	2,707,300 (53)	3,821,800 (73)	4,362,700 (95)	4,364,500 (89)	1,441,600 (41)
企業再建資金 (融資件数)	85,000 (2)	90,000 (2)	109,000 (4)	— (0)	20,000 (1)
特別目的資金 (融資件数)	41,500 (4)	116,500 (5)	533,800 (17)	260,500 (10)	335,400 (23)
長期経営安定緊急資金 (融資件数)	17,740,500 (705)	14,743,800 (621)	11,078,000 (477)	10,391,300 (448)	8,104,300 (367)

③ 緊急融資

(単位：千円)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
セーフティネット資金 (融資件数)	250,200 (10)	607,500 (26)	182,200 (8)	818,900 (15)	221,000 (3)
経済変動等資金 (融資件数)	— (0)	— (0)	32,500 (3)	— (0)	193,200 (30)

中小企業者が償還不能となったときの処理の流れは以下のとおりである。



保証協会は、保証を付した債権について、中小企業金融公庫の保険を付しており、保証協会が金融機関に対して代位弁済を行う場合、中小企業金融公庫から保証協会に代位弁済額のおおむね80%相当額の保険金が支払われる。

また、県と保証協会は、年度毎に損失補償契約を結んでおり、保証協会の代位弁済額から中小企業金融公庫の保険金受領額を差し引いた額（小規模企業育成資金はこの金額の2

分の1、残り2分の1は市町村が補償することになっているが実際には保証協会は市町村からの補償を受けていない）を県が補償している。

過去5年間に県が保証協会に支払った損失保証額及び還付額（県の損失補償後、保証協会が保証人などから回収したため県に還付された額）は、以下のとおりである。

（単位：千円）

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
損失保証額	276,008	318,888	316,431	342,305	342,489
還付額	147,358	139,169	156,784	118,322	128,126

2. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は発見していない。

【指摘事項①】

制度融資において、県は貸付の原資を金融機関に預託する一方で、再生支援資金（平成18年度までは企業再建資金）を除き、中小企業者に対する融資の可否の認定に関与しておらず、金融機関から融資の申し込みがあり、保証協会が認定を行っている。

これについて、毎年度、多数行われる融資につき、県が融資の認定を行うのは、現実的には困難である。しかしながら、金融機関は、協調して貸付原資を出しているものの、制度融資はすべて保証協会の保証付であるため、中小企業者が償還不能となった場合に、最終的に損失を被ることはない。また、保証協会も、保証を付した債権について、中小企業金融公庫の保険を付しており、保険でカバーされないものについては、小規模企業育成資金を除き、その全額について、県が損失補償をしている。従って、保証協会も中小企業者が償還不能となった場合に損失を被らず、最終的に損失を負担するのは、中小企業金融公庫（ただし、中小企業金融公庫はリスクの対価として保険料を徴収している。）と県ということになる。そして、制度を利用するか否か（融資を申し込むか否か）及び融資を認定するか否かを決めるのは、最終的に損失を負担しない金融機関及び保証協会である。このため、実際には、最終的に損失を負担しないからといって、制度融資の要となる機関であり県の指導監督を受けている保証協会が、本来貸付を行うべきでない中小企業者への貸付を認定するということは行われ難いと思われるものの、償還不能のリスクが高く、本来であれば融資を行うべきでない中小企業者について制度融資が利用されるということも考えられる。

各年度の損失補償については、保証協会から、県に対して、毎月1回代位弁済件数及び金額の報告がなされるとともに、年1回保証協会から損失補償の請求を受ける際に、各代位弁済先の名称、貸付年月日、代位弁済年月日、貸付金融機関名、貸付金額、代位弁済額、信用保険金額、代位弁済発生原因、回収見込などが記載された明細書が提出されている。

これに基づき、県において、事故率の把握、事故率の市中金融機関との比較、融資実行から短期間で代位弁済に至った貸付先について保証協会からの事情聴取などの対応を行っている。県としては、このような対応を通じて、償還不能となるリスクの高い先への融資認定が行われると最終的に県が損失を被るという意識で保証協会を指導監督することが望まれる。

また、毎年度、多数行われる融資につき、県によって行うことができる指導監督には限界があると思われることから、例えば、保証協会の代位弁済額についての県の損失補償割合を一定の割合に限定することなども検討すべきと考える。これについては、実際に県において損失補償割合の変更を検討中とのことである。

なお、融資の申し込みを行う金融機関も、一定のリスクを負担するよう、保証協会の保証が付かない金融機関プロパーの融資をあわせた融資なども検討すべきと考えるが、これについては、平成19年10月から責任共有制度（保証協会の保証付融資について、保証協会が融資額の一定割合を保証するなどして、保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図る制度）が導入されており、金融機関も一定のリスクを負担するようになっている。

II. 企業立地関係資金貸付金

1. 概 要

(1) 目 的

① 企業立地促進資金

島根県企業立地促進条例に基づき、県内に立地を行う企業に対し、県が金融機関の協調を得て、その立地に必要な資金を融資することにより、県経済の発展に資することを目的とする。

② ソフト産業等立地促進資金

島根県企業立地促進条例に基づき、県内に立地を行う企業に対し、県が金融機関の協調を得て、その立地に必要な資金を融資することにより、県経済の発展に資することを目的とする。

③ 中小企業育成振興資金

県内における雇用の増大と中小企業の育成を図るため、県が金融機関の協調を得て、企業の立地その他の事業活動に必要な資金を融資することにより、県経済の発展に資することを目的とする。

④ 発電用施設周辺地域企業立地等促進資金

発電用施設の周辺の地域における雇用の増大と企業の育成を図るため、県が金融機関の協調を得て、企業の立地その他の事業活動に必要な資金を融資することにより、県経済の発展に資することを目的とする。

(2) 根拠法令等

①企業立地促進資金

島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号）

島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号）

島根県企業立地促進資金融資要綱（平成3年8月9日島根県告示第718号）

島根県企業立地促進資金融資要領

② ソフト産業等立地促進資金

島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号）

島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号）

島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱（平成3年8月9日島根県告示第719号）

島根県ソフト産業等立地促進資金融資要領

③ 中小企業育成振興資金

島根県中小企業育成振興資金融資要綱（平成4年4月17日告示第451号）

島根県中小企業育成振興資金融資要領

④ 発電用施設周辺地域企業立地等促進資金

島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱

（平成3年10月22日告示第917号）

島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要領

(3) 貸付の概要

この制度は、県の資金を金融機関（平成18年度の金融機関数16行）に預託し、金融機関の資金をあわせ、これを各企業者に貸し付けるものである。県は、年度末に各金融機関から一旦預託金の返金を受けるため、年度末に預託残高は残らない。この制度による貸付には、保証協会の信用保証が付く場合と付かない場合がある。保証協会の信用保証が付いた貸付が償還不能となった場合、ソフト産業等立地促進資金の運転資金については、前記中小企業制度融資貸付金と同様の流れで県が損失補償を行い、その他については、県は損失補償を行っていない。

上記(1)①②の資金については、融資希望者は、まず県に対して立地計画の認定申し込みを行い、県が現地調査を実施して立地計画の認定を行う。これを受け、融資希望者は金融機関に借入申し込みを行い、保証協会の信用保証が付く場合には保証協会も審査を行う。

上記(1)③④の資金については、融資希望者は、直接、金融機関に借入申し込みを行い、保証協会の信用保証が付く場合には保証協会も審査を行う。

そして、金融機関から県に融資協議書が提出され、県が融資実行に同意すれば、金融機関により融資が実行される。

県から金融機関への預託額、及び、金融機関から中小企業者への融資実績は、以下のとおりである。

<県から金融機関への預託額>

(単位：千円)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	2,651,051	2,114,190	2,016,540	1,879,263	2,309,692

<金融機関から中小企業者への融資実績>

※ 融資実績額には、県からの預託金を原資とする部分だけでなく金融機関の資金を原資とする部分も含まれている。

(単位：千円)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
企業立地促進資金 (融資件数)	72,500 (1)	278,842 (1)	496,000 (3)	1,220,000 (3)	913,000 (6)
ソフト産業等立地促進資金 (融資件数)	— (0)	200,000 (1)	— (0)	— (0)	30,000 (1)
中小企業育成振興資金 (融資件数)	110,000 (1)	— (0)	180,000 (1)	— (0)	164,970 (3)
発電用施設周辺地域 企業立地等促進資金 (融資件数)	— (0)	— (0)	— (0)	— (0)	— (0)

2. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は発見していない。

【指摘事項①】

県の融資同意可否の審査資料が、決算書上経営状態が安定しており償還に問題がないと思われる貸付先と、債務超過など償還に不安があると思われる貸付先とでほとんど変わりがなく、償還に不安があると思われる貸付先への融資に同意した根拠が不明確であった。償還に不安があると思われる貸付先について、いかなる理由で同意するに至ったのか、その判断の過程を明確に記録として残しておくべきである。

III. 環境資金貸付金

1. 概要

(1) 目的

県内における企業の事業活動と自然環境の調和を図るため、県が金融機関の協調を得て、企業が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全の措置を講じるために

必要な資金を融資することにより、島根県環境基本計画に掲げる基本目標の達成に資することを目的とする。

(2) 根拠法令等

島根県環境資金金融資要綱（平成11年3月30日島根県告示第251号）

島根県環境資金金融資実施要領

(3) 貸付の概要

この制度は、県の資金を金融機関（平成18年度の金融機関数6行）に預託し、金融機関の資金をあわせ、これを各企業者に貸し付けるものである。県は、年度末に各金融機関から一旦預託金の返金を受けるため、年度末に預託残高は残らない。この制度による貸付には、保証協会の信用保証が付く場合と付かない場合がある。保証協会の信用保証が付いた貸付が償還不能となったときの処理は、前記中小企業制度融資貸付金の処理と同様である。

融資希望者は、まず金融機関に融資申請を行い、金融機関及び保証協会の信用保証が付く場合には保証協会が審査をし、最終的に県が審査して認定すれば、金融機関により融資が実行される。

県から金融機関への預託額、及び、金融機関から中小企業者への融資実績は、以下のとおりである。

<県から金融機関への預託額>

(単位：千円)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	244,845	300,607	272,476	208,427	163,590

<金融機関から中小企業者への融資実績>

※ 融資実績額には、県からの預託金を原資とする部分だけでなく金融機関の資金を原資とする部分も含まれている。

(単位：千円)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額 (融資件数)	390,000 (10)	25,000 (1)	- (0)	- (0)	80,000 (1)

2. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は発見していない。

【指摘事項①】

環境資金貸付金の融資実績は、前記<金融機関から中小企業者への融資実績>記載のとおりであり、平成14年度にダイオキシン対策のため10件の融資があったが、その後は年に

0～1件にとどまっている。環境問題が世界的な課題とされている昨今の状況を踏まえれば、今後、環境資金貸付金がもっと利用され、環境への負荷の低減のための施設整備等が進められるべきである。環境への負荷の低減のため施設の整備等を行うか否かは、利用者である企業の意識によるところが大きく、県が企業に意識向上を促したところで直ちに施設整備等が進むとは思われないが、県としては、本融資制度を今以上に周知し、利用促進を図ることが望まれる。なお、本融資制度の利用を促進するため、平成19年度から融資対象事業が拡大されている。

IV. 小規模企業者等設備資金貸付金

小規模企業者等設備貸与資金貸付金

1. 概 要

(1) 目 的

小規模企業者等設備導入資金助成法に基づいて、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な資金の貸付けを行うことにより、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進に寄与することを目的とする。

(2) 根拠法令等

小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）

小規模企業者等設備導入資金助成法施行規則（昭和41年7月2日通商産業省令第74号）

島根県小規模企業者等設備導入資金貸付規則（昭和48年8月24日島根県規則第72号）

(3) 貸付の概要

この制度は、産業振興財団が、小規模企業者等に対して行っている設備資金貸付事業及び設備貸与事業に必要な資金を、県が国から無利子での貸付を受け、県から産業振興財団に対して無利子で貸し付けるものである。

県から産業振興財団への融資額は、以下のとおりである。なお、小規模企業者等設備資金貸付は、利用者の減少に伴い、平成19年度から中止されている。

（単位：千円）

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
小規模企業者等 設 備 資 金	323,900	300,000	413,500	300,000	200,000
小規模企業者等 設 備 貸 与 資 金	269,030	300,000	300,000	250,000	200,000

2. 監査の結果及び意見

後記第7の五 産業振興財団の設備資金貸付事業、設備貸与事業の項目参照。

V. 県単中小企業設備貸与資金貸付金

1. 概 要

(1) 目 的

産業振興財団が実施する島根県県単中小企業設備貸与事業に必要な資金を貸付けることにより、中小企業の創業、経営基盤の強化及び経営の革新に寄与することを目的とする。

(2) 根拠法令等

島根県県単中小企業設備貸与資金貸付要綱

(3) 貸付の概要

この制度は、産業振興財団が、中小企業に対して行っている県単中小企業設備貸与事業に必要な資金を、県から産業振興財団に対して無利子で貸し付けるものである。

県から産業振興財団への融資額は、以下のとおりである。

(単位：千円)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	42,535	450,000	350,000	200,000	50,000

2. 監査の結果及び意見

後記第7の五 産業振興財団の設備貸与事業の項目参照。

VI. 中小企業高度化資金貸付金

1. 概 要

(1) 目 的

独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号ロ及びハに規定する事業を行う者に対し、当該事業に必要な資金の貸付けを行うことにより、県内の中小企業の振興を図ることを目的とする。

(2) 根拠法令等

独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）

島根県中小企業高度化資金貸付規則（昭和51年島根県規則第11号）

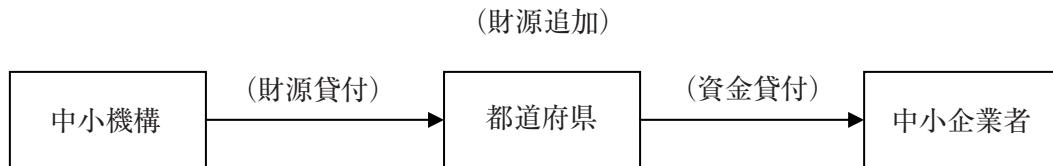
(3) 貸付の概要

この制度は、中小企業が共同して経営基盤の強化を図るために組合等を設立して工業団地、卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や、第三セクターまたは商工会等が地域の中小企業を支援する事業に対して、資金の一部を、県が直接、長期低利で融資するものである。

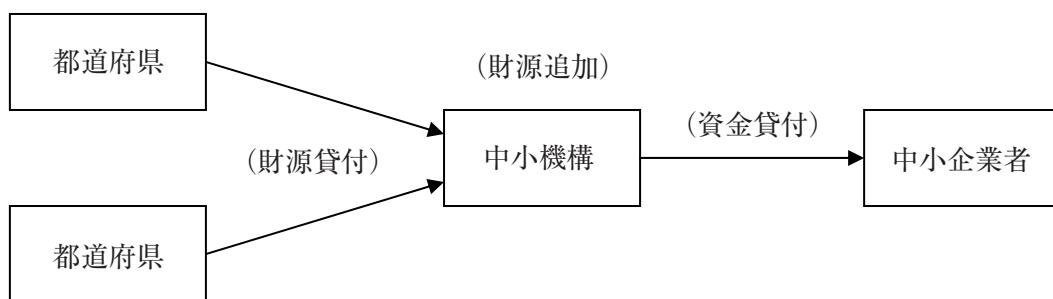
貸付方式は、1つの都道府県内での事業を対象とする場合（A方式）と2つ以上の都道府県にまたがる事業を対象とする場合（B方式）で異なる。A方式の場合、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）の県への貸付資金に県が財源を追加し、

中小企業者に貸付を行う。B方式の場合、県の中小機構への貸付資金に中小機構が財源を追加し、中小企業者に貸付を行う。

<A方式>



<B方式>



県から中小企業者（中小機構）への融資実績は、以下のとおりである。

(単位：千円)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
共同施設資金 (融資件数)	— (0)	— (0)	15,000 (1)	— (0)	— (0)
広域設備リース資金 (融資件数)	7,256 (1)	11,996 (2)	13,917 (2)	18,851 (1)	21,160 (1)
創造的中小企業育成支援資金 (融資件数)	40,000 (1)	20,000 (1)	— (0)	— (0)	— (0)

※ 上記のうち、共同施設資金がA方式、広域設備リース資金がB方式である。

なお、創造的中小企業育成支援資金は、産業振興財團に対して、同財團が中小企業者に交付する補助金の基金の原資を融資するものであったが、現在では制度が廃止されている。

(単位：千円)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
貸付金額	47,256	31,996	28,917	18,851	21,160
償還金額	3,023,512	1,587,707	2,543,349	2,769,807	2,026,944
不納欠損処理	—	—	934,276	—	—
貸付残高	21,116,752	19,561,041	17,046,609	14,295,653	12,289,869
うち、延滞貸付金	639,610	541,408	528,698	1,656,575	2,138,679
延滞割合	3.0%	2.8%	3.1%	11.6%	17.4%
新規貸付件数	2件	3件	3件	1件	1件
延滞件数	15件	15件	15件	17件	18件

2. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は発見していない。

【指摘事項①】

県は、中小企業高度化資金貸付金について、平成15年度に中小企業高度化資金債権管理マニュアルを制定し、債権管理を行っている。このマニュアルにおいては、各債権について、借主から提出を受けた決算書をもとに算定したキャッシュフロー（当期純損益十減価償却費）が各年度の中小企業高度化資金貸付金返済額を上回るか否か、下回るとして当該キャッシュフローによる長期借入金の償還年数は何年となるかなどの基準により、各債権を4段階で区分している。

この基準によった場合、例えば、経常的に発生しない損益により利益（損失）が出た年度には区分が上がる（下がる）ことになり、また、ある年度に貸付金返済額を上回るキャッシュフローがあれば、たとえ債務超過であっても正常債権に区分されるといったことになる。さらに、このマニュアルでは、あくまで債務者でなく債権毎に区分することになっているが、ある債務者に対して複数の債権を有する場合、債務者が同じであるのに債権毎に区分が異なるということになりかねない。これでは、適切な債権管理を行うことはできない。

このため、各年度のキャッシュフローだけでなく、債務超過の期間、赤字の状況といった債務者の財務及び損益の状況等も考慮すべきであり、また、あくまで債権でなく債務者を破綻の可能性に応じて区分した上で、当該債務者に対する債権について、担保や保証の状況などを考慮して回収可能性を判断すべきである。その他、債務者の管理については、後記第7の五 産業振興財團の設備資金貸付事業、設備貸与事業の項目において、いくつかの指摘を行っており、中小企業高度化資金貸付金についても同様の管理を行う必要があると考えるので参考されたい。

なお、担当者においては、各年度のキャッシュフローだけでなく債務者の財務状況などを意識して債権管理を行っているとのことであるが、そうであるなら、ノウハウの蓄積という意味からも、そのような対応状況をマニュアルに反映させるべきである。

3. 平成12年度包括外部監査指摘事項に対する対応状況

中小企業高度化資金貸付金は、平成12年度に「貸付金」のテーマで包括外部監査が行われた際に監査対象となっている。

平成12年度包括外部監査における指摘事項のうち、

【指摘事項】返済方法が、中小企業総合事業団の準則の原則に沿って年賦または半年賦と定

められている。そのため、1回の返済額が大きくなり、それぞれの返済期日の間隔も長くなることから、貸付金滞留の要因となる。また、県が借主の財務状況悪化に気づくのが遅れがちになる。

については、中小機構との関係もあるとのことで、対応ができていない。なお、県から借主に対して、自主的に月次積立を実施するように指導はしているとのことである。

【指摘事項】事業計画の診断時から貸付実行時までの借主の業績の変化等を把握するため、月次決算書等を継続的に入手すべきである。

については、同様の事案について、月次決算書等の入手がなされていない。

これらについては、十分な対応がなされるべきである。

この他については、以下のとおり、対応がなされている。

【指摘事項】一定時点における貸付先別（あるいは個別貸付別）の残高一覧表がない。必要な情報が網羅的に集められ、できるだけ一覧性をもった形の台帳を整備すべきである。

⇒ 貸付先別の残高一覧表が作成されている。

【指摘事項】債権管理について、客観的で明確な判断基準を定め、マニュアル化を図るべきである。

⇒ 平成15年度に中小企業高度化資金債権管理マニュアルが制定され、順次改正されている。

【指摘事項】電算システム（それによって得られる出力情報）の利用が、各種報告書作成などに限られており、電算システムにより出力される台帳と従来の手書き式の台帳が並行して記帳されている。また、借主の複数の債権についての名寄せが手書きで行われている。

⇒ 平成14年度に電算システムの改良が行われ、一元化が行われている。

【指摘事項】工場等集團化資金貸付の場合、当該工場等の団地を運営する協同組合に対し土地部分の貸付を実施し、工場等の建物部分についてはそれぞれの組合員に対し貸付を実施している。このように土地及び建物それぞれについて借主が異なっているためそれについて債権管理が実施されている。しかし、実質的には土地部分の返済についても各組合員が使用面積に応じて分担して返済しており、完済後には各組合員に所有権の移転が行われる。そうであるなら、土地及び建物部分を合わせて債権管理する必要がある。

⇒ 電算システム上、協同組合等の組合員一覧表は出るため、これをもとに担当者が、パソコンで土地及び建物部分を合わせて1つのシートにまとめ、債権管理を行っている。

【指摘事項】高度化事業を実施した場合の事業計画及び貸付返済計画の診断手法が確立されておらず、これまでの診断結果を集約し、現場に適した診断チェックリストを作成する必要がある。

⇒ 従前から中小企業庁が作成した設備導入等促進診断実施要領の中に診断着眼事項についての記載があり、これに沿って診断が行われている。

【指摘事項】返済据置期間における貸付先の管理について、年1回の決算書の提出と据置期間内に1度診断員が運営指導として訪問する以外実施されていない。第1回の返済期日から延滞する事案があることから、据置期間における貸付先管理を制度化し運営する必要がある。

⇒ 返済据置期間中に複数回のヒアリング、事後助言等が行われている。

【指摘事項】貸付申込時に作成された事業実施計画書と実績の比較検討がなされていない。

⇒ 事後の運営診断において、事業実施計画と実績の比較検討が行われていた。

【指摘事項】資金貸付先調査表及び添付の決算書は、経営指導課長以下担当者及び診断員へ回覧されているが、閲覧者がどのような観点によりどの部分（あるいは全部）を閲覧しているかが明確でなく、閲覧した結果の評価も記録されていない。

⇒ 平成13年8月より閲覧表の様式及び記録担当者、閲覧責任者を定め、閲覧結果に基づく評価を記載している。

【指摘事項】決算書を閲覧する方法や、異常値があった場合の調査方法等がマニュアル化されていない。

⇒ 前記中小企業高度化資金債権管理マニュアルにおいて、決算書の収録、閲覧記録の作成等の担当者が指定されている。

【指摘事項】調査表及び決算書の入手が毎年一定時期（7月から8月）に実施されているため、場合によっては、1年前の決算書が添付されることがあるため、入手時期を一律に定めず、借主の決算月後一定期間以内に入手すべきである。

⇒ 平成18年度から、借主の決算期末の一定期間後などに直近の決算書を入手するようになった。

【指摘事項】調査票に各社の要望事項等を記載してもらう欄があるが、これに関する担当課の対応状況が記載されていない。

⇒ 要望及び対応方針、措置状況についての様式を定め、対応状況等を記載している。

【指摘事項】債務者の指導、支援にあたる指導員が、しばしば債権回収の現場にかりだされ債務者の説得等の任にあたっている。指導員は、債務者の味方として指導、支援する立場にあり、本来業務と真反対の回収業務を担当させるのは不適切である。

⇒ 指導員は債権回収業務を担当していない。

【指摘事項】業績悪化により返済困難な場合に条件変更が行われているが、事業団の方針により最終の返済期限の変更が認められていないため、結果的に1回あたりの返済金額が増加するような変更しかできない。

⇒ これについては、県と中小機構との間で協議を行っており、中小機構において見直しを検討しているとのことである。

【指摘事項】昭和年代の古い貸付が残っており、「やむを得ぬ事情」を類型化した一定基準を設けて減免措置を講じることなどが考えられ、制度上減免措置が困難なものについては、制度改正を国に要望する必要がある。

⇒ 平成19年3月に、中小企業支援貸付資金に係る不納欠損処分基準が制定されている。

【指摘事項】債権管理を適切に行うため、信用情報を収集・分析し、それをもとに的確に判断し、敏速な対応がとれるよう、高度な専門性と継続性（担当者は通常3年程度の在任期間で移動している）をもった人的配置をする必要がある。

⇒ 平成14年7月から、金融機関OBの債権回収専任嘱託職員1人を配置している。また、経営支援課に限らず商工労働部が特に専門性と継続性をもった人的配置を必要とする部署であることから、近年、在任期間を長めにする傾向にある。

第7 財団法人しまね産業振興財団

本章第1から第6-2まで述べた商工労働部の各課に対する補助金・貸付金で産業振興財団に対して交付・融資されたものについて、県から産業振興財団への交付・融資事務執行状況の適切性については、本章第1から第6-2まで検証しており、この項においては、産業振興財団から補助事業者・融資先への交付・融資事務執行状況、並びに、産業振興財団で行うべき補助事業の効果測定及びそのフィードバックについて検証している。

なお、産業振興財団について、検討するに必要かつ最低限の説明を以下「産業振興財団の概要」として記載している。

一、産業振興財団の概要

1. 目的

産業振興財団は、「島根県の産業構造の高度化、新たな産業の育成、企業の国際化及び地域の情報化を促進し、もって本県産業の活性化と県民の福祉向上に寄与すること」（寄付行為第1条）を目的としている。

2. 沿革

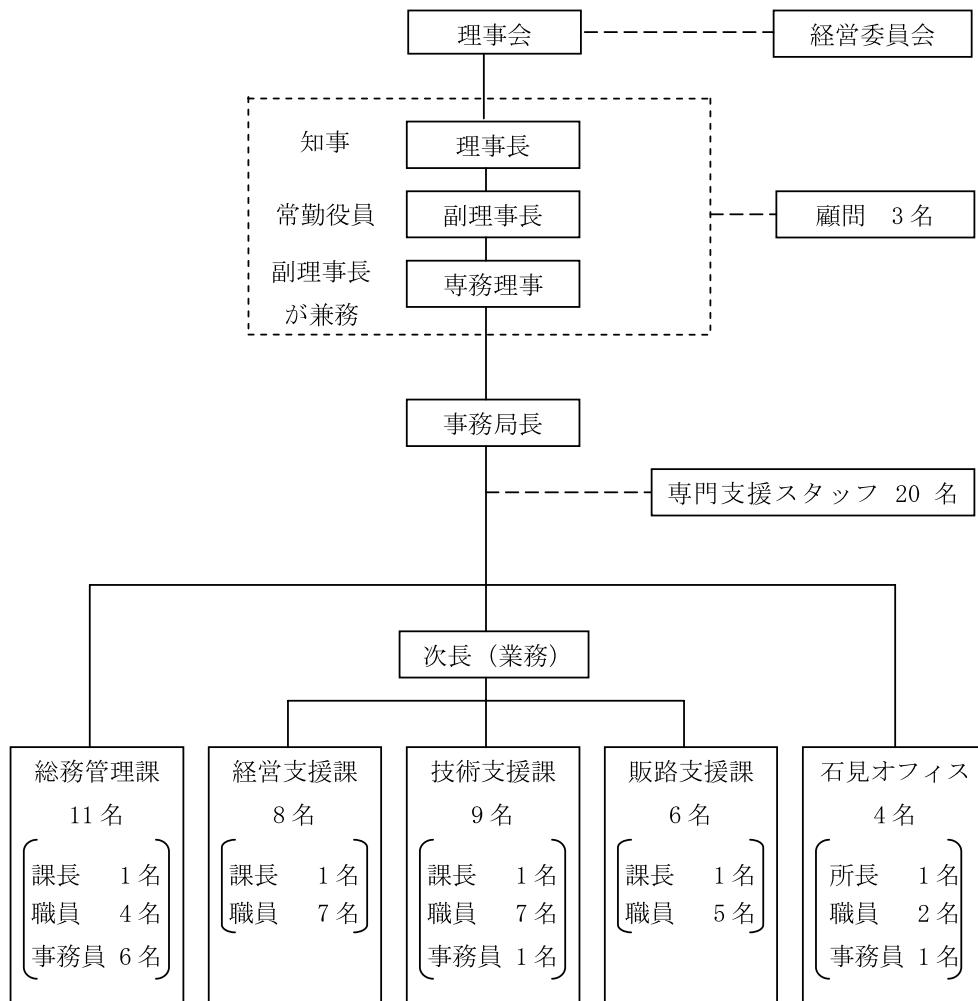
昭和48年4月1日「(財)島根県中小企業設備貸与公社」設立

昭和51年4月1日 名称を「(財)島根県中小企業振興公社」に変更
 平成1年5月12日「(財)しまね技術振興協会」設立
 平成11年4月1日「(財)島根県中小企業振興公社」と「(財)しまね技術振興協会」を統合し、産業振興財団発足

3. 基本財産

100%島根県から拠出されている。

4. 組織体制（平成19年10月1日現在）



財団は、常勤役員1名、顧問3名、事務局41名（正職員32名、事務員8名）、専門支援スタッフ20名で構成されている。正職員32名のうち、財団プロパーの職員は24名であり、その他、島根県からの派遣4名、金融機関からの派遣3名、松江市からの派遣1名の出向職員が在籍している。

5. 主要事業

産業振興財団の主要事業（平成18年度）は以下のとおりである。

競争力強化総合支援事業	
総合コーディネート事業	総合相談窓口事業（各種相談に対応することにより、意欲ある企業の発掘を行う）
技術力・経営力革新支援事業	意欲ある企業の経営計画作成、達成に向け集中支援を行う
経営管理システム構築支援	
国際規格取得促進事業	I S O 取得経費の一部を助成することにより、県内企業の国際規格取得を促進
経営革新企業継続支援事業	経営革新に関わる計画の策定支援・予実管理を行い、県内企業の経営高度化を促進
インキュベーション支援事業	創業者や第2創業者に対しインキュベーション施設を提供するとともに、経営計画策定から自立まで支援
経営資源強化支援	
設備貸与事業	長期低利の割賦販売方式により、企業の設備投資を支援し、経営資源強化を促進
I T 活用支援事業	経営に必要な情報資源活用ノウハウ取得を支援し、企業の経営革新・基盤強化を促進
I T 中核人材育成支援事業	組込みソフト・ルビーに関する産業人材育成のため講習会を開催し県内 I T 産業等の基盤強化を図る
情報提供事業	企業経営に有益な情報、国・県・財団等の支援施策情報を提供
人材情報提供事業	定住財団と連携し、県内就職を希望する学生・社会人の情報を提供
研究開発支援	
産学官連携事業	企業の技術ニーズ、研究機関の技術ニーズを共同研究としてコーディネートすることにより、新産業、新技術の創出を促進。技術力の向上を目指して技術者育成を支援し、産業の高度化とネットワーク形成を図る。
新製品、新技術研究開発支援事業	研究開発費の一部助成又は国等の競争的資金を獲得し産学官共同研究体の運営を行うことにより、新産業、新技術の創出を促進
知的財産活用支援事業	専門家による知的財産に関するアドバイスにより、県内企業の知的財産活用・取得等を促進
企業立地促進支援事業	企業立地法に基づく島根地域活性化協議会の事務局として基本計画等の業務を実施
販路開拓支援	
首都圏等販路開拓強化事業	県と伊藤忠商事の包括協定、首都圏のマーケット情報を活用し、県内企業の商品販路拡大、取引拡大を促進
専門展示会出展支援事業	首都圏で開催される専門展示会への出展支援により、県内企業の製品販路拡大、取引拡大を促進
しまねビジネスセンター運営事業	東京都内に事業スペースを確保し、安価で提供することにより、県内企業の首都圏での拠点づくりを促進
国際取引支援	
ビジネスサポート事業	貿易実務ノウハウの習得支援、国外マーケットの情報提供を行うことにより、県内企業の貿易活動を促進
ビジネスマッチング事業	海外有力企業等とのネットワーク構築、個別企業マッチングを行うことにより、県内企業の海外販路拡大を促進

※施設管理業務は除く

二、しまねブランド推進課→産業振興財団

I. 財団法人しまね産業振興財団国際経済事業費補助金

1. 概要

産業振興財団の行う国際経済事業について（産業振興財団内の事業名：国際取引支援事業）、県から定額補助を受けるものである。

2. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は発見していない。

【効果の測定とフィードバック】

産業振興財団の行う国際取引支援事業は、ビジネスサポート事業とビジネスマッチング事業に細分化される。

(1) ビジネスサポート事業

県内企業の貿易実務ノウハウの習得支援や県内産業に関連する海外マーケットの情報提供を行うことにより、県内企業の貿易を促進する事業である。

具体的には、海外取引における契約手続やクレーム処理などをサポートするため法律顧問と契約して県内企業の個別相談に対応する活動、産業振興財団のネットワークから入手した情報を分析し県内企業に対してインターネット等を通じて情報提供するとともに、県内企業の輸出商品に関する情報などを国内外のネットワーク先に対して発信する事業である。

なお、産業振興財団で把握している平成18年度の海外取引に係る相談件数は20件、問題解決率実績は平成18年度目標値80%に対し82%と報告している。

(2) ビジネスマッチング事業

県産品の輸出促進のため、国内外のバイヤー、商社等とのネットワークを強化・構築し、それら商社等と県内企業との商談会及び個別マッチング等を行い、県内企業の新規取引の創出と既存取引の拡大を図る事業である。

上記の（1）については、直接的・短期的な成果を期待することが難しいため、産業振興財団では、上記（2）についてのマッチング件数と取引成立件数を指標として国際経済事業の効果を測定しているとのことである。

過去3期間の実績値の推移は以下の通りである。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
マッチング件数	43件	59件	106件
取引成立件数	18件	22件	61件

また、平成18年度の目標は取引成立件数ベースで21件のところ、実績値は61件と大幅超過達成となっており、産業振興財団はその要因として、伊藤忠商事との取り組みなど、産業振興財団全体としての取り組みが奏功した一環と分析している。

産業振興財団の採用している効果の測定尺度について、新規取引開始分を含むことを考慮に入れると件数ベースの把握によるところの合理性も認められるが、金額ベースの視点も合わせて管理する必要がある。

この点について確認したところ、金額ベースでも把握しているとのことで、平成18年度については約19百万円がそれに当たることであった。なお、その県内への経済波及効果については業種が不明であるため監査人で計算することはしないが、産業振興財団でそのような視点で評価して公表することも県民の利益に資するものと考える。

三、産業振興課→産業振興財団

I. 財団法人しまね産業振興財団管理費補助金

1. 概 要

産業振興財団の管理に要する経費を助成するものである。

2. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は発見していない。

【効果の測定とフィードバックについて】

管理費補助金について効果測定をどのように行っているか質問したところ、産業振興財団全体としての目標値である「平成18年単年度の付加価値増加額目標11億円（平成16年度～平成18年度の累積付加価値増加目標額21億円）」に対する付加価値増加額は12億円（平成16年度～平成18年度の累積付加価値増加実績額36億円）がこれに該当する、とのことであつた。

ここで付加価値増加額とは、重点支援対象企業（平成18年度105社）について、以下の数式で算定される金額のことをいい、これは産業振興財団の経営理念の2本柱を具体的に数値化したものである。

＜財団法人しまね産業振興財団の経営理念＞

島根県の産業振興施策の実施機関として、県施策との整合を図りながら、次の役割を果たしていく。

- 意欲ある企業を継続的に支援し、企業の競争力強化と付加価値増加に寄与する。
- 成長可能性のある新規創業者と第2創業者を数多く輩出し、継続的に支援し、成長と成果の発揮に寄与する。

付加価値増加額＝今年度の対象企業の付加価値（営業利益＋人件費＋減価償却費）
－前年度の対象企業の付加価値（営業利益＋人件費＋減価償却費）

ここで留意しなければならない点は、管理費補助金が他の補助金と異なり個々の事業に對して補助金を受給するものではないため、特定の事業を対象とする補助金よりもその効果の測定が難しい点である。産業振興財団もこのことを理由に対管理費補助金ということでの効果測定を上記の産業振興財団全体としての評価と一致させていると思われるが、このことに一定の理解の余地はある。

ここで、効果の測定について、上述のような付加価値増加額を補助金の「効果」とすることについて考えると、当該付加価値増加額は財団の全体目標に掲げられている数値であることから、これを「効果」とするのであれば、対する「費用」についても県の管理費補助金のみならず、県から拠出されるその他の補助金に加え、国や他団体から拠出される全ての補助金を加えた総額がその「費用」としてその「効果」に対応させるべきものと考えた（ただし、明らかに企業支援に活用されていない額は除く）。

つまり、費用対効果の「費用」と「効果」はそのレベル感を一致させるべきものであるところ、「県の管理費補助金」に対して「財団の生み出す付加価値」ではその対応レベルに齟齬が生じるものと考え、「財団の生み出す付加価値」を効果として定義するのであれば対する費用は「財団事業により自ら稼得するもの以外の収入」＝「補助金総額」ということになる。

このように考えた場合の付加価値増加額が、目標値として「効果」測定の指標と成り得るかについては、当該先の産業振興財団の経営理念を実質的に具現化したものと判断できることから、問題ないものと考える。

産業振興財団の活動状況と付加価値増加額の過年度の推移は以下のとおりである。

総合実績

	個別対応企業		左記のうち重点支援企業			
	企業数	訪問回数	企業数	訪問回数	付加価値増加額	累計額
平成16年度	667社	1,935回	60社	506回	13億円	36億円
平成17年度	786社	2,960回	67社	1,206回	11億円	
平成18年度	695社	2,052回	105社	1,207回	12億円	

これに対し、費用対効果の「費用」の方は、産業振興財団の自主事業以外の収入＝補助金等収入（便宜的に受託金、負担金も補助金に近いものとしてここでいう「費用」として評価している）とすると、以下の平成18年度の正味財産増減計算書（抜粋）より、567百万円がその金額ということになる。

正味財産増減計算書総括表(抜粋)

自：平成18年4月1日　至：平成19年3月31日

科 目	一般会計	施設管理 事業会計	創造的中小 企業創出支 援事業会計	設備貸与 事業会計	中小商業 活性化事 業会計等	内部取引 消去	合 計	企業支援 部外費	再 計
経 営 収 益	635,936	254,325	4,347	1,149,676	39	- 23,453	2,020,870	- 336,628	1,684,242
負 担 金 収 入	3,081						3,081		3,081
県 補 助 金	319,419			54,809			374,228		374,228
国 補 助 金	15,552						15,552		15,552
県 受 記 金	94,883	238,000		1,329			334,212	- 238,000	96,212
国 受 記 金	157,290						157,290	- 82,303	74,987
そ の 他 受 記 金	3,194						3,194		3,194
補助金収入 小計	593,419	238,000	0	56,138	0	0	887,557	- 320,303	567,254
使 用 料 収 入	1,654	16,079					17,733	- 16,079	1,654
会 費 収 入	560						560		560
基本財産受取利息	3,071						3,071		3,071
特定資産受取利息	9,930		3,210		32		13,172		13,172
債 務 保 証 料	324		280				604		604
受 取 利 息	252	23	57	777	7		1,117	- 23	1,094
他会計負担金収入	23,453					- 23,453	0		0
退職給与引当金戻入	3,030						3,030		3,030
雜 収 入	243	223		22,563			23,028	- 223	22,805
割 賦 設 備 収 益				724,668			724,668		724,668
受 取 割 賦 損 料				48,635			48,635		48,635
預 記 金 利 息			800				800		800
受 取 リ ー ス 料				59,945			59,945		59,945
受 取 再 リ ー ス 料				8,217			8,217		8,217
リース設備売却益				331			331		331
貸 倒 引 当 金 戻 入				226,712			226,712		226,712
受 取 規 定 損 害 金				1,690			1,690		1,690
そ の 他 収 入 小 計	42,517	16,325	4,347	1,093,538	39	- 23,453	1,133,313	- 16,325	1,116,988
経 常 費 用	654,567	249,550	4,347	1,152,694	33	- 23,453	2,037,739	- 331,853	1,705,886
支 援 事 業 費 支 出	504,883	0	4,347	1,127,344	33	0	1,636,608	- 82,303	1,554,304
管 理 費 支 出	149,684	249,550	0	25,350	0	- 23,453	401,131	- 249,551	151,581
当 期 経 常 増 減 額	- 18,631	4,775	0	- 3,018	5	0	- 16,869	- 4,775	- 21,644

<上表の「企業支援部外費」等について>

本表における「一般会計」～「合計」までの列は財団の財務諸表から抽出しており、「合計」の数値は財務諸表の数値と合致している。「企業支援部外費」は、企業支援関連事業とは直接関係のない施設管理事業に関する計上額、一般会計のうち国の競争的資金により購入した試験研究用物品、都市エリア产学研連携促進事業、地域コンソーシアム研究開発事業に関する計上額である。

これを総合すると、産業振興財団は、『県や国から補助金等として収受した5.7億円に自主事業等収入11億円強を加え、これを支援事業費15億円強、管理費2億円弱に充て、県内企業（重点支援企業105社で計測）の付加価値を12億円弱増加させた』ということになる。

なお、過去3期間の産業振興財団における補助金収入と付加価値増加額との比較は下表のとおりとなる。

<しまね産業振興財団の財務諸表より抜粋>

(単位：百万円)

	H16年度	H17年度	H18年度	3期累計
県補助金	480	424	374	1,278
国補助金	81	1	16	98
県受託金			96	
国受託金	153	190	75	514
その他補助金等	26	4	7	37
補助金等収入 小計	740	619	567	1,926
事業収入ほか	571	676	1,116	2,362
経常収益 計	1,311	1,294	1,684	4,289
事業費支出	1,275	1,152	1,554	3,981
管理費支出	85	77	151	313
経常費用 計	1,360	1,229	1,706	4,295
当期計上増減額	-49	65	-21	-5
付加価値増加額	1,300	1,100	1,198	3,598

このような尺度を用いて監査人独自の評価を行った結果、過去3期間累計で補助金19億円強が地方公共団体等から支出されたのに対し、県内企業の付加価値が36億円増加したということが本事業に対する評価であろう、その中で島根県としての負担部分は補助金に限れば13億円弱である、という結論に達した（企業支援とは無関係の施設管理や県補助金節減のための積極的に取得している国受託費（国所有の機器購入代金）を除く）。

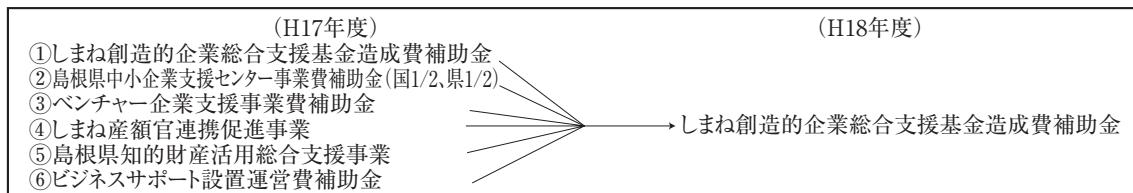
この結果は、本包括外部監査を通じて監査人が抱いた財団事業の有効性（本報告書にて指摘する種々指摘事項はあるが）に対する心証と大きく乖離するものではなく、一定程度の合理性が認められるものと考えている。

II. しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金

1. 概 要

産業振興財団が行うしまね創造的企業総合支援に係る事業に対して支出されるものであり、産業振興財団の主要活動の根幹を支える事業に対して支出される補助金である。

前年度（平成17年度）までは下記のように個別の補助金として支出されていたものについて、目的同一性を考慮して一本化したものである。



2. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は発見していない。

【効果の測定とフィードバックについて】

本補助金について個別事業にブレークダウンした補助金の内訳は以下のとおりである。

支 出 項 目	補 助 金 額 (千円)	支 出 内 容
健康食品産業形成プロジェクト	3,658	県の新産業創出事業のひとつである健康食品産業の活性化を支援する事業
経営革新に対する支援事業	20,552	経営革新計画承認後の企業に対するフォローアップ、重点支援プロジェクト事業、国際規格等取得に必要な経費への助成事業
販路開拓支援事業	54,983	全国各地で開催される専門展示会・見本市等に県内企業が出展する経費を助成する事業、県内企業の受注拡大のための斡旋等により支援する事業
ベンチャー企業等支援事業	1,357	創業者をフォローアップするための相談事業及び初期負担軽減のための家賃補助事業
中小企業情報化推進事業	3,928	メールマガジン等による中小企業情報の発信及び製造業のネットワーク活用実践塾「島根Web再活性化塾」を開催するための事業
産業振興支援体制の整備	33,363	財団職員の人材育成等自主事業、経営・生産・管理等の専門家を財団内に配置し企業に対する総合相談、コーディネートを実施する事業
知的財産活用啓発事業	9,718	島根県知的財産総合支援センターを設置して総合的な相談・支援を実施する事業
产学研官連携促進事業	10,338	財団内に技術コーディネーター、アドバイザーを配置し、产学研連携を推進する事業
新製品・新技术創出助成事業	21,096	県内中小企業等が新製品・新技术開発を促進するため、その経費の一部を助成する事業
合 計	158,994	

本補助金は上述の経緯もあり、事業（活動）としては種々別個のものが混在している補助金であることから、これらを個別事業にブレークダウンし、それぞれについて、目的合理性を切り口として個別に検証を行うこととする。

<健康食品産業形成プロジェクト>…補助事業費3,658千円

県の推進する新産業創出のための5つのプロジェクトの中の1つである「健康食品創出プロジェクト」の一環として、県内の健康食品産業を活性化することを目的として「健康博覧会2007」への出展を行うプロジェクトである。

本プロジェクトへの参加を足がかりにして、県内企業の都会地を中心とした県外企業との取引拡大を狙ったものであるため、効果の測定としては成約件数、受注金額等が考えられる。

この点について産業振興財団は、いきなり博覧会での出展のみをきっかけとして「ビッグ・ビジネス」が成約することは通常考えられないことを考慮し、まずは「成約」することを橋頭堡とし、その後徐々に取引が拡大していくことを想定している。

このため効果測定の尺度として「成約件数」を設定しているが、これについては産業振興財団の主張する事情を勘案すれば合理的であると判断している。

また、出展直後は成約したものの、その後の拡販がうまくいかないケースも考慮に入れ、成約後のフォローとして継続的にヒアリングを行うことは本出展を継続すべきか否かの意思決定にとって重要であり、可能な限り受注額などの金額ベースで測定ができるように進めることも費用対効果を測る上でより有用であるところ、財団は公表用の指標の枠外においてこのような視点での評価も行っていた。

具体的には、本事業に対する平成18年度の補助金3,658千円に対し、本年度の健康博覧会への参加企業は9社、成約実績は6件、初期成約金額は1,165千円となっている。

<経営革新に対する支援事業>…補助事業費20,552千円

本事業は、中小企業新事業活動促進法に基づいて作成した経営計画について知事が認定した「経営革新計画承認企業」等の経営改革意欲の高い県内企業に対し、産業振興財団の総合力をもって経営分析に基づく経営戦略構築および経営計画策定支援、並びに計画のブラッシュアップを行い、支援企業の目標達成に必要な課題抽出と解決策の提案を行うことを通じて県内企業の付加価値増大を図る事業である。

この事業は以下の3つのプロジェクトに分けて実施されている。

(1) 技術力・経営力革新支援事業…補助事業費8,515千円

経営革新意欲があり、県内産業振興への波及効果が高い県内製造業者等に対し専門スタッフおよび複数セクションの担当者で構成されるプロジェクトチームにより経営基盤強化、技術力強化を目的とした経営計画策定支援、計画実行支援を行うプロジェクトである。

当プロジェクトの遂行実績として産業振興財団は以下の数値を活動実績として報告している。

- 支援企業数105社 支援先巡回数1,207回 ⇄ 平成18年度支援企業數目標50社
- 支援企業の付加価値増加額 1,198百万円
- 食料品製造業経営革新セミナー開催 6回

(2) 経営革新企業フォローアップ事業…補助事業費1,946千円

経営革新承認企業及び経営革新に意欲的に取り組もうとする県内中小企業を巡回調査に

より抽出し、事業計画のブラッシュアップ、計画実行面でのアドバイス、コーディネート等のフォローアップを重点的に実施し、経営革新計画の実現に向けて支援を行うプロジェクトである。

当プロジェクトの平成18年度の活動実績は以下のとおり報告されている。

(調査対象企業)

業種	建設業	製造業	小売業	卸売業	サービス業	計
出雲地域	2	46	4	1	11	64
石見地域	0	20	1	1	6	28
計	2	66	5	2	17	92

(フォローアップ対象企業)

業種	建設業	製造業	小売業	卸売業	サービス業	計
出雲地域	1	39	4	1	10	55
石見地域	0	16	1	1	5	23
計	1	55	5	2	15	78

(3) 国際規格等取得支援事業…補助事業費10,090千円

企業の経営力および経営基盤の強化を目的に、ＩＳＯシリーズの認証取得に係る経費（審査登録費用、コンサルタント費用）を助成し、県内企業の国際規格認証取得促進を図るプロジェクトである。

当プロジェクトの平成18年度の活動実績は総相談件数83件に対し、以下のとおり報告されている。

- ・交付決定件数12件（交付決定額10,130千円）
- ・認証取得件数16件（交付確定額13,700千円） ⇄目標値30件

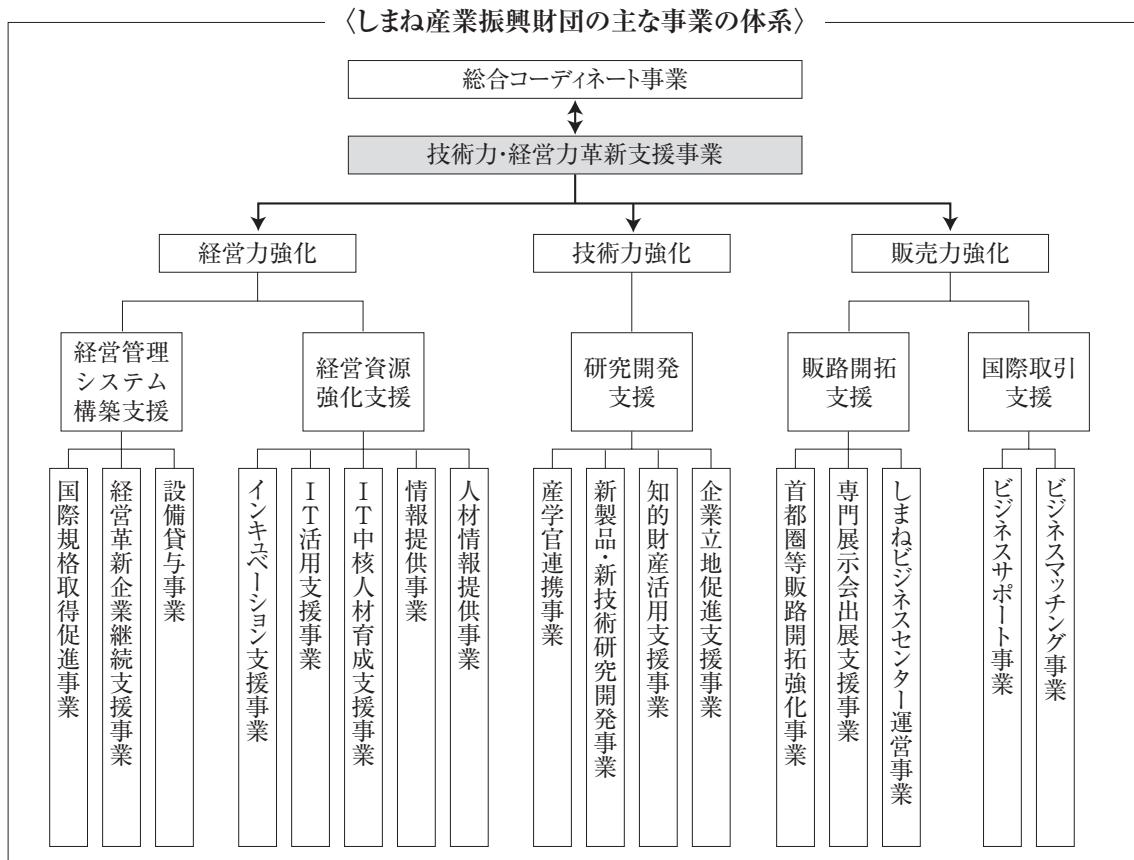
この上記（1）、（2）を合わせた効果の測定方法を金額ベースで把握できないか検討した結果、本事業が産業振興財団の支援サービス提供の総合管理的な役割を担う事業であることから、本事業単体の金額ベースでの評価は困難であり、「しまね産業振興財団管理費補助金」の評価指標である産業振興財団全体の付加価値増加額による評価に含めて評価することも合理的であろうと考えるに至った。

ただし、本事業単体の評価として、上述したような実績・目標管理は現在も個別に行っているため、これについては現在の管理手法を改善しながら継続していくことが必要であることは言うまでもない。

ここで本事業の総合管理的な役割とは、本事業が産業振興財団全体の有する種々支援事業（メニュー）をサービス横断的に必要に応じて計画に織り込み、適時に実行に移す役割を担っていることを意味している。

すなわち、本事業自体も支援対象企業の選定から始まり経営計画の策定やその実行支援を行っているため当然に付加価値を生む活動であると言えるが、その実行支援過程において

て、産業振興財団の有する種々事業メニューの計画・実施も含めて企業に提供するため、他の提供サービスによる付加価値増加分と分けて評価することができない性格の事業である。



このように考えて上記（1）、（2）のプロジェクトについては、金額的評価については産業振興財団全体の評価に包含させて把握するという手法も合理的との結論に至った。

上記（3）のプロジェクトについては、先述した（1）、（2）のプロジェクトとは性格が異なり、個別事業単位での金額ベースでの評価が可能となるところ、産業振興財団は交付決定件数や認証取得件数といった件数ベースでの評価を行っている。

このプロジェクトの目的が「企業の経営力および経営基盤の強化」にあるのであれば、対象企業（交付先）についてどの程度経営力がアップしたか、といった視点が評価の尺度に加味されるべきものと考える。

この事業目的にあるように、あくまでも ISO シリーズの取得は当プロジェクトの目的達成のためのツール（手段）であるところ、評価の尺度が「交付決定件数」などに設定していると、あたかも交付決定作業自体が当事業の目的であるかのような誤解を受けてしまいかねない。

従って、交付先企業の財務情報の入手やインタビューなどを通じて取得後の経営状況の変化に対する状況を定量的に把握し、評価する方法を考えるべきである。

＜販路開拓支援事業＞…補助事業費54,983千円

県内企業の優れた製品・技術の販路拡大のため、首都圏等の県外市場をターゲットとした企業マッチングおよび販売戦略等の助言を行うとともに、首都圏で開催される専門展示会への出展を行う事業である。

この事業は以下の3つのプロジェクトに分けて実施されている。

(1) 販路開拓強化促進事業…補助事業費20,938千円

県内企業の開発した製品・技術の販路拡大を図るため、伊藤忠商事(株)や生産技術・販路開拓アドバイザーと連携し、県内製造業と県外優良企業との包括契約・戦略的パートナーシップ構築を目指した取引の斡旋紹介、販売戦略についての助言を行う事業である。

これについて産業振興財団では「取引成立件数」を効果測定の指標とし、目標値50件に対して取引成立実績57件（コーディネート件数は327件）と報告している。またこのことから本事業については一定の効果があったとして平成19年度も引き続き伊藤忠グループ等との連携を継続して取引の斡旋を行うものと結論付けている。

この点、まず効果の指標として「取引成約件数」を設定していることについて、「取引」とは企業で言う「受注」を伴う取引であり、それは近い将来「売上」に繋がる「取引」をいうものと考える。そうであれば、件数と同時に金額ベースでの実績把握も可能であると推測されるため、件数と金額の両面で、或いは、金額／件数=一件当たりの金額というのも分析の対象として目標値化することも可能であり有効であると考える。

なお、この点について通査したところ、「金額／件数」という視点での計数化は十分に行えていないものの、平成19年度については金額ベースの把握をしており、また年度内においても四半期ごとに実績の把握と目標達成のための戦略見直し作業を行っており、件数あたりの金額を極大化する取り組みについて一部でなされていた。今後はその対象を広げる方向で進めていけば、この点についてクリアできる。

一方、この事業では企業間取引において発生する苦情・紛争に対して産業振興財団の顧問弁護士による相談事業も実施しており、その平成18年度中の相談実績は7件と報告しているが、この部分に対する効果の具体的な測定は成されていない。

このほか、取引適正化に関する法律等の周知を目的として、公正取引委員会および財団法人全国中小企業取引振興協会と共に「下請取引改善講習会」、「下請取引適正化推進講習会」を開催しており、「下請取引改善講習会」については29社・延べ56名の参加が、「下請取引適正化推進講習会」については48社・延べ77名の参加を得ている。

(2) 専門展示会等出展支援事業…補助事業費17,728千円

県内企業の開発した製品・技術等を、首都圏等で開催される国内最大級の専門展示会・見本市への出展により、県外発注企業と県内製造業の効率的な商談の場を提供することを通じて販路開拓を推進する事業である。

(平成18年度出展実績)

展示会・商談会名(会場)	会期	出展社数	成立件数
2006NEW環境展 (東京ビッグサイト)	H18年5月23日 ～5月26日	4社	27件
設計・製造ソリューション展 (東京ビッグサイト)	H18年6月21日 ～6月23日	1社	3件
機械要素技術展 (東京ビッグサイト)	H18年6月21日 ～6月23日	8社	6件
情報セキュリティEXPO (東京ビッグサイト)	H18年6月28日 ～6月30日	1社	8件
ウェステック展 (パシフィコ横浜)	H18年8月28日 ～9月1日	2社	2件
中国ブロック合同商談会 (メルパルク広島)	H18年9月5日	16社	3件
国際福祉機器展 (東京ビッグサイト)	H18年9月27日 ～9月29日	2社	5件
関西機械要素技術展 (インテックス大阪)	H18年10月11日 ～10月13日	9社	4件
計9展示会・商談会		43社	58件

(注) 健康博覧会2007は健康食品産業プロジェクトの負担であるため記載から除外している。

上記出展について、平成18年度の目標取引成約件数が50件と設定していたため、成立件数ベースの達成率は128%ということになる。

この事業についても販路開拓が目的であることから、成立件数ベースの目標設定は一定程度合理的であるといえるが、可能な限り金額ベースに目標設定を置きなおす視点が必要と考える。

この点について質問したところ、下記のような把握の仕方なら可能であるとの回答を得ている。

展示会・商談会名（会場）	出展件数		成立件数		H18年度（金額：千円）		
	H17年度	H18年度	H17年度	H18年度	投 資 コスト	成立金額	効果倍率
2006NEW環境展 (東京ビッグサイト)	6社	4社	29件	27件	4,378	109,839	25倍
設計・製造ソリューション展 (東京ビッグサイト)	1社	1社	0件	3件	860	48,170	56倍
機械要素技術展 (東京ビッグサイト)	9社	8社	5件	6件	5,020	5,904	1.2倍
情報セキュリティEXPO (東京ビッグサイト)	-	1社	-	8件	644	7,788	12倍
ウェステック展 (パシフィコ横浜)	-	2社	-	2件	1,654	3,350	2倍
中国ブロック合同商談会 (メルパルク広島)	23社	16社	0件	3件	-	980	-
国際福祉機器展 (東京ビッグサイト)	5社	2社	7件	5件	3,456	980	0.3倍
関西機械要素技術展 (インテックス大阪)	9社	9社	5件	4件	4,420	2,199	0.5倍
計9展示会・商談会		43社		58件	20,432	179,210	9倍

(注)投資コストは、直接紐付けできる「小間代+装飾費+旅費」を計上し、成立金額は出展企業へのヒヤリングを基にしている

このような把握が可能であれば、成立金額は初期段階のものであったとしても直接的な効果を金額ベースで測定することができ、後々の展示会出展戦略にも活かすことができるため、情報の有用性は高いものと考える。

(3) しまねビジネスセンター運営事業…補助事業費16,317千円

販路開拓および研究開発を目的に首都圏に新たに進出を希望する県内企業に対し、首都圏での橋頭堡としてもらうため、安価なレンタルブースを提供し、本格的な進出の初期段階を支援する事業である。

当センターの入居契約は1年更新（最長3年まで延長可）であり、更新時に利用状況調査を行って入居企業の首都圏での活動状況および成果（取引成約件数、契約金額）等の調査を行っている。

この点、本事業の目的が「首都圏での販路開拓」にあることのみを考慮すると、効果の指標として「取引成約件数・契約金額」を捕捉していることに一定の意義は認められるが、本来的には自助努力で行うべき首都圏販路開拓について補助金が拠出されていることを考慮に入れると、より「公益上の必要性」の視点も加味した成果指標の採用を考慮する余地があるものと考えられ、この点については検討余地が残っている。

また、当センターの現状に目を転じると、往査日現在で空室が発生している状況にある。
(ただし平成20年1月末では満室となっているとのことである。)

《しまねビジネスセンター東京》…東京都港区新橋2丁目ランディック第3新橋ビル

ブースの種類・数		企業名	状況	業種
長期貸出	2人用	1室	空室	—
	1人用	5室	A社	11/22退去 食料品等の加工販売
			B社	継続使用中 経営コンサルタント
			C社	12/1入居 省力化機械製造業

上記の入居状況だけを考慮すると、平成18年度実績で16百万円もの事業費をかけて本センターを維持すべきかについては疑問が残る。

ただし、このセンターは先の販路開拓強化促進事業などのサービス提供拠点としても使用されていることから、一概に施設の利用状況だけでその有効性を計ることはできない。

このような事業こそ早急に公益上の必要性の視点を含めた合理的な尺度で効果の測定を定量的に行い、継続か撤退かを慎重に見極める必要がある。

なお、事業費16百万円の内、事務所やコピーの借料、清掃委託などの管理費が14百万円程度支出されている。これに対し、利用企業からの賃料収入等は約1百万円あまりとなっている。

<ベンチャー企業等支援事業>…補助事業費1,357千円

具体的な事業計画をもつ起業家に対し、事業計画の立案・達成支援、事業推進に必要な企業家間ネットワークの構築支援、ならびに安価な事業場所の提供等を行うことにより、起業家の自立化を支援する事業である。

(1) インキュベート支援事業

創業期の企業や新分野進出を目指す企業等に安価な事業場を提供し、あわせて入居企業等に密着した支援を行う事業である。

またその一環として、経営者として必要な知識や心構えを習得してもらい自立を促すため、セミナーを実施するとともに（セミナー開催2回、受講人数延べ15名）、内部人材による個別に事業計画のブラッシュアップを行っている（個別対応実績28社）。

この事業の効果測定の尺度として産業振興財団は、対象企業（インキュベーション入居企業）の事業計画達成率を採用し、目標値を事業計画達成率=80%としている。

<インキュート支援施設>

種類	概要	対象	室数	18年度末入居者数	18年度新規入居者数
シェアードオフィス	パーテーションで仕切った小スペース空間	創業者等（新創業者、創業後5年以内の事業者ほか）	6ブース	3ブース（2社）	1社
インキュベーションルーム	10坪弱の独立した部屋		14室	13室（13社）	5社
レンタルオフィス	15坪弱の独立した部屋	事業者等（研究開発型企業、ソフト産業ほか）	13室	7室（6社）	2社

18年度の実績として、上記のインキュベート支援施設の中のインキュベーションルーム入居企業13社のうち5社が事業計画達成として収益計上に至ったとし、達成率を39%（5社／13社）としている。

従って目標の達成には至らなかったわけであるが、その理由の分析を個別に行って次年度の計画遂行に役立てている状況にある。

以下、効果の測定については下記（2）と合わせて後述する。

（2）創業スペース支援事業

創業期の企業の立ち上がりを支援するため、起業の場となる研究室、工場、事務室等の賃料に対し、補助金を交付している（新規採択は平成17年度で終了）。

平成18年度は過年度からの継続支給分として6社に対し合計1,063千円の補助金を交付しているが、これについての効果の測定は特段なされていない。

本事業の支出負担は、大きく上記2つのプロジェクトに対して投じられている。

効果の測定は部分的には行われているものの十分な内容とはいえず、金額での把握という視点も抜けている。

また、両プロジェクトの目指す「起業家の自立」という目的は共通であることから、両事業を一体として評価する方法が可能かどうか検討する余地は残されており、例えば、全てのインキュベート支援企業を対象として個別に付加価値を測定して合計する方法など、金額ベースで把握でき、かつ可能な限り対象を網羅的に効果測定に盛り込む方法の採用が好ましい。

＜中小企業情報化推進事業＞…補助事業費3,928千円

企業活動を支援するための情報提供を行うとともに、企業の情報化（IT経営）を促進するため、IT人材の育成およびIT活用に意欲のある企業に対する個別IT経営支援を行う事業である。

この事業は以下の2つのプロジェクトに分けて実施されている。

（1）情報提供事業…補助事業費881千円

産業振興財団のホームページやメールマガジンにより、産業振興財団や国、県等の支援施策などの情報提供を行うとともに、しまね企業HPナビにより県内企業の情報発信を支援し、県内企業の情報化促進を行う事業である。

産業振興財団はこの効果の測定を「高満足度利用者率」で測定しており、平成18年度の目標値として高満足度利用率80%に対し、実績値73%であったことを報告している。

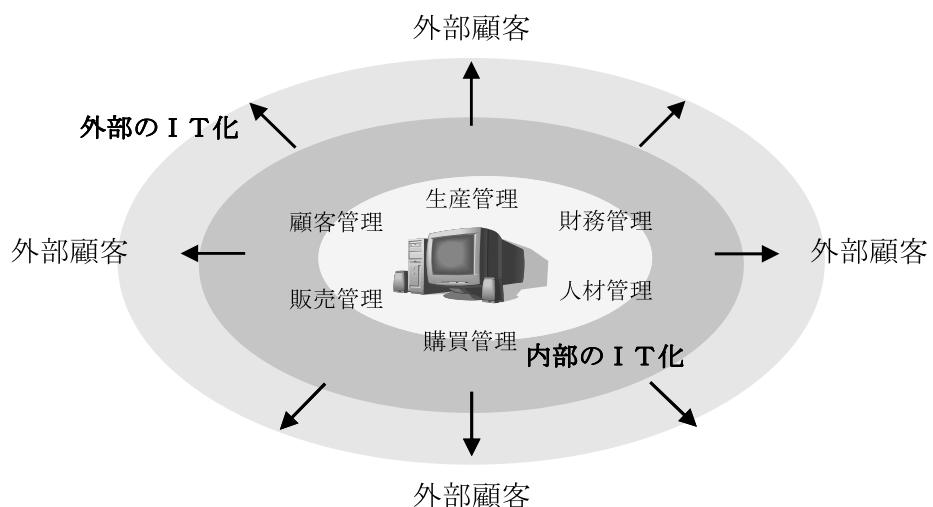
この事業については、定量的、さらには金額的な把握が難しいため、また支出額も僅少であるため、産業振興財団の実施している効果の測定尺度として合理的と判断した。

ただし、H P閲覧数（平成18年度実績129,785件）、メールマガジン「アシスト」購読先数（平成18年度実績2,598件）、さらにはビデオ貸出延べ件数（平成18年度実績104件）も高満足度利用率とあわせて継続的にウォッチし、プロモーション手法を常にプラスアップする視点が必要と考える。

（2）IT経営支援事業…補助事業費3,047千円

県内企業が「IT」を効果的に活用できるように、アドバイザーを活用した個別支援や、ウェブ専門講師によるウェブサイトの効果的活用方法についての研修を行う事業である。

この事業は、ITコーディネータにより企業内部の問題である生産管理や販売管理などにITを活用する手法を指導・支援する事業（内部のIT化）と、ウェブを用いて企業外部の顧客への販売を効果的・効率的に行う手法を指導・支援する事業（外部のIT化）の2本立てとなっている。



上記の内部のIT化について、産業振興財団では平成18年度実績として支援企業数を3社、また外部のIT化支援策として「Web再活性化塾」の開催回数6回、参加企業数9社として報告している。

そして効果の測定について、当該事業単体での金額ベースによる効果測定は困難とし、産業振興財団全体の付加価値増加に寄与する一要素として、全体の効果測定に含めているとのことであった。

これについて、確かに内部のIT化については、直接企業の付加価値を増大させるものではなく、間接的に企業経営に寄与する性質のものと理解できるが、外部のIT化については少なくとも各参加企業個別の追跡調査により把握可能と考える。

従って、総論的には産業振興財団の考え方も理解できるが、各論については、個別に金額ベースでの効果測定が可能なものについては個別に測定尺度を設定し、効果を測定すべきである。

＜産業振興支援体制の整備＞…補助事業費33,363千円

産業振興財団の内部人材の教育・研修、または外部人材の確保を通じて、支援能力を高める活動である。

この活動は以下の2つのプロジェクトに分けて実施されている。

(1) 産業振興財団自主企画事業…補助事業費6,228千円

産業振興財団内部の人材に対して教育・研修を行うことを通じて産業振興財団自体の支援能力向上を図る活動である。

本活動は、産業振興財団全体の能力向上を目的として行われるものであるから、その効果の測定は産業振興財団全体の能力がどの程度向上したか、によって測定されるものと考える。

従って、一義的には、例えば各種資格の取得者数や研修受講満了者数などが考えられるが、産業振興財団はさらにこの活動の目的合理性を考慮し、効果の測定の尺度として、「高満足度利用者率」を採用し、後述（2）の総合コーディネート事業による「高満足度利用者率」と合わせて評価している。

この点、本活動が財団理念追及のために支援能力向上を直接的に向上させる活動であることから、産業振興財団全体の目標である「付加価値増加額」に合わせて評価することも考えられるが、可能な限り事業費個別でも効果を測定しようとする姿勢は好感が持てる。

従って以下の（2）と合わせ、具体的な数値について検証する。

(2) 総合コーディネート事業…補助事業費27,135千円

県内企業の総合相談対応窓口として各種相談に対し回答、マッチング等を行うとともに、経営革新を意欲的に取り組む企業、起業家の経営計画達成に向けて重点的な支援を行うため、内部の人材で賄い切れない人的資源を確保し、産業振興財団の第一義的な窓口として個別対応を行う事業である。

（1）の財団自主企画事業による内部人材の能力開発と合わせて、産業振興財団全体の支援能力アップを通じて支援企業等の要求に資することを目的とした事業であるといえる。

ちなみにこの事業の（2）外部コーディネータや（1）内部人材に対する人的コスト負担については、この事業における窓口対応活動にのみ費消されるわけではなく、例えば経営革新に対する支援事業に従事する人材や、产学官連携促進事業に従事する人材等、他の事業活動にも費消されているものである。

従って、これらを包含した評価の尺度が必要となるところ、産業振興財団は全ての個別対応相談企業を対象としたアンケートを実施し、「高満足度利用者率」を評価の尺度として採用している。

産業振興財団としての高満足度利用者率の平成18年度目標値は80%であり、同期の実績

は81%（アンケートの有効回答数431件に対し、満足度が高かった回答数349件）であった。

本事業に対する金額ベースの効果の測定をどのように行うべきか検討したが、本事業が県内企業の相談窓口としての活動を主体とすることから、本事業単独での評価は難しいものと思われる（経営革新に対する支援事業の図「しまね産業振興財団の主な事業体系」を参照されたい）。これは本事業が、産業振興財団の支援メニューを提供して支援活動を始める（始めないという選択肢もある）一つの出発点としての機能を担っていることによる。

従って仮に本事業を金額ベースで評価するなら、本事業を出発点として支援するに至った企業等に対する個別支援メニューの評価に含められることが考えられるが、これを個別企業別、個別支援メニュー別にマトリックス的に評価するのは実務上煩雑で困難と思われる。

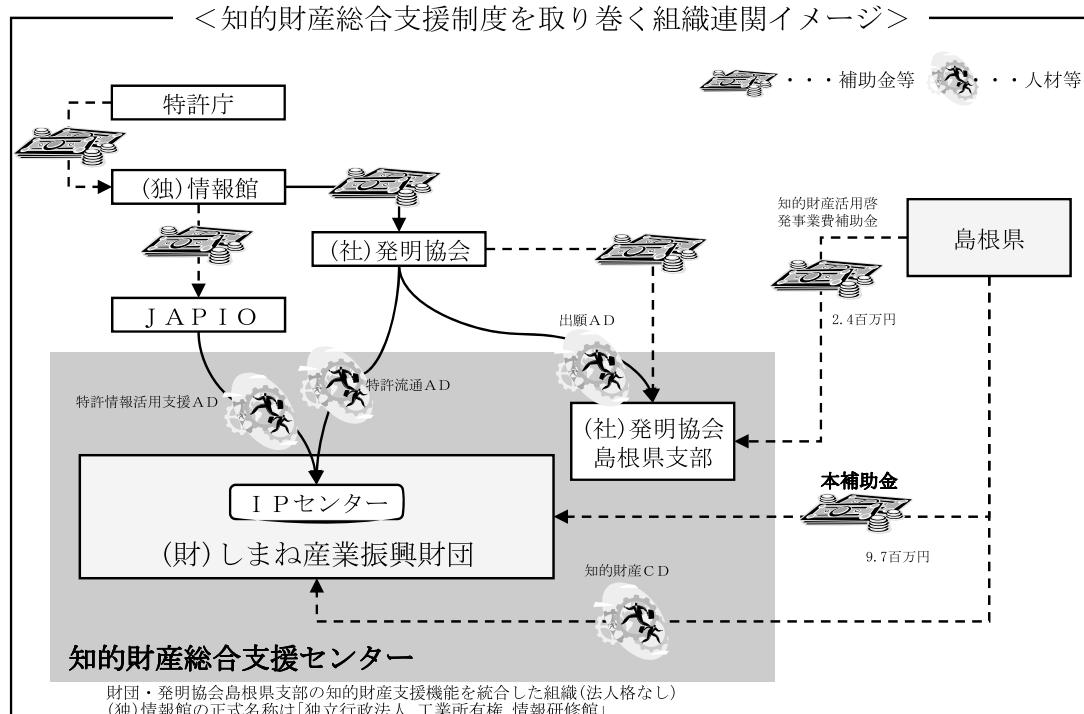
いずれにしても本事業活動を含めた産業振興財団全体の評価には含まれるものであるため、本事業個別の評価は上述した産業振興財団の行っている「高満足度利用者率」による評価が現実的かつ合理的であるものと判断した。

<知的財産活用啓発事業>…補助事業費9,718千円

知的財産コーディネータ（以下「知的財産CD」という）、特許流通アドバイザー（以下「特許流通AD」という）、特許情報活用支援アドバイザー（以下「特許情報活用支援AD」という）を配置し、社団法人発明協会島根県支部と連携して「しまね知的財産総合支援センター」として県内企業の知的財産に関する総合的な支援を実施する事業である。

しまね知的財産総合支援センターは、県内中小企業等の知的財産に関する総合的な相談、支援窓口として、県内企業の「知的財産部門」として利用してもらうために設置された組織である。

それぞれの専門家や補助金の相関については、以下の図のようになっている。



この事業は、県内企業がその保有する知的財産を活用し、或いは他社の保有する知的財産を活用して付加価値を生み出すことを手助けすることを目的としている。

この事業について産業振興財団は、県内企業が知的財産を活用して成約した件数をその効果の指標として採用しており、平成18年度については目標値20件に対し、実績値21件として評価している。なおこの目標値は、特許流通A Dの出身母体から課せられた目標値を参考に設定されている。

この評価指標について、本事業を県内企業の付加価値増大を目標としていることに対する目的合理性は一定程度担保されているものと考える。ただし、測定の方法として、件数のみの把握ではなく、成約金額ベースで把握できるものなら、そのように把握する方法が取れないかどうかの検討余地はあるものと考える。

＜产学研官連携促進事業＞…補助事業費10,338千円

技術コーディネータ（以下「技術C D」という）、技術アドバイザー（以下「技術A D」という）を配置し、企業の意欲的な技術ニーズの発掘や大学・高専・公設試験研究機関等における研究シーズとの共同研究のコーディネートを行う事業である。

この事業における支出の殆どは技術C D、技術A Dの入件費支出であり、彼らの「目利き」により产学研官のコーディネートの成立を通じて県内産業の高度化・新産業の創出を支援することを目的としている。

この点を踏まえ、産業振興財団はコーディネート件数を本事業の効果測定の指標としており、平成18年度目標コーディネート件数30件に対し、実績値91件として評価している。その上で当期の大幅超過達成について産業振興財団は、前期までで大型案件の処理が終わり、当期はC D、A D共に新規案件を手懸ける余裕ができたことによるものと分析している。

「効果の測定は金額ベースで行うべき」という基本スタンスは当事業においても変わらないが、この事業自体の目的が、「官・学」の研究シーズの探索と「産」の事業ニーズとのマッチングを通じた事業化にあることは留意する必要がある。

つまり、本事業が短期的ではない中長期的な県内企業の「高度化」等による付加価値の継続的な増大を目的とし、それを近くない未来の「事業化」を通じて具現化することをイメージしていること、さらにその「事業化」には通常、ある程度の時間を要することも考慮に入れると、単年度で金額的指標を用いた効果の測定は困難であるものと考えるに至った。

さらに収益獲得までの道のりが遠いエリアに関する事業であるという性格上、その事業が結実することに対する不確実性も通常の事業より多く含んでいると言える。

従ってこの事業においては、件数ベースの目標設定による評価が合理的と判断するに至

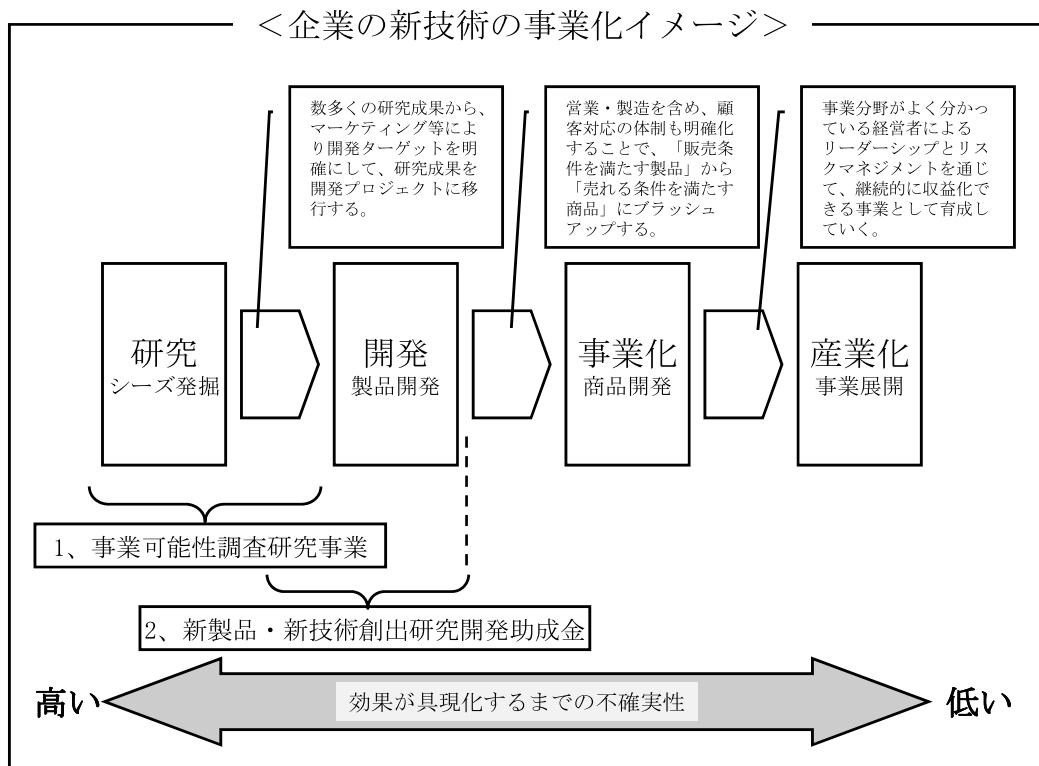
ったが、金額ベースでの把握が困難な分、より高度な知識を有する技術者等により、神経質に事業の推移・経過を見守る必要があるものと思われる。

＜新製品・新技術創出助成事業＞…補助事業費21,096千円

県内企業の競争力強化を図るために、新製品・新技術創出に向けた「1. 事業可能性試験」、「2. 新製品・新技術創出研究開発」に対して助成を行う事業である。

この事業は、最終的には県内の民間企業による事業化の種を開発することを直接的な目的としているため、产学研官連携促進事業と同じように長期的な視点が欠かせない上、基礎研究がその助成対象となっている性格上、事業の対象として選定したとしても最終的に事業化まで至らない場合も想定される不確実性を含んだ事業であるといえる。

本事業のターゲットとしているエリアのイメージを図示すると下のようになる。



1 の事業可能性調査研究事業（事業可能性試験に係る費用の一部を助成する事業）については、シーズの発掘を含む基礎研究がその事業対象となるため、効果の測定を金額ベースで、しかも単年度で把握するのは事実上不可能であるといえる。

また 2 の新製品・新技術創出研究開発事業についても、基礎研究をどのように事業化の種として具現化するかについて探求を行う事業であるため、効果として具現化するまでにはまだ相当程度時間を要するものである。

従って、これらの点を踏まえ、当該事業単体での効果の測定は困難と判断した。

なお、産業振興財団の採用している当該事業の効果の測定尺度は研究開発計画の達成者率であり、対象とした研究開発の開発計画についてその達成度合いにより評価をしている（平成18年度達成者率実績100%（目標値80%））。

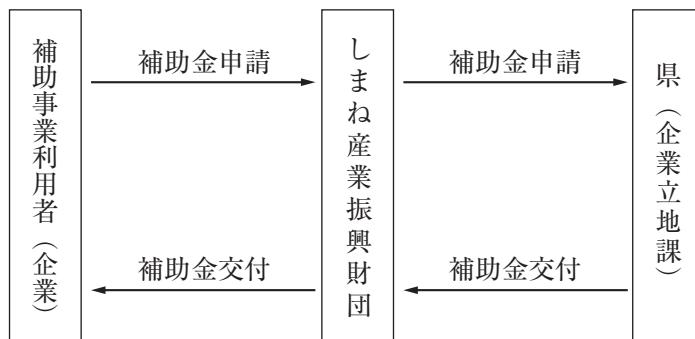
これについて、産業振興財団の個別事業に対してなんらかの方法で評価を試みる姿勢は評価に値すると考えるが、対象の設定等に恣意性が入り込む余地があるため、どの程度当該数値設定に意味があるのかは判断しかねるところである。

四、企業立地課→産業振興財団

I. 情報通信費補助

1. 概 要

産業振興財団は、利用者から補助金の交付申請を受け、これに対して補助金交付決定を行い、一方で県に対して情報通信費補助金交付申請を行う。



当該補助金の産業振興財団から利用者に対する交付実績は以下のとおりである。

(単位：千円・件)

		H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
高速通信経費 利用費補助金	金額	8,266	17,566	26,650	27,374	24,619
	件数	3	5	6	6	6
通常通信経費 利用費補助金	金額	2,923	4,302	5,255	4,477	3,810
	件数	10	13	12	10	7
合 計	金額	11,189	21,868	31,905	31,851	28,429
	件数	13	18	18	16	13

2. 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は発見していない。

【効果の測定とフィードバックについて】

産業振興財団においては、その主たる活動が企業の支援であることから、事業活動によ

る成果の事後検証を、企業の経営状況が向上しているか否かという視点で行っている。そして、産業振興財団では、この経営状況の向上の有無を、支援や補助を行った企業から入手した決算書をもとに、付加価値（＝減価償却費十人件費十営業利益）の増減という指標により判断している。ただ、産業振興財団としては、各種事業の成果を総合的に検証するために付加価値の増減の把握を行っており、情報通信費補助事業について単独で補助金交付による効果の有無を検証しているわけではない。

以上について検討した結果、以下の結論に至った。

本補助金の目的は「本県産業の高度化及び新産業の創出を図り、もって定住の促進に寄与すること」であるところ（前記企業立地課の情報通信費補助金の項目参照）、産業の高度化については、その達成度を付加価値の増加により判断することも可能と考えられ、産業振興財団が行っている事後検証には合理性が認められる。

一方、新産業の創出については、これと付加価値の増加とが整合しているとはい難いことから、この点についての検証がなされているとはいえない。しかしながら、新産業を創出することは容易でなく、補助金を交付することにより島根県内において定期的に新産業が創出されるとは考え難いことから、新産業の創出の達成度を定期的に検証すること自体がそもそも困難といえる。なお、事例としては、島根県で新たな業種であるコールセンターが誘致され、当該企業に対して本補助金が交付された例がある。

さらに、定住の促進についてであるが、定住の促進には、企業の新規誘致という側面と、県内企業の撤退防止という側面があると考えられる。このうち、企業の新規誘致については、県の企業立地課の業務であり、産業振興財団は誘致状況を検証すべき立場にない。一方、撤退状況であるが、これまでに本補助金の交付を受けた企業で島根県から撤退した企業はないとのことである。

なお、本来であれば、産業振興財団が行っている各種事業について、個々にその効果を検討することが望ましいが、情報通信費を補助したことが、それ単独で利用者の経営状況にどのような影響を与えたかを抽出して把握するのは困難であり、各種事業の効果を総合的に検討することもやむを得ないものと考える。

五、経営支援課→産業振興財団（貸付金）

I. 設備資金貸付事業・設備貸与事業（国補事業、県単独事業）に係る貸付金

1. 概要

設備資金貸付事業は、県が国から無利子で貸付を受け、県から産業振興財団に無利子で融資（経営支援課の小規模企業者等設備資金貸付金）された資金を原資として、産業振興財団が、創業者及び原則として従業員20人以下（商業、サービス業は5人以下）の小規模

企業者の設備導入に要する資金の一部を融資するものである。なお、設備資金貸付事業は、利用者の減少に伴い、平成19年度から中止されている。

設備貸与事業は、県内企業の経営革新及び小規模企業者等の創業、経営基盤の強化に必要な設備を、産業振興財団が代わって購入し、長期かつ低利での割賦販売を行うものであり、県が国から無利子で融資を受け、県から産業振興財団に無利子で融資（経営支援課の小規模企業者等設備貸与資金貸付金）された資金を原資の2分の1、金融機関から有利子で融資された資金を原資の残り2分の1として、産業振興財団が、創業者及び従業員20人以下（商業、サービス業は5人以下）の小規模企業者に設備の割賦販売を行う国補事業と、県から産業振興財団に無利子で融資（経営支援課の県単中小企業設備貸与資金貸付金）された資金を原資の2分の1、金融機関から有利子で融資された資金を原資の残り2分の1として、従業員300人以下（卸売、サービス業は100人以下、小売業は50人以下）の中小企業者に設備の割賦販売を行う県単独事業がある。

小規模企業者等設備導入資金助成法施行規則1条1項では、設備資金貸付事業及び設備貸与事業の利用者を、①一般金融機関から資金または設備の設置等に要する資金の融通を受けることが困難であり、かつ、②当該資金の償還または譲渡、貸付、提供の対価の支払の見込みが確実と認められる者としており、いずれの事業も、経営革新意欲のある県内中小企業の事業計画達成に必要な設備投資を本事業を通じて実施させ企業の経営基盤強化を支援することを目的としている。

各事業について、産業振興財団の貸付・貸与実績は、以下のとおりである。

（単位：千円）

		H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
設備資金貸付事業 (貸付件数)		323,900 (3)	236,800 (34)	413,500 (34)	80,600 (10)	12,100 (2)
設備 貸与 事業	国補事業 (貸与件数)	538,060 (51)	372,620 (35)	277,750 (36)	230,570 (28)	80,500 (7)
	県単独事業 (貸与件数)	85,070 (5)	470,170 (27)	349,220 (16)	236,100 (17)	23,410 (1)

2. 監査の結果及び意見

設備資金貸付事業及び設備貸与事業において、平成14年度から平成18年度について監査を実施しており、以下の点を除いて、特に問題となる事項は発見していない。

なお、監査の過程で気づいた以下の2点を付記しておく。

（1）設備資金貸付事業及び設備貸与事業の利用者は、平成16年度以降、急減している。この原因として、本制度が想定している主たる対象者である小規模企業者（従業員20人以下）や創業者の設備投資意欲が停滞、減退したことが大きく影響している。しかしながら、かかる要因だけでなく、条件付で設備貸与制度の対象となる従業員50人以上の企業

の制度受付要件を必要以上に厳格に取り扱っている部分も見受けられた。

これについて、設備貸与事業等を行うことによって意図していた目的を達成するためには必要であれば、可能な範囲で貸与条件の緩和などを検討すべきであるところ、産業振興財團は、平成19年度に貸与条件の見直しなどの対応を行っている。

産業振興財團としては、設備貸与事業等の現状を適時に把握し、制度目的の達成のため、その都度外部環境に適合した制度構築を検討していくことが望まれる。

(2) 平成18年度において、正常先及び要注意先の貸付先のうち、実質破綻先ないし破綻先となった貸付先の割合を検討したところ、割合としては市中金融機関に比べて低率であると思われ問題はなかった。ただ、これまでの貸与先の破綻事例を検討したところ、貸与実行から1年や1年半といった短期間で法的整理などの倒産状態に至ったような問題事例も過去には数件見受けられた。将来、貸与先が支払不能に陥るなどの事故の発生を貸与時に的確に予測することは容易ではないが、産業振興財團には、専門的知識を有する職員が多数在籍し、また、設備貸与審査委員会及び内部検討会も設けられており、今後も専門的知識を駆使して、的確な審査・事後指導を行うことが望まれる。

【指摘事項①】

産業振興財團は、現在、債務者を破綻の可能性に応じて5段階で区分（債務者区分）し、その上で、当該債務者に対する債権について、担保や保証の状況から回収可能性を判断して4段階で分類（債権分類）している。このような管理がなされることになったのは、産業振興財團の債権管理規程が改正され施行された平成16年12月28日からであり、それまでは債権分類のみが定められ、管理が行われていた。

これについて、産業振興財團内部の債権管理の書類を閲覧したところ、書類の様式の点で、債務者区分を前提とした債権分類という事務運用が不十分との印象を受けるところがあった。その根底には、現在の運用となってから年月が経過しておらず、未だ債権分類の基礎に債務者区分があるとの意識が完全に浸透していないことがあるのではないかと思われる。債権分類は債務者区分を前提に担保や保証を考慮したもので、たとえ担保権の実行や保証人に対する請求により将来的に回収が見込まれるとしても、十分に債務者区分を意識した上で債権分類を行い管理する必要があり、現在の運用を徹底されたい。

また、産業振興財團においては、債権管理規程が作成されているが、債権管理規程においては、形式上の要因による債務者区分を前提としながら、実質判定項目に従い実質区分を行うとの規定がある。これについて、管理に使用されているシート上では、最終的に区分された債務者区分のみが記載されており、実質判定が行われたのか否かが一見して判断できない。このため、債務者区分の記載を、例えば、左右2つの欄を設けて実質判定前の区分（形式区分）と実質判定後の区分（実質区分）を併記するなどすれば、実質判定が行

われたことがすぐにわかり、第三者による確認などの際にも、実質判定の妥当性を検証する必要があるなどといった判断が容易になる。

【指摘事項②】

1つの債務者に対して複数の貸与がなされている場合、債務者区分は延滞状況などから判断されるため、1つの債務者に対する各債権の延滞状況が異なる等の事情により債務者区分の判断結果が異なる可能性がある。そして、このような場合には、平成18年度から最も低い（貸倒リスクが高い）区分にあわせており、企業名ベースでの名寄せはできている。

しかしながら、親子会社間など、相互に連帶保証をし合っている場合が多い事案であっても、これらを一体とした名寄せは行われていない。例えば、親子会社であるA社とB社が相互に連帶保証をし合っている場合、たとえA社の債務者区分が正常先であっても、B社が破綻すれば、これによりA社も破綻することが十分考えられる。産業振興財団では、ある貸付先について、システム上「連帶保証人」で検索すれば連帶保証人の一覧が出るようになっているものの、これら一体として管理すべき集団についての名寄せは行われていない。このため、これら一体として管理すべき集団としての名寄せも行った上で、かかる集団においては、集団に属するすべての貸付先の債務者区分を、当該集団でもっとも低い（破綻の可能性が高い）貸付先の債務者区分に合わせる必要がある。

【指摘事項③】

現在、決算書の数値を前提に債務者区分を行う場合、原則として貸付先が提出した決算書の金額を修正せずにこれを用いている。決算書の金額から、減価償却不足額、貸付先の滞留債権額、役員への貸付金などの修正を行わなければ、貸付先の眞の財務状態を判断することができず、これらの修正を行った後の実質自己資本で判断すべきである。

【指摘事項④】

設備資金貸付及び設備貸与にあたっては、各案件について、従前から、商工中金、中小公庫、国民金融公庫、保証協会、島根県産業技術センター、県経営支援課長の6者で構成されるしまね産業振興財団設備貸与審査委員会（以下「設備貸与審査委員会」という。）の審査を受けることになっていたが、平成16年度からは、これに加えて、産業振興財団の専門支援スタッフ（専門員）、金融機関OBの職員、調査担当職員で構成される内部検討会の審査を受けることになっている。

これら設備貸与審査委員会及び内部検討会の議事録は、保管期間が審査から3年と定められており、保管期間が経過すると順次廃棄されている。しかしながら、審査の対象となった案件の貸与期間は、3年よりも長いものがほとんどであり、貸与期間中に当該案件の

審査関係資料が廃棄されることになる。このため、平成16年度からは、設備貸与審査委員会及び内部検討会の議事録の写しを審査の対象となった個別案件のファイルに綴る処理がなされている。

これについて、平成18年度に実行された設備資金貸与及び設備貸与（国補事業、県単独事業）全10件の個別案件のファイルを確認したところ、うち1件について設備貸与審査委員会の議事録の写しが、うち2件について内部検討会の議事録の写しが、それぞれ綴られていなかった。設備貸与審査委員会及び内部検討会の議事録は、貸与期間中に廃棄されてしまい、個別案件ファイルに綴っておかなければ、将来、当該案件について問題が発生しても審査の経緯を確認できなくなるため、当該処理を徹底されたい。

【指摘事項⑤】

内部検討会において、否定的な意見が出されたものの、最終的に貸与が実行された案件について、個別案件のファイルに綴られている記録上、いかなる経緯で最終的に貸与可と判断したのかが明らかでないものが見受けられた。これについて、パソコンのデータ上は、最終的に貸与可と判断した調査の経緯が残されているとのことだが、個別案件ファイルの記録上も、いかなる経緯で貸与可と判断したのかがわかるようにしておくことが望ましい。

3. 平成12年度包括外部監査指摘事項に対する対応状況

産業振興財団の設備資金貸付事業及び設備貸与事業は、平成12年度に「(財)しまね産業振興財団における貸付業務等」のテーマで包括外部監査の監査対象となっている。

平成12年度包括外部監査における指摘事項については、以下のとおり、対応がなされている。

【指摘事項】設備貸与事業に関して、全国統一の電算システムにより管理されているが、回収・残高管理等については別途パソコンにより管理されている。

⇒ 平成14年度に電算システム化の処理を行い、平成15年度から運用されている。このシステムにおいては、複数の貸与について、企業別に集計可能となっている。

【指摘事項】新規創業の貸与先につき、貸与決定にあたり四半期毎の試算表の提出を義務づけたが提出されていない。

⇒ 平成18年度に実行された新規創業の貸与先の事例について、定期的に試算表の入手がなされていた。

【指摘事項】審査会資料に重要なコメントの記載がなかった。

⇒ 審査会の議事録が作成されており、平成16年度から個別案件のファイルに写しが綴られている。

【指摘事項】貸与後に設備貸与利用状況報告書の提出にあわせて決算書の提出を義務づけるべきである。

⇒ 貸与後に決算書の入手がなされている。

【指摘事項】貸倒引当金の設定基準が明確に定められていない。

⇒ 平成15年度に債権管理規程が作成され、明確に定められた。

【指摘事項】外部から導入した人材の活用について。

⇒ 平成16年度に内部検討会を設置し、平成17年度からそれまで1人であった金融機関O Bの職員を2人に増員している。

第5章 監査を終えて

以上、商工労働部（労働政策課を除く）の補助金・貸付金についての監査を通じて監査人が感じた心証について記載する。

まず、補助金についての事務執行上の手続きに関しては、一部支出負担行為の遅れ等処理上のケアレスミスはあったとしても、基本的には定められた手続き（統制手続も含め）に則って適正に処理されているという印象を持った。ただし、一部について以下のような重要なと考えられる問題点を発見している。

- 要綱等により、一部の補助金（補助事業）について、その補助（事業）目的が明確かつ適切に設定されていないと思われるものがあった。
- 補助対象事業（活動）、もしくは補助対象経費を限定している補助金（事業）について、実績報告書等により厳格にその範囲内となるか否か等についてチェックすべきところ、証跡等をレビューした限りではそのチェック状況について不十分なものがあった。

要綱等により補助金の目的が適切に設定されていないという問題については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条に明確に定めることが規定されていることから、法令順守上の問題が生じる上、補助金が「第1章 第5 特定の事件を選定した理由」に記載したような他の費目にない特質を持つことから「公益上の必要性」について疑義を抱かせる原因となる。

また、実績報告書等による事業実施後検査（チェック）状況について厳格に実施されていないものを発見すると、統制ルールとして規定化されている検査（チェック）体制が形骸化しているのではないかという疑念を抱く要因となる。

次に、貸付金については、県が市中金融機関に貸付原資を預託するものと、県が直接貸し付けるものがある。そして、県が直接貸し付けるものについては、「債務者管理」や「債権管理」など、通常、貸付事業について求められる事務管理手続が必要となり、原資を預託する貸付については、通常の「債務者管理」や「債権管理」などの手続とは別の事務管理手続が必要となる。

この点について県が原資を預託するものと、直接貸し付けるものについて、監査人が把握した本質的な問題点は以下のとおりである。

- ・県が原資を預託するものについては、原資を負担しているにも拘わらず、県は事実上、融資の認定等の重要な局面に係ることができない。その一方で、制度によっては、融資先が破綻した場合の損失リスクについて、保証協会の損失分を補償する形で負担している。
- ・県が直接貸し付けるものについては、市中金融機関と同様に「債務者管理」や「債権管理」などが必要となるが、現行の債権管理マニュアル上、これらの管理に十分といえない部分が認められる。

また、補助金についての「効果の測定とフィードバック」という視点についてであるが、効果測定が不十分である補助金が相当数見受けられ、中には効果測定の前提となる補助金交付の目的設定の段階でそもそも問題がある補助金が見受けられた。

補助金は、反対給付を求める金銭の交付であることから、合理的な目的がなければならず、また、その目的に照らして十分な効果を挙げることが厳格に求められる。このため、「補助金の目的が不明確」である点については、前述した事務処理上の問題点としての意味合いと共に、「効果の測定とフィードバック」の視点からも特に問題になる点を考慮されたい。

さらに、補助金の補助金交付による効果の測定は、上記補助金の性質から当然に必要とされるものである。本監査における上記結果によれば、これらの点について、まだ十分に意識されていないのではないかという印象を持った。

行政評価の仕組みが制度化され、徐々にその事業に対する費用対効果についての意識付けは浸透しつつあるという現状にも拘わらず、個別詳細に外部の目から考察すると不十分な点が発見される。これは一体なぜであろうか。「効果の測定とフィードバック」を真に有用なものとするためには、単に「表面的に繕う」ことではなく、そもそもその補助事業の設計段階から「効果の測定とフィードバック」という考え方をインストールしておくべきものである、という本質的な部分にその解決の糸口があるのではないだろうか。

最後に、監査人が監査の全ての局面で拠り所とした「効果の測定とフィードバック」についての手続上の観点を下記して、平成19年度の包括外部監査を終えることとする。

- 各補助金交付の「目的」が特定され、交付要綱にその目的が記載されているか
 - その目的は「公益上の必要性」に適うものであるか
 - 目的の達成度（効果）を評価するについて合理的な評価の尺度が採用されているか
 - 効果測定の尺度に対応して目標値が合理的かつ適正に計数化されているか
 - 尺度の採用の局面において、可能な限り「金額的な視点」が加味されているか
 - 目指す「効果」と、これに対して投じられる補助金などの「直接コスト」とが同レベルで比較可能か（効果に対応させるべき直接コストは網羅的に考慮されているか）
 - 補助事業の結果を、上記尺度を用いて合理的かつ適正に測定しているか
 - 設定した目標と測定した実績とのギャップを分析し、また、投じられたコストと効果とを比較分析し、分析内容を次年度以降の補助事業の策定等にフィードバックしているか
-
- 外部の第三者として、補助事業について効果があるか否かについて定量的な判断が可能か

第6章 平成19年度包括外部監査の日程等について

日 時		内 容
6月27日	午 後	テーマ選定についての協議
7月29日	全 日	内部協議
7月18日	午 前	内部協議
7月18日	午 後	商工政策課、観光振興課、しまねブランド推進課、企業立地課からのヒアリング
7月24日	全 日	内部協議
7月25日	午 前	内部協議
7月25日	午 後	産業振興課、経営支援課からのヒアリング
7月31日	全 日	内部協議
8月 2日	全 日	内部協議
8月 6日	午 後	内部協議
8月21日	午 前	内部協議
8月21日	午 後	観光振興課からのヒアリング
8月22日	全 日	内部協議
8月27日	全 日	内部協議
8月29日	全 日	内部協議
8月30日	全 日	内部協議
9月 4日	全 日	内部協議
9月10日	午 後	産業振興課、商工政策課からのヒアリング
9月11日	全 日	経営支援課からのヒアリング
9月12日	午 前	内部協議
9月12日	午 後	しまねブランド推進課からのヒアリング
9月18日	全 日	産業振興課からのヒアリング
9月20日	午 前	企業立地課からのヒアリング
9月25日	全 日	経営支援課からのヒアリング
9月26日	全 日	観光振興課からのヒアリング
9月27日	全 日	経営支援課からのヒアリング
10月 2日	全 日	内部協議
10月 3日	全 日	内部協議
10月 4日	全 日	内部協議
10月10日	全 日	企業立地課からのヒアリング
10月15日	全 日	内部協議
10月16日	全 日	(財)しまね産業振興財団からのヒアリング
10月23日	全 日	(財)しまね産業振興財団からのヒアリング
10月24日	全 日	内部協議

日 時		内 容
10月31日	全 日	しまねブランド推進課からのヒアリング
11月 1日	全 日	内部協議
11月 7日	全 日	経営支援課からのヒアリング
11月 8日	全 日	産業振興課からのヒアリング
11月13日	全 日	観光振興課からのヒアリング
11月14日	全 日	観光振興課からのヒアリング
11月16日	午 前	商工政策課からのヒアリング
11月19日	全 日	企業立地課からのヒアリング
11月20日	全 日	経営支援課からのヒアリング
11月27日	全 日	しまねブランド推進課からのヒアリング
12月 4日	全 日	内部協議
12月 5日	全 日	内部協議
12月 6日	全 日	内部協議
12月11日	全 日	(財)しまね産業振興財団からのヒアリング
12月12日	全 日	内部協議
12月13日	全 日	(財)しまね産業振興財団からのヒアリング
12月18日	全 日	内部協議
12月19日	全 日	内部協議
12月26日	全 日	報告書の内容検討等
12月27日	全 日	報告書の内容検討等
1月 4日	全 日	報告書の内容検討等
1月 8日	全 日	報告書の内容検討等
1月 9日	全 日	報告書の内容検討等
1月18日	午 前	報告書の内容検討等
1月24日	全 日	報告書の内容検討等
1月30日	全 日	報告書の内容検討等
2月 7日	全 日	報告書案の作成
2月10日	全 日	報告書案の作成
2月11日	全 日	報告書案の作成
2月12日	午 後	報告書案の作成
2月13日	全 日	報告書案の作成
2月22日	全 日	報告書案の作成
3月11日	午 後	監査委員への説明
3月19日	午 前	知事等報告